

独立行政法人評価委員会 高度専門医療研究部会(第16回)

(②国立国際医療研究センター)

平成24年8月20日(月)
13:00~15:00
専用第22会議室

速記

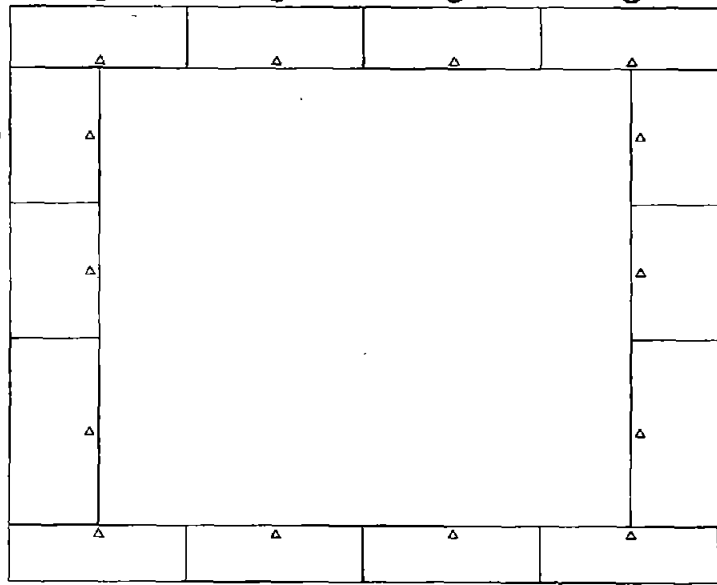
本 花 永 内
田 井 井 山
委 委 部 委
員 員 会 員
○ ○ ○ ○

三好委員 ○

和田委員 ○

政策評価官室長補佐 ○

医 政 局
国 立 病 院 課 長 房 官
大 臣 事 官
参 事 官



○ 財 国 統 国 理 国 理 企 国 国
立 立 立 立 立 立 立 立 立
務 務 務 務 務 務 務 務 務
経 経 経 経 経 経 経 経 経
理 理 理 理 理 理 理 理 理
部 部 部 部 部 部 部 部 部
長 長 長 長 長 長 長 長 長

入口

(案)

独評発第〇〇〇〇号
平成24年〇月〇日

厚生労働大臣

小宮山 洋子 殿

独立行政法人評価委員会

委員長 猿田 享男

意見書

独立行政法人国立国際医療研究センターの平成23年度に係る独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第38条第1項に規定する財務諸表について、同条第3項の規定に基づく独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

通則法第38条第1項に規定する財務諸表については、独立行政法人国立国際医療研究センターから平成24年6月29日付国際研セン発第240629003号をもって行われた承認申請のとおり承認することが適当である。

独立行政法人
国立国際医療研究センター
平成 23 年度業務実績の評価結果
(案)

平成 24 年 8 月 20 日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成23年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人国立国際医療研究センター（以下「センター」という。）は、国立国際医療センターが移行して、平成22年4月1日に発足したものである。センターは、感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの（以下「感染症その他の疾患」という。）に係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこうした業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

平成23年度のセンターの業務実績の評価は、平成22年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成22年度～26年度）の2年目の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）やいわゆる二次意見等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成23年度業務実績全般の評価

センターにおいては、新興・再興感染症及びエイズ等の感染症、糖尿病・代謝性疾患、肝炎・免疫疾患並びに国際保健医療協力を重点分野とし、我が国のみならず国際保健の向上に寄与するとともに、国際水準の医療を強化し、主要な診療科を網羅した総合的な医療提供体制の下に、チーム医療を前提とした全人的な高度専門・総合医療の実践及び均てん化並びに疾病の克服を目指す臨床開発研究を推進することが求められている。

理事長のリーダーシップの下、職員の意識改革とともに組織運営体制の一部見直し、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、特に研究業績に大きな進展がみられたが、運営費交付金の大幅な削減もあり、結果として経営に結びつかず、年度計画に掲げる経常収支に係る目標を達成できなかった。今後は、中期目標の期間全体において収支相償の目標を達成できるよう努められたい。

研究・開発について、臨床の場に基礎医学の成果を持ち込む「開発医療」の推進のため、臨床研究センターを改組して開発医療部を新設し、開発医療部の知財開発室が、研究所各部にヒアリングを行うなど、臨床応用が見込まれるシーズの洗い出しを行ったことは評価する。

また、大学や民間との共同研究の取組みは、平成22年度に比べ約3倍（7件→20件）と大幅に増加したことは、評価する。

感染症（HIV・エイズ、新興・再興感染症）、糖尿病・代謝性疾患、肝炎・免疫疾患、国際保健医療協力等各分野における研究・開発を着実に実施している。

医療の提供について、HIV・エイズ患者に対して、個々人の病態に即した医療の提供を積極的（682例）に行うとともに、先進・高度医療は、先進既存技術を2件実施のほか、新たに合計6件（先進既存技術2件、先進新規技術3件、高度新規技術1件）の申請に向けた取組みを実施したことは評価する。

多職種連携及び診療科横断によるチーム医療の推進について、昨年度に引き続き、糖尿病分野及び肝炎とHIVとの重複感染患者の医療において100%の患者に実施するとともに、国府台病院では、各診療科の入院患者で「こころ」の問題を示した患者に対し、心の診療に携わる各科が対応したのは254例に上るなど確実に実施している。

医療安全ポケットマニュアルを改訂し、全職員に常時携帯を義務づけるとともに、診療連携医療機関との院内感染対策地域連携を開始し、医療安全管理体制の充実を図った。

東日本大震災の対応では、被災した宮城県東松島市に対して、国際医療協力局を中心として、海外での保健システム構築の実績を生かして継続的な保健医療協力を実施するとともに、同県石巻市における子供の心のケアについても、国府台病院児童精神科を中心に、現地教育委員会と協力して取り組んでいる。

また、専門家派遣、研修生受入れ、海外への緊急援助活動、ラオスの研究所及びマダガスカル保健省と医療協力に関する合意書を締結するなど、国際貢献に寄与している。

そのほか看護大学校では、がん化学療法看護の教育課程を開講するとともに、東日本大震災の発生を受け、災害に関する研修を開催するなど、10コースの短期研修を積極的に行った。

こうしたことを踏まえると、平成23年度の業務実績については、全体としてはセンターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別評価に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 研究・開発に関する事項

① 臨床を志向した研究・開発の推進

臨床を志向した研究・開発の推進に向けて、橋渡し研究、データマネジメント等に取り組むため、戸山地区の臨床研究センター及び国府台地区における研究・開発体制を整備し、研究・開発を推進した。特に、シーズ発掘と臨床応用の推進に取り組むための知財管理を含む開発医療部の設置と国府台病院の臨床研究体制の充実強化を実施した。特に発表論文数と引用回数との伸張が著しく、更なる発展を期待する。

22年度より始まった早稲田大学理工学部と研究者同士の交流会を引き続き開催するとともに、理化学研究所との共同研究を実施した。また、大学や民間企業との共

同研究の取り組みを進め、22年度に比べて13件増の20件実施したことは評価できる。

研究開発費の評価については、事前評価委員会と中間・事後評価委員会を分離し、国の研究開発評価に関する大綱的指針に準拠する運営を行っている。また、評価にあたり配点基準を示して点数化し、客観的な評価を実施している。

全職員を対象とした知財に関する説明会を実施するとともに、知財に関する管理体制強化のため知財管理室を設置した。

② 病院における研究・開発の推進

臨床研究センターの体制強化に取り組み、開発医療部門や臨床研究支援部門の整備、倫理面の審査体制や臨床研究を行う者の資質向上に資する体制の整備による充実強化を図り、臨床研究の着実な進展に取り組んだ。その結果、治験実施症例数は195件にのぼり、治験申請から症例登録までの期間は90.5日と目標値である100日を上回っており、今後の着実な進展を期待する。

外部専門家を加えた一般と遺伝子解析研究の2つの倫理委員会を設置し、定期的を開催するとともに、倫理委員会の結果については、ホームページを通じて公表した。また、臨床研究認定制度に基づく認定を必須とし、研究者への倫理に関する教育を強化したことは評価する。

③ 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

(疾病の本態解明)

HIVの新規感染者について耐性検査の実施、薬剤耐性状況の把握及び遺伝子解析を年間100例の計画に対し、116例について行った。

HIV感染者への自己骨髄細胞投与による肝硬変の治療を実施するとともに、糖尿病合併症、慢性肝疾患、免疫疾患の基礎・臨床研究を実施した。

(疾患の実態把握)

平成21年4月末にメキシコなどで報告された新型インフルエンザに関して、メキシコ国立胸部疾患センターなどと共同研究体制を構築し、発症後抗ウイルス薬投与までに必要な日数と肺炎の重症化の関係について検討した。また、ベトナム北部の病院の協力の下、ベトナムにおける鳥インフルエンザ感染患者の数の推移と疫学に関する調査、鳥インフルエンザ感染患者が実際に発生した地域における住民の知識や行動・環境に関する調査などを行った。

エイズ治療・研究開発センター（以下「ACC」という。）では、昨年度に引き続きHIVと肝炎の重複感染の実態調査を実施するとともに、B型肝炎が蔓延しているアジア諸国における治療導入後の実態調査、疫学調査に関し、文部科学省海外拠点プ

プログラム研究費にて実施している。

(高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進)

ACC では、肝硬変を持つ HIV 感染者に対する自己骨髄輸注療法の治療研究を 2 例実施した。また、日本人に適した副作用を回避する治療法として、逆転写酵素阻害薬を使用しない新しい治療法開発のための臨床試験 (SPARE study) を多施設共同無作為割付け臨床試験として実施している。

慢性肝炎の診断法として、宿主側因子とウイルス側因子の測定法などを確立し、実際の患者で測定を行った。

(医薬品及び医療機器の開発の推進)

HIV・エイズにおける国内未承認の医薬品や医療機器に関する臨床研究を実施するとともに、新興・再興感染症への取組として、T-705 (臨床治験抗ウイルス薬/富山化学) を使用しての H5N1 感染の治療効果に対する評価研究 (Phase H)、Phase H 臨床試験を富山化学工業—バクマイ病院—国立国際医療研究センターの三者で産学共同臨床治験として始動したことは評価できる。

(医療の均てん化手法の研究開発の推進)

HIV・エイズについて、患者支援調整官が研究班として包括ケアプロトコールの作成に着手、看護支援調整官が班研究として長期療養プロトコールの作成のための実態調査を行った。

肝炎について、肝炎拠点病院連絡協議会や医療従事者向け研修会を開催し、また、糖尿病について、かかりつけ医及び専門医向けのマニュアルを更新したことは評価する。

(情報発信手法の開発)

エイズ医療の均てん化に資する医療者向け情報の提供として、ACC ホームページ上の E-learning サイトを更新、全国の医療者がいつでも何度でも閲覧できるように環境を整備している。

また、糖尿病の最新のエビデンスを医療従事者向けに配信しアクセス数は 19 万件、肝疾患に関するサイトは、「一般向け」、「医療従事者向け」、「肝臓専門医向け」の 3 つに分け、最新情報への定期的更新を行うことにより、利用者の便宜を図っている。

(国際医療協力の効果的な推進に必要な研究)

ザンビア、インドネシアなど 10 ヶ国の保健政策、保健システムの仕組み、保健医療サービスの現状や課題を、当該国に派遣されている派遣職員や国内の職員による

現地調査を基に収集・分析し、国際医療協力局ホームページに掲載している。

また、平成22年度から開始した「国際保健協力データベース作成と情報発信に関する研究」において、開発途上国で実施している技術協力プロジェクトの知見等を収集・評価し、過去において実施したプロジェクトを含め、それらの情報に関するデータベースの作成に取り組んでいることは評価する。

(2) 医療の提供に関する事項

① 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供

HIV・エイズ患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニターに基づき、個々人の病態に即した医療を年間150例以上提供するという計画に対し、682例実施し計画を大幅に上回ったことは大いに評価する。

先進医療について、平成23年度においては、先進医療既存技術2件について実施。さらに、先進医療既存技術2件、先進医療新規技術3件及び高度医療新規技術1件の申請に向けて準備していることも評価する。

医療の質の均質化を図るため、カンファレンスの取り組みを強化するとともに、研究所の各種カンファレンスへ医師が参画し、最新の研究成果を共有している。

② 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

カルテの開示請求に適切に対応し国府台病院と併せて67件の開示を行うとともに、セカンドオピニオンについては180件の計画に対し231件と目標を達成したことは評価する。MSW常勤3名、非常勤1名、看護師常勤1名、患者相談専門職1名の総合医療相談室に、新たにMSW常勤4名（うち1名は非常勤から）、看護師常勤1名を配置し支援体制の強化を図った。

多職種連携及び診療科横断によるチーム医療の推進については、糖尿病分野及び肝炎とHIVとの重複感染患者の医療において、昨年度に引き続き100%の患者に実施するとともに、国府台病院では、各診療科の入院患者で「こころ」の問題を示した患者に対し、心の診療に携わる各科が対応したのは254例に上るなど確実に実施している。

紹介率、逆紹介率も前年度と比べて増加しているとともに、地域連携の休日夜間の小児救急を年間98回実施、地元医師会等との合同研修会の実施、地域住民も受講可能なリトリートカンファレンスの実施などの医療の提供に努めている。

医療安全ポケットマニュアルを作成し、全職員に配布するとともに常時携帯を義務づけ、医療安全研修や感染対策研修を実施し、前年度に比べ参加人数を大幅に増やし、医療管理体制を充実させたことは評価する。

さらに、診療連携の実績のある医療機関を対象に院内感染対策地域連携を開始した。

③ その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供

平成22年9月に救命救急センターとして認可され、三次救急搬送患者は、21年度の30～40%増となり、月100件を超えるようになったこと、全救急搬送患者も対前年度7.6%程度増加し、月約1,000件の搬送を受け入れたこと、救急車搬送についても対前年度を822件以上多く受け入れるなど、前年度を上回ったことは評価する。

国際感染症センターにおいて、海外渡航前健診とワクチン接種などの渡航相談及び帰国後の疾患治療を実施している。また、平成22年8月より、成田空港検疫所の関連施設として黄熱ワクチン接種の実施医療機関として指定され、アフリカや南米の渡航者に対して、黄熱ワクチン接種に取り組み、平成23年度は1,404名に対して黄熱ワクチンの接種を実施した。加えて、他のワクチンの同時接種やマラリア予防薬の処方などを開始した。

(3) 人材育成に関する事項

昨年度に引き続き、初期臨床研修のマッチングは市中病院中全国トップであり、初期研修医105名、後期研修医144名となっており、医師臨床研修指導医養成講習会を開催し、28名が新たに修了するなど、指導体制の強化を図ったことは評価する。

海外の医療現場や大学において高い専門性と幅広い経験を身につけることを目的として若手医師を対象にした海外留学制度を整備し、平成23年度は1名を海外留学に送り出すとともに、看護師の卒後臨床研修をおこなうため、平成23年度看護部教育計画を策定し、教育体制を明確にした上で、6月よりローテーション教育を開始した。

エイズ拠点病院などの医師、看護師を対象とした研修会を実施するとともに、新興感染症や肝炎についても年度計画通りの研修・講習を実施し、糖尿病については、年度計画(3回)を上回る回数(5回)の開催を行い、639名の参加者を得ることができた。

(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項

HIVに関し、全国8ブロックのブロック拠点病院協議会を厚生労働省健康局疾病対策課と合同で各ブロックにて開催し、最新医療情報の提供を行い、高度先駆的医療及び標準医療の普及を行うとともに、首都圏の中核ブロックとの連携会議を年2回開催し、相互の連携を図るための情報交換を行った。

国府台病院において、年6回開催した児童精神科地域連携会議を通じて、地域の医療・福祉・教育領域の専門機関が地域診療ネットワーク会議にて情報共有を行った事例のデータベース作成に取りかかり、120例以上の症例のデータが蓄積したことは評価する。

(5) 国への政策提言に関する事項、その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

① 公衆衛生上の重大な危害への対応、国際貢献

エイズ動向委員会、薬事審議会医薬品第一部会、次期国民健康作り運動プラン策定専門委員会などに出席し、専門的な立場から提言を行った。

平成23年度における東日本大震災の対応では、宮城県東松島市に医療支援チームを継続的に派遣し、国府台病院からも、こころのケアチームを石巻地域へ派遣し、避難所を中心に巡回して被災者の心の諸問題の解決を支援するなど、国の危機管理対応に大きく貢献しており、評価できる。

また、国際医療協力局からコーディネーターを派遣し、東松島市保健福祉部健康推進課が行う同市で支援活動している医療チーム全体の調整や報告業務、避難所における保健衛生活動について支援した。一方、在宅被災者に対して全戸別訪問による健康支援調査を行い、要フォローアップ者の洗い出しや津波など震災の与えた健康への影響について調査分析を行い、東松島市の保健衛生対策や復興計画策定に寄与したことは高く評価する。

加えて、平成23年7月1日には、東松島復興支援プロジェクトとして、東松島市長とセンターとの間で東松島市の保健衛生活動における復興対策のための協力に関する協定書が結ばれ、定期的に人材を派遣し、避難所支援に加えて、仮設住宅入居者支援、在宅者支援、心のケア、災害マニュアル改定、保健従事者人材育成事業を展開している。

アジア、アフリカ等の開発途上国における保健システムの強化を図るため、年度計画(80件)を上回る115件の専門家の派遣、開発途上国からの研修生の受け入れも年度計画(160件)を上回る202件となった。

国際医療協力局のホームページを通じ、センターの国際保健への取組を広報するとともに国際保健医療に関する知識の普及を図っており高く評価する。

② HIV・エイズ

平成23年度のHIV・エイズ患者の診療実績は、延べ入院患者数8,000名、延べ外来患者数11,031名であった。また、外部からの診療等に関する相談件数は、年間2,446件に達した。診療情報をコンパクトにまとめた患者教育用小冊子(患者ノート)を年間8,386冊配布するとともに、医療従事者が自己研修できるよう研修内容をE-learningの形で積極的に公開するなど、情報の提供に努めた。

ブロック拠点病院との連携支援に関しては、石川県立病院に対し医師を派遣し、外来診療をサポートするとともに、名古屋医療センターと名古屋大学との連携を図るための合同会議にACCも参加し、継続していることは評価できる。

③ 看護に関する教育及び研究

研究課程部においては、社会人に対する教育機会の拡大に資するとともに、働きながら看護研究活動を継続的に実現するため、長期履修制度を導入し教育の充実を図り、平成23年度において初めて5名が活用したことは評価する。また認定看護師教育課程等を開催し、がん化学療法看護において15名が修了した。

東日本大震災の発生を受け、災害に関する研修を開催するとともに、チーム医療推進のために、感染管理の高度実践看護に関する研修を追加企画した。それらと併せ、政策的な内容に視点をあて、前年度の受講ニーズ調査を踏まえた短期研修を計10コース開催した。なお、一部の研修は、地域医療における看護継続教育に貢献するため、一般公開した。

積極的にオープンキャンパスを開催するとともに、看護学部及び研究課程部の受験内容等の更新及び研究課程部の教員の紹介の内容を充実したことにより、110万件を超えるアクセス数となった。

国立高度専門医療研究センターの看護師が行う臨床看護研究を推進するため、臨床看護研究推進センターを設置し、研究相談及び看護師が行う臨床看護研究19件の継続指導を行った。

(6) 効率的な業務運営に関する事項

① 効率的な業務運営体制

DPC対象病院に参加することを希望し、平成22年7月よりDPC準備病院として調査データの提出を開始したことから、調査データの精度を高めるべく、事務部門の見直しを行い、関係する医事室の強化を図ったことは評価する。

また、平成24年4月からの導入に向け、同年1月より「DPC室」を設置し、DPCコーディングチェック、医師及び看護師等からのDPCに関するQ&A、DPC業務全般の内容精査、DPC運用の精査などの業務を行っている。

② 効率化による収支改善、電子化の推進

センターとしての使命を果たすための経営戦略や事業計画を通じ、費用の節減や収入の確保等の経営管理を行ったが、平成23年度の損益計算において経常収支率94.6%（経常損失18.5億円）とマイナスであり、年度計画に比して各々△1.4ポイント、△517百万円目標を達成していない。今後の収支改善努力により経常収支率100%以上となることを期待する。

一般管理費について、中期計画を上回り19.1%の節減を達成した。

後発医薬品の利用促進として、平成23年度においては、次年度よりDPCに移行することに伴い、後発医薬品の利用促進するための取組を行った。

具体的には、後発医薬品を選定するための選定基準を設け、この基準に従って後発医薬品評価表を用いて先発医薬品と品質、有効性、安全性及びメーカーからの情

報提供や供給体制等必要な項目について比較するとともに、リスクマネジメントの観点から、医薬品名称や外観等の類似性を考慮した。

経営分析システムの導入により、平成23年度においては、電子カルテシステムデータ(DWH)、物流システムデータについてデータ連携を行い、精度向上を図った。

(7) 法令遵守等内部統制の適切な構築

独立性・客観性を持った内部監査、監事による業務監査及び会計監査、会計監査人による外部監査を実施することにより、内部統制体制の有効性について評価を行った。

内部監査では、各事業場を対象とし、平成22年度の内部監査結果を踏まえ、平成23年度の内部監査計画において重点監査項目を策定し、前回監査の指摘事項に対する改善状況、諸規程に対する準拠性、業務運営の適正性及び効率性についての監査を実施したことは評価する。

また、監事による業務監査の実施では、センターの運営に重要な会議への出席や業務運営状況の実態把握をするため関係部門の役職員からヒアリングを実施、会計監査人による会計監査の実施では、会計処理の適正や準拠性並びに財務報告等の信頼性を確保すべく監査を実施した。

一般競争入札等の調達手続きの競争性、公正性、透明性等を確保するため、月1回の契約審査委員会を開催するとともに、契約情報について公表基準に基づきホームページに公表し、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募については、平成22年度中に入札を実施した次年度契約分のうち、一者応札による契約は、契約者以外の応募者に対して、改善すべき点等についてアンケートを実施した。

なお、平成23年度においては、当該アンケート結果を考慮して入札時期や仕様書を見直すなど改善を図った。また、一者応札、一者応募の契約があった場合は引き続きアンケートを実施している。

(8) 予算、収支計画及び資金計画等

寄付金については、国立国際医療研究センターと友好関係にあるラオス国(ラオスパスツール研究所)との間で重要寄生虫疾患(マラリア及びメコン住血級虫症など)の研究に対する企業からの資金提供などで、受入件数81件、受入金額80,384千円と前年度に比べ大幅に増加(+24件、+40,122千円)した。

受託研究についても、受入件数47件、受入金額412,078千円と前年度より増加(+9件、+23,159千円)し、国等の競争的研究費についても積極的に申請を行った。

なお、センターは収支相償を目指し効率的経営に取り組んでいるものの、中期計画で定めた運営費交付金算定ルールを大幅に超えた運営費交付金の削減が行われ、今後このような状況が続くと、センターの事業活動に支障が生じる恐れがあることから、

センター運営における主要な財源である運営費交付金については、中期計画で定めた運営費交付金算定ルールに沿った予算措置がされるよう、配慮が必要と考える。

(9) その他業務運営に関する事項

医師とその他医療従事者との役割分担の見直しとして、医師が本来の役割に集中できる体制とするため、看護師や検査技師による採血の実施、薬剤師による処方患者への説明、調剤締め切り時間の緩和、医師事務作業補助者の配置を行いそれぞれの役割分担を見直した。

また、医師事務作業補助者については、新規採用の際に、医師事務担当医長より業務等研修を実施し、更に2週間程度の各診療科におけるオン・ザ・ジョブにて研修を実施、研修後は、各診療科の要望により適性を考慮し、平成23年度は13名を配置している。

センターのミッション達成に向けて、日常業務に係る種々の課題への対応や適正な業務執行の管理等を適切に取り組むことが必要であり、それらの企画立案と方針案決定及び進捗管理等を効率的・効果的に行うため、企画戦略室会議を月2回のペースで行った。

会議においては、種々の課題等に対して基本的考え方・方針を明確にすることにより、自律的・自発的に取り組むことを基本とし、理事会審議事項に係る検討、総長等からの指示事項の検討、NCGM提案箱など個別具体的な対応策の検討を行ったことは評価する。

(10) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点への対応

① 財務状況について

センターの機能を踏まえた職員の適正配置、診療報酬の上位基準の取得等を図るとともに、材料費や一般管理経費等に係るコスト節減に努め、収支改善を推進したが、新病棟完成に伴う減価償却費の増（平年度化）、診療機能の充実強化及び臨床研究基盤整備に伴う人件費の増などの費用増があったため、当期総損失は19.3億円を計上した。

平成24年度以降、あらゆる経営改善に取り組み、中期目標期間中において収支相償の経営を実現できるよう強力に経営改善に取り組むよう努めるべきである。

② 保有資産の活用状況とその点検

保有資産については、自らの病院事業、研究所及び臨床事業、国立看護大学校事業に有効活用している。

また、建て替えのため使用しない保育所等については、固定資産に係る独立行政法人会計基準に基づき減損処理を行い、今後、除却することになっている。

(実物資産)

平成24年4月3日「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(行政改革実行本部決定)で示された対象となる職員宿舎(24年4月1日時点)の宿舎は、24棟であり平成24年中に策定予定の見直し実施計画に基づき着実に実施されるよう当委員会としても、その措置状況を注視していく。

(金融資産)

「いわゆるたまり金の精査」における、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況については、財務担当員によるヒアリングにより、該当がない旨確認をしており、当委員会として今後も注視していく。

③ 給与水準の状況と総人件費改革の進捗状況

センターの給与水準について、平成23年度のラスパイレス指数は、研究職 113.0、医師 103.2、看護師 108.5、事務・技術職 102.9 となっており、その原因としては、地域手当の水準が戸山地区は 18%、国府台地区は 10%であること、また、医師の医長以上について年俸制を導入したこと、国の俸給の特別調整額に準じた役職手当などの支給が主に影響している。

給与水準は、適正化に向けた不断の努力が求められるものであるが、医師については、自治体病院や民間医療機関とはなお開きがあり、医師確保が問題となっている昨今において、他の医療機関と遜色のない給与水準に近づけることは必要な措置であると考えられる。

なお、医療職種のモチベーションが金銭面だけではないことは自明であり、診療環境や研究環境、勤務体制等はもとより魅力ある病院づくりも重要である。

また、総人件費改革の主な取り組みとして、技能職の退職不補充、調整額の廃止、給与カーブの変更などを行い、平成21年度からの削減額は 3.2 億円であった。他方、増額は 12.3 億円であった。結果として平成21年度と比して 9.1 億円増となり、行革推進法等による削減率を達成していないものの、新興・再興感染症、糖尿病、肝炎等に関する高度先駆的医療の研究開発・普及・医療提供や、治験・臨床研究を推進する体制強化、医療安全や診療報酬基準への対応によるものであるが、センターの役割を着実に果たしていくためには必要な措置と認められる。

今後とも適正な人件費管理を行い人件費改革に強力に取り組む必要があるが、国内外の関係機関と連携し、研究・開発及び人材育成に関し国際水準の成果を生み出していくためには、研究・医療現場に対する総人件費改革の一律の適用は困難である。

福利厚生費については、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施をはじめ、弔電、供花や永年勤続表彰についても厚生労働省に準じた基準とするなど事業運営上不可欠なものに限定し、適切に取り組んでいる。

④ 事業費の冗費の点検について

共同入札の実施や、複数年契約の実施、また業務委託契約の仕様の見直し、医事会計システムの国府台病院との共同入札の実施によりコスト削減を行っている。旅費については旅費計算内容を複数人でチェックを行っている。こうした継続的な取組みを期待する。

⑤ 契約について

契約については、一般競争入札を原則とする取組みを行っており、契約審査委員会において公正性、妥当性等について審査を経るとともに、契約監視委員会を設置し、平成23年度に締結した契約のうち、競争性のない随意契約や一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、今後は、より一層透明性と競争性が確保された厳正かつ適切な契約の実施に期待する。

(公益法人等への会費等への支出について)

平成23年度においては、2件の該当があり、次年度以降においては、平成24年3月23日「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(行政行革実行本部決定)の方針に従い、独立行政法人の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出を行うことがないよう当委員会としても、その措置状況を注視していく。

⑥ 内部統制について

センター設立時に業務運営体制としての重要事項を審議する理事会を設けるとともに役員会、幹部会議等において、理事長が理念や方針を役職員に示しており、全職員に周知されている。また、職員とのヒアリングや意見交換の実施などにより職員からの意見を積極的に取り入れる環境を整備し、前述の会議等においてもセンターとして取り組むべき事項は取り入れるなどセンターの活性化を図っている。逆に、ミッション達成を阻害すると思われる要因や問題点、今後の課題等についても把握するとともに、それらについては十分な分析・検討により、その対応について役職員に対する的確に指示をするなど、適切な統制環境の確保に向けて取り組んでいると認められる。

また、監事による監査のほか、監査室による内部監査やコンプライアンス室、理事長特任補佐による理事長補佐体制と合わせ、内部統制の充実に取り組んだことは、ミッションや中期計画を達成する上でその妥当性やリスクを把握・分析する重要かつ適切な取り組みであったと言える。

加えて、監事は、業務評価制度の実施状況報告を受け、必要に応じて調査を行うことにより、職員が全体目標・部門目標を共有し自ら設定した目標の達成に努めて

いるか、職員間のコミュニケーションが十分図られているかについても確認を行っている。

さらに、センターの実績は年度計画を若干下回っているが、概ね年度計画や業績測定のための尺度が妥当であったと認める。今後においても、役職員に対する内部統制の周知徹底を図るとともに、監査法人監査及び内部監査の実効を高めることを期待する。

⑦ 事務事業の見直しについて

独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針で講ずべき措置とされた、研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業等の業務運営の効率化については、平成22年度から継続して実施している。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成24年7月17日から31日までの間、センターの業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行い、その寄せられた意見を参考にしながら評価を行った。

独立行政法人国立国際医療研究センターの平成23年度長期借入金について

独立行政法人国立国際医療研究センターは、感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするものに係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。

この目的を達成するため、診療業務に係る病棟等の整備を行うために必要な資金を次のとおり財政融資資金の借入を行ったものである。

【平成23年度借入額】

借入額 (累計額)	700,000,000円 (700,000,000円)
借入時期	平成24年3月30日
区分 (使途)	財政融資資金 (施設整備)
償還期間	25年(うち据置5年)
借入利率	1.0% 借入日(H24.3.30)の借入金利による

【平成23年度計画額】

計画額	2,500,000,000円
区分 (使途)	財政融資資金 (施設整備)

独立行政法人国立国際医療研究センターの役員の退職金に係る業績勘案率

1. 退職役員について

- (1) 氏 名：桐野 高明 (きりの たかあき)
 (2) 役 職：独立行政法人国立国際医療研究センター 理事長
 (3) 在職期間：平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日

2. 業績勘案率の算定について

- (1) 役員の在職期間のうち法人の年度評価が実施された期間の評価結果に基づく算定

	平成 22 年度	平成 23 年度
法人の中期目標期間及び 年度業績勘案率 (別添 1)	1. 56	1. 5
平均値の分類	X	X
各分類に対応する率	1. 5	1. 5

- 在籍月数：24 か月 (平成 22 ~ 23 年度各 12 か月)

- (2) 役員の在職期間のうち法人の年度評価が未実施の期間の実績に基づく算定なし
- (3) 業績勘案率の計算式 (在籍月数合計 24 か月)
 $(1. 5 \times 12 + 1. 5 \times 12) \div 24 = 1. 5$
- (4) 役員の在職期間における目的積立金の状況
 目的積立金は積んでいない
- (5) 退職役員に係る職責事項についての申出
 無し
- (6) 業績勘案率の事務局案について

桐野氏の業績勘案率については、在職期間中の業務実績評価結果に対応する業績勘案率は 1. 5 となるが、在職期間における目的積立金等の状況を踏まえ、過去の厚生労働省所管法人の業績勘案率の実績と比較考慮すれば、

桐野高明氏の業績勘案率は、1. 0 (事務局案)

1. 在職期間に係る法人及び前理事長の業績について

独立行政法人国立国際医療研究センターは、研究所、センター病院、国府台病院、臨床研究センター、国際医療協力局及び国立看護大学校の各部門からなり、高度総合医療の推進を図るとともに、特に感染症、肝炎・免疫疾患ならびに糖尿病・代謝性疾患に関する研究・診療を推進し、これらの疾患や医療の分野における国際協力に関し調査・研究及び人材の育成を総合的に行う高度専門医療研究センターとして、極めて重要な役割を担っている。

桐野前理事長は、平成22年4月に国立国際医療研究センター理事長に就任し、独法初年度であることを念頭にセンターの発展的かつ安定的な運営に向けて職員の意識改革と意志統一を図ることに重点を置くとともに、高度先進医療を推進し、強力なリーダーシップをもってさまざまな組織改革に取り組み実績を上げてきたことは大きな功績である。

①効率的な業務運営

法人設立と同時に事務部門の改革を行い、総務部・人事部・企画経営部・財務経理部の4部体制とし各部門の業務に関して権限と責任を明確化し迅速な意思決定を可能にした。また、組織の活性化を目指し、理事会、監査室、企画戦略室、コンプライアンス室によるガバナンス体制の強化を図った。さらに、国府台病院の事務及び看護大学校の事務のうち、財務、給与及び調達に関する業務の一部を戸山地区に一元化し、効率的な運営体制とした。招へい型任期付職員や若手育成型任期付職員については年俸制を導入するとともに、高度の専門的知識、技術等を有する者及び研究者として高い資質を有する者など人材を公募により採用し、高度先駆的医療や臨床研究推進などのために体制整備を図った。

また、副院長の役割と病院内での位置付けを明確化するため、センター病院及び国府台病院において複数制を導入した。

②法令遵守等内部統制の適切な構築

コンプライアンス室及び監査室を設置し、監事による業務監査、会計監査人による会計監査との連携を図り、効率的・効果的な内部統制体制の構築に取り組んだ。

具体的には、コンプライアンスの推進では、職員等相談窓口センターを設置し、内部監査では、重点項目事項を定め、実地監査と書面監査を実施し、監事

による業務監査の実施では、法人の運営に重要な会議への出席や業務運営状況の実態把握をするため関係部門の役職員からのヒアリング実施、会計監査人による会計監査の実施では、会計処理の適正や準拠性並びに財務報告等の信頼性を確保すべく監査を実施した。

③その他業務運営に関する事項

個々の職員の業務実績を適切に反映させることができるよう業績評価制度を導入し、常勤職員全員に適用させた。

育児短時間勤務の導入や育児休業の周知徹底、看護職員の二交代制の導入のほか、女性医師及び看護師にとって働きやすい職場にするための取組みの一つとして希望による診察衣・看護衣の配布、パースデイ休暇の導入、健康診断において乳がん検診を実施した。

医師が本来の役割に集中できる体制とするため、看護師や検査技師による採血の実施、薬剤師による処方患者への説明、調剤締め切り時間の緩和、医師事務作業補助者の配置を行いそれぞれの役割が発揮できるように職場環境の整備を行った。

また、薬剤師、放射線技師、検査技師、救急救命士及び救急科医師についても、二交替制勤務を導入するなど、職員にとってのワークライフバランスの充実により、職員の確保対策及び復職支援を図った。看護師確保については、プロジェクトチームを設置するとともに、院内見学説明会だけでなく、業者主催の説明会等に積極的に参加し募集活動を行った。

センター運営やミッション達成に有意義な意見を幅広く聴取するため、NCGM提案箱を設置し、提出された提案については提案内容を集約し、企画戦略室会議に報告するとともに、実施の可否や対応策を検討し、センター運営への反映につなげる取組を行った。

④医療の提供に関する事項

医療安全委員会を定期的で開催し、医療安全ポケットマニュアルを作成、全職員に配布するとともに、医療安全研修や感染対策研修を実施し、医療安全管理体制を充実させた。医療の質の評価に必要な基礎データを取り出すため、必要な医療情報システム環境（データウェアハウス）を整備した。平成22年9月から救命救急センターを開設し、救急車搬送患者数、時間外救急搬送患者数

共に増加し、東京都の救急医療に大きく貢献した。平成23年4月には、公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価（ver6）、平成23年5月には救急（付加機能）を受審し、平成23年7月日本医療機能評価機構より認定された。

⑤ 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項

HIVに関し、全国8ブロックのブロック拠点病院協議会を厚生労働省疾病対策課と合同で各ブロックにて開催し、最新医療情報の提供を行い、高度先駆的医療及び標準医療の普及を行うとともに、首都圏の中核ブロックとの連携会議を開催し、相互の連携を図るための情報交換を行った。

センター全体の広報活動を担う広報係長を総務課に新たに配置するとともに、各事業所に広報戦略ワーキンググループを組織するなど、広報活動を更に円滑に行う体制整備を行い、HIV感染症に関して、信頼のおける情報を入手しやすいホームページに改訂し、一般の海外旅行者向け情報（マラリア予防、下痢症予防）を情報提供した。また、輸入感染症（マラリア、デング熱、腸チフスなど）や一類感染症（ラッサ熱）に関する医療者向け情報を提供した。

⑥ 国への政策提言に関する事項、その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

エイズ動向委員会、障害年金専門家会議、エイズ予防指針作業班会議、薬事審議会医薬品第一部会などに出席し、専門的な立場から提言を行った。

センター病院全職員を対象とした災害訓練の実施や災害マニュアルを改訂し各職場に配布するとともに、NBC災害への対応マニュアルの整備、生物テロ災害に関するマニュアルを改訂するなどの取組を行った。

平成22年6月にベトナム・バックマイ病院と締結した合意書に基づいて、共同研究、人材交流、症例検討等の協力を実施した。また、年報も作成しベトナム保健省に提出した。さらに、ラオス・パスツール研究所、マダガスカル・保健省公衆衛生局と新規に合意書を締結し、共同研究、人材交流を開始した。

平成22年9月のパキスタン・イスラム共和国の洪水被害及び平成23年3月のニュージーランド地震発生時には、迅速に国際緊急援助隊医療チームを派遣し、国際災害に対する医療協力の体制と質の向上をはかり、国際医療協力及び感染症対策に貢献した。

また、平成23年3月東日本大震災の対応では、センター病院から発生直後

にDMAT を派遣するとともに、宮城県東松島市に医療支援チームを継続的に派遣し、在宅被災者に対しての全個別訪問による健康支援調査を実施した。また、国府台病院からこころのケアチームを宮城県石巻地区へ派遣し、避難所を中心に巡回して被災者の心の諸問題の解決を支援した。平成23年7月には東松島復興支援プロジェクトとして、東松島市と保健衛生活動における復興支援のための協定書を締結し、国の危機管理対応に大きく貢献した。

アジア、アフリカ等の開発途上国における保健システムの強化を図るため、専門家を派遣し、開発途上国からの研修生の受け入れも積極的に行った。

国際医療協力部のホームページを通じ、センターの国際保健への取組を広報するとともに国際保健医療に関する知識の普及を図った。

⑦ HIV・エイズ

診療情報をコンパクトにまとめた患者教育用小冊子（患者ノート）を配布するとともに、医療従事者が自己研修できるよう研修内容をElearningの形で積極的に公開するなど、情報の提供に努めた。

ブロック拠点病院との連携支援に関しては、平成22年10月より石川県立病院に対し月1回の医師派遣による外来診療をサポートを継続した。また、名古屋大学と名古屋医療センターとの合同会議に参加した。さらに、東日本大震災後、仙台医療センターや福島医大などと診療情報を共有し、ホームページに診療情報サイトを立ち上げ、現場で必要となる診療情報を迅速に掲載するなどして対応した。

個別項目に関する評価結果

独立行政法人 国立国際医療研究センター						
	平成22年度			平成23年度		
	平均	評価結果	対応率	平均	評価結果	対応率
1. 臨床を志向した研究・開発の推進	3.80	A	1.5	4.33	A	1.5
2. 病院における研究・開発の推進	4.00	A	1.5	3.66	A	1.5
3. 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	4.00	A	1.5	3.83	A	1.5
4. 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供	4.40	A	1.5	4.66	S	2.0
5. 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供	4.20	A	1.5	4.33	A	1.5
6. その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供	5.00	S	2.0	4.33	A	1.5
7. 人材育成に関する事項	4.00	A	1.5	4.00	A	1.5
8. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	3.80	A	1.5	3.66	A	1.5
9. 国への政策提言に関する事項、その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	4.80	S	2.0	4.50	S	2.0
10. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 HIV・エイズ	3.80	A	1.5	3.66	A	1.5
11. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 看護に関する教育及び研究	3.80	A	1.5	3.83	A	1.5
12. 効率的な業務運営体制	3.60	A	1.5	3.50	A	1.5
13. 効率化による収支改善・電子化の推進	4.20	A	1.5	3.00	B	1.0
14. 法令遵守等内部統制の適切な構築	3.60	A	1.5	3.66	A	1.5
15. 予算、収支計画及び資金計画	3.60	A	1.5	3.16	B	1.0
16. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	3.80	A	1.5	3.66	A	1.5
			1.56			1.50

国際研セン発第240816001号

平成24年8月16日

厚生労働省独立行政法人評価委員会
委員長 猿田 享男 殿

独立行政法人国立国際医療研究センター
理事長 春日 雅人

独立行政法人国立国際医療研究センターの役員の退職について

平成24年3月31日付けで当センターの下記の役員が退職しましたので、その退職手
当に係る業績勘案率の算定をお願いします。

記

氏名	桐野 高明
役職	理事長
在職期間	平成22年4月1日～平成24年3月31日

役員報酬規程の改正について

1 役員報酬規程改正の考え方

平成24年2月、国家公務員の給与の改定が行われ、国の指定職職員の給与について、人事院勧告に伴う俸給月額約0.5%の引き下げ、及び給与改定臨時特例法に伴う俸給月額等約9.77%の引き下げが実施されたことから、当法人の役員月例年俸等について所要の改正を行ったところである。

2 役員報酬規程改正の改正内容

(1) 月例年俸の改定

国の指定職職員に準じて、月例年俸の額について、約0.5%の引き下げを行った。

改正時期：平成24年5月1日

(2) 特例措置

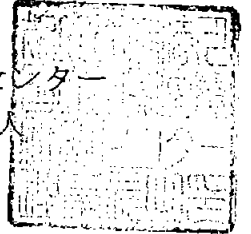
国の指定職職員に準じて、月例給、地域手当、業績年俸の9.77%の引き下げを行った。

改正時期：平成24年6月1日

国際研セン発第240501001号
平成24年5月1日

厚生労働大臣
小宮山 洋子 殿

独立行政法人国立国際医療研究センター
理事長 春日 雅人



役員に対する報酬等の支給の基準の変更の届出について

今般、別添のとおり役員に対する報酬の支給の基準を変更たので、独立行政法人
通則法（平成11年法律第103号）第62条の規定に基づき届出を行います。

附 則 (平成24年5月1日規程第11号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年5月1日から施行する。

(平成24年6月に支給する業績年俵に関する特例措置)

第2条 平成24年6月に支給する業績年俵の支給額は、独立行政法人国立国際医療研究センター役員報酬規程 (以下「役員報酬規程」という。) 第8条の規定にかかわらず、この規定により算定される業績年俵の額 (以下この項において「基準額」という。) から、次に掲げる額の合計額 (以下この項において「調整額」という。) に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、業績年俵は支給しない。

- 一 平成23年4月1日 (同月2日からこの規程の施行の日 (以下「施行日」という。) までの間に常勤役員となった者 (同月1日に常勤役員であった者で任用の事情を考慮して総長が定めるものを除く。) にあつては、その常勤役員となった日 (当該日が2以上あるときは、当該日のうち総長が定める日)) において常勤役員が受けるべき月例給、地域手当及び単身赴任手当 (独立行政法人国立国際医療研究センター職員給与規程 (平成22年規程第14号) 第53条第3項を準用して得られる額を除く。) の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数 (同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、月例給を支給されなかった期間、常勤役員以外の職員であった期間その他の総長が定める期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して総長が定める月数を減じた月数) を乗じて得た額
- 二 平成23年6月1日において常勤役員であった者 (任用の事情を考慮して総長が定める者を除く。) に同月に支給された業績年俵の合計額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月1日において常勤役員であった者 (任用の事情を考慮して総長が定める者を除く。) に同月に支給された業績年俵の合計額に100分の0.37を乗じて得た額
- 三 平成24年4月に支給された月例給に100分の9.77を乗じて得た額及び同年5月に支給された月例給に100分の9.77を乗じて得た額
- 四 同年4月に支給された地域手当の額に100分の9.77を乗じて得た額及び同年5月に支給された地域手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
(その他の事項)

第3条 この規程による改正後の役員報酬規程の実施に必要な事項については、総長が別に定める。

別添

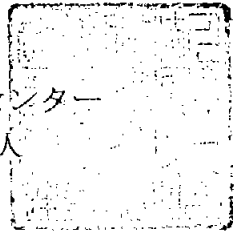
役員報酬規程新旧対照表

新			旧		
別表 役員基本年俸表			別表 役員基本年俸表		
号俸	基本年俸額		号俸	基本年俸額	
	月例年俸額	業績年俸額		月例年俸額	業績年俸額
1	<u>8,640,000</u>	<u>2,897,100</u>	1	<u>8,688,000</u>	<u>2,913,200</u>
2	<u>9,312,000</u>	<u>3,122,400</u>	2	<u>9,360,000</u>	<u>3,138,500</u>
3	<u>10,008,000</u>	<u>3,355,800</u>	3	<u>10,056,000</u>	<u>3,371,900</u>
4	<u>10,944,000</u>	<u>3,669,700</u>	4	<u>11,004,000</u>	<u>3,689,800</u>
5	<u>12,660,000</u>	<u>4,245,100</u>	5	<u>12,720,000</u>	<u>4,265,200</u>

国際研セン発第240531005号
平成24年5月31日

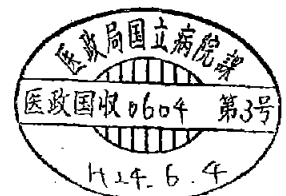
厚生労働大臣
小宮山 洋子 殿

独立行政法人国立国際医療研究センター
理事長 春日 雅人



役員に対する報酬等の支給の基準の変更の届出について

今般、別添のとおり役員に対する報酬の支給の基準を変更したので、独立行政法人
通則法（平成11年法律第103号）第62条の規定に基づき届出を行います。



附 則 (平成24年5月31日規程第14号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年6月1日から施行する。

(特例措置)

第2条 平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間 (以下「特例期間」という。) においては、常勤の役員 (以下「常勤役員」という。) に対する月例給 (役員報酬規程第3条第1項に規定する月例給をいう。以下この項において同じ。) の支給に当たっては、月例給から、月例給に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 地域手当 当該常勤役員が受けるべき地域手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 二 業績年俸 当該常勤役員が受けるべき業績年俸の額に、100分の9.77を乗じて得た額

別紙

独立行政法人国立国際医療研究センター
平成23年度業務実績評価シート

目 次

評価区分	平成23年度計画記載事項	頁
評価項目 1	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	1
	1. 研究・開発に関する事項	1
	(1)臨床を志向した研究・開発の推進	1
評価項目 2	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	7
	1. 研究・開発に関する事項	7
	(2)病院における研究・開発の推進	7
評価項目 3	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	9
	1. 研究・開発に関する事項	9
	(3)担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	9
評価項目 4	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	23
	2. 医療の提供に関する事項	23
	(1)高度先進的な医療、標準化に資する医療の提供	23
評価項目 5	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	26
	2. 医療の提供に関する事項	26
	(2)患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供	26
評価項目 6	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	35
	2. 医療の提供に関する事項	35
	(3)その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供	35
評価項目 7	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	38
	3. 人材育成に関する事項	38
	(1)リーダーとして活躍できる人材の育成	38
(2)モデル的研修・講習の実施	39	
評価項目 8	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	42
	4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	42
	(1)ネットワーク構築の推進	42
(2)情報の収集・発信	43	
評価項目 9	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	46
	5. 国への政策提言に関する事項	46
	6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	46
	(1)公衆衛生上の重大な危害への対応	46
	(2)国際貢献	47

評価区分	平成23年度計画記載事項	頁
評価項目 10	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	51
	6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	51
	(3)HIV・エイズ	51
評価項目 11	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	53
	6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	53
	(4)看護に関する教育及び研究	53
評価項目 12	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置	56
	1. 効率的な業務運営に関する事項	56
	(1)効率的な業務運営体制	56
評価項目 13	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置	61
	1. 効率的な業務運営に関する事項	61
	(2)効率化による収支改善	61
	2. 電子化の推進	64
	(1)電子化の推進による業務の効率化	64
(2)財務会計システム導入による月次決算の実施	65	
評価項目 14	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置	72
	3. 法令遵守等内部統制の適切な構築	72
	第3 予算、収支計画及び資金計画	77
評価項目 15	1. 自己収入の増加に関する事項	77
	2. 資産及び負債の管理に関する事項	77
	第4 短期借入金の限度額	78
	第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画	78
	第6 剰余金の使途	78
	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	81
	1. 施設・設備整備に関する計画	81
評価項目 16	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	81
	2. 人事システムの最適化	81
	3. 人事に関する方針	82
	4. その他の事項	83

<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 研究・開発に関する事項</p> <p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進 高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を志向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 研究・開発に関する事項 センターは、感染症その他の疾患並びに国際保健医療協力を中心課題として、高度総合医療を担う病院、途上国に対する社会医学分野の研究・開発を担う国際医療協力部、疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究をはじめ、先駆的な診断・治療法の開発を目指す橋渡し研究並びに臨床研究に取り組む研究所の連携を基盤としながら、これまでの国際保健医療協力の実績を基礎として国内外の医療・研究機関との共同研究の推進を図る。また、感染症その他の疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究の推進から、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発等を総合的に進めていくとともに、国際保健医療協力に関する研究を推進する。</p> <p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化 研究所等と病院が、それぞれの専門性をふまえた上で情報や意見交換の場を設け</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 研究・開発に関する事項</p> <p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化 それぞれの専門性を踏まえた上で、情報交換や意見交換を行い、相互の連携を</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 研究・開発に関する事項</p> <p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化 1. 研究所と病院の連携強化 臨床の場に基礎医学の成果を持ち込む「開発医療」の推進のため、臨床研究センターを改組し、開発医療部を平成24年1月に新設した。開発医療部の知財開発室が、研究所各部にヒアリングを行い、臨床応用が見込まれるシーズの洗い出しを</p>
---	--	---	--

	<p>る事により相互の連携を図る。また、基礎研究の成果を臨床現場につなげるため、臨床研究支援・相談や、臨床データ・検体の登録等、臨床疫学的研究基盤を整備する。</p> <p>これにより、研究開発費等による研究所等と病院の共同研究を毎年10件以上実施する。</p> <p>② 産官学等との連携強化 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」等を踏まえ、先駆的な技術・モノ・システムの開発・実用化に資する「医療クラスター」を形成する。企業、大学等の研究機関、大規模治験実施医療機関等との連携を図り、共同研究・委託研究を推進するとともに、情報発信の仕組みを構築し、関係業界等との協議の場を設ける。</p> <p>これにより、開発初期の臨床研究の外部機関等との共同研究数を毎年10件以上とする。</p> <p>③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備 センターの使命を果すための研究(研究開発費を含む。)を企画し、評価していく体制の強化を図る。</p>	<p>図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎研究の成果を臨床現場につなげるため、臨床研究支援・相談や、臨床データ・検体の登録等、臨床疫学的研究基盤の整備を行う <p>② 産官学等との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業、大学等の研究機関、大規模治験実施医療機関等との連携を図り、共同研究・委託研究を推進するための情報発信の仕組みを検討し、関係業界等との協議の場を設け、連携体制を整備する。 開発初期の臨床研究において外部機関等との共同研究数を10件以上とする。 <p>③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発費の評価委員会を設置し、企画・評価体制の充実を図る。 	<p>行った。</p> <p>2. 臨床研究推進のための基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年1月、臨床研究センター長(非常勤理事併任)に抗HIV薬の開発で有名な満屋裕明氏を迎え、臨床研究支援体制の強化を行った。 臨床研究部にシーズ発掘と臨床への応用を推進するため、開発医療部を平成24年1月に新設した。 臨床研究相談体制の強化の一環として、副師長級の看護師1名が看護部から臨床研究支援部に配置転換され、看護研究支援に取り組んでいる。 多施設共同研究のデータマネジメントを行うJCRACデータセンターでは、業務受託の手順を整え、系統的なSOP(標準作業手順書)を整備した。 患者レジストリーとして、Data Warehouse (DWH)を活用する体制の整備が図られた。試用期間を設定して運用上の課題を検討し、利用者からのフィードバックを求めシステムの修正を行った。 国府台病院に「臨床研究・治験センター」を設立し、国府台病院を中心に行う臨床研究や治験を支援する体制を整備した。そして患者背景を中心としたデータベースを作成し、平成24年3月末時点でのデータベース登録数は2,154症例に達した。また救急診療を行う中で、臨床研究におけるデータ登録をリアルタイムに行えるシステムに新しい機能を追加し改修した。さらに臨床研究にも応用可能性のあるメンタルヘルス診療支援システムを開発した。 <p>② 産官学等との連携強化</p> <p>1. 企業、大学等の研究機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度より継続している、早稲田大学理工学部との間での、研究者同士の交流のための会合(WANCOの会)を継続している。WANCOの会は、平成23年度に1回(11月29日)開催され、若手研究者の研究発表会を行った。また、WANCOの会から拡大した取り組みとして、医療化学懇談会も継続された取り組みとして行われており、平成23年度は、5月20日、7月15日、10月30日にNCGM、早稲田大学、化学/医学関連企業合同の会合を開催した。 なお、平成23年度には早稲田大学との包括協定締結に向け大学本部との間で協議を開始することとしている。また、理化学研究所との間で、昨年度に行った研究シーズに関する意見交換会の結果、当センターの1つのシーズを基にして共同研究にこぎ着けることになった。 治験環境の整備として、契約方法の変更や治験等依頼者を対象とした説明会の開催を行った。これらにより平成23年度の治験及び製造販売後臨床試験の新規受託件数は22件まで増加した。また治験に係る人材の育成活動として、薬学部学生に対する長期病院実務実習を実施した。更に、医薬品開発関連業務への就職を希望する学生を対象とした専門コースの学生を受け入れ、11週間の特別実習を行った。 <p>2. 外部機関等との共同研究 開発初期の臨床研究について、民間との共同研究は13件、大学との共同研究は1件、民間・大学と当センターの3者で行っているものは6件ある。</p> <p>③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備</p> <p>1. 研究開発費評価委員会の設置 研究開発費の評価にあたっては、独立行政法人化後、初めに全て外部委員からなる委員会の編成を行った。その際、事前評価委員会と中間・事後評価委員会を分離し、国の研究開発評価に関する大綱的指針に準拠するように運営を行っている。委員会において適切な評価ができるよう、国際医療協力分野と疾病研究分野の評価委員会にはそれぞれの分野の専門家を配置し、大型研究の採択に当たるプロジェクト研究評価委員会には、大学で大型研究を取り扱うことのできる多くの医学研究者を配置した。なお、評価に当たっては、配点基準を示して点数化し、客観的な評価に努めている。</p> <p>また、事後評価及び中間評価の結果のうち、次年度の採択に有用な情報は共有できるよう、事前評価委員会に連絡する体制をとっている。</p>
--	--	---	---

<p>④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進</p>	<p>④ 知的財産の管理強化及び活用推進</p> <p>センターにおける基礎研究成果を着実に知的財産につなげるため、知財に関する相談体制を整備するとともに知的財産を適切に管理する。</p>	<p>④ 知的財産の管理強化及び活用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員に対し、知財に関する相談・説明会を開催するとともに、知財に関する相談・管理体制の充実に向け検討委員会を開催する。 	<p>④ 知的財産の管理強化及び活用推進</p> <p>1. 知的財産に関する説明会開催及び相談体制の整備</p> <p>職員の知財に対する理解と意識を高めるため、全職員を対象に知財に関する説明会を平成23年9月及び平成24年1月に開催した。</p> <p>センター内の知財に関する管理体制を強化するため、知財開発室長（知財管理マネージャー兼務）、知財事務担当者各1名を専属で採用した。彼らを中心に、センターの知財関連担当者が合計6回連絡会議を開いて、発明案件や知財体制について検討を行った。また厚労省傘下の研究型独法の知財管理について、他施設の知財担当者とも意見・情報交換を行った。センターとして弁理士と契約を締結し、知財や各種契約に関するコンサルタント業務につき依頼をした。</p> <p>【発明出願件数】</p> <p>平成23年度 国内10件（うち企業・大学・研究型独法等との共願9件）、海外11件、 平成22年度 国内4件（企業・大学・研究型独法等との共願）</p> <p>【登録特許件数】</p> <p>平成23年度 5件</p> <p>説明資料1-1 国際臨床研究センター組織図 説明資料1-2 JCRACデータセンターパンフレット 説明資料1-3 JCRACデータセンター ネットワーク概要 説明資料1-4 平成23年度医療化学懇談会開催の状況 説明資料1-5 Bio Tech Japan 2012 アカデミックフォーラムへの出展について 説明資料1-6 DWH運用について 説明資料1-7 国府台病院臨床研究・治験センター組織図 説明資料1-8 研究開発費について（仕組み、平成23年度採択課題一覧） 説明資料1-9 研究開発費評価委員会委員名簿（平成23年度） 説明資料1-10 知財管理のしくみについて 説明資料1-11 研究所評価・助言会議について 説明資料1-12 糖尿病研究センターの今後に向けての提言</p>
----------------------------	--	---	--

評価の視点等	自己評定	S		評 定	A		
<p>■評価項目1■ 研究・開発に関する事項 (1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p>	<p>(総合的な評定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨床を志向した研究・開発の推進に向けて、橋渡し研究、データマネジメント等に取り組むため、国際臨床研究センター及び国府台病院における研究・開発体制を整備し、研究・開発を推進した。 特に、シーズ発掘と臨床応用の推進に取り組むための知財管理を含む開発医療部の設置と国府台病院の臨床研究体制の充実強化を実施。 当センターのミッションに沿った研究・開発の推進基盤の充実や体制の整備などによる積極的な研究・開発の取り組みは、中期計画を大幅に上回っているものと言える。 特に、大学や民間との共同研究の取組みは、平成22年度に比べ約3倍(7件→20件)と大幅に増加した。 			<p>(委員会としての評定理由) 臨床を志向した研究・開発の推進に向けて、橋渡し研究、データマネジメント等に取り組むため、戸山地区の臨床研究センター及び国府台地区における研究・開発体制を整備し、研究・開発を推進した。特に、シーズ発掘と臨床応用の推進に取り組むための知財管理を含む開発医療部の設置と国府台病院の臨床研究体制の充実強化を実施した。 以上の実績と取り組みについて評価する。</p> <p>(各委員の評定理由) ・臨床研究推進体制や共同研究が順調に進められているが、想定外の部分は明らかでない。 ・臨床研究センターの改組による開発医療部がシーズの洗い出し等に着手したことは高く評価できる。 ・臨床支援体制の強化、開発医療部の新設、国府台の臨床研究・治験センター設置など臨床開発部体制の強化、外部機関との開発初期の共同研究の推進、研究開発評価委員会の設置並びに評価の数値化など具体的施策推進、知財管理体制強化による出願件数大幅増加など評価する。 ・基礎研究の実用化促進のため、研究所と病院の連携を一層強化するとともに、優秀な人材も迎え入れたことは評価できる。 ・基礎研究の実用化のためには知的財産の管理体制が重要であり、この点の管理体制の強化は評価できる。 ・開発医療部新設、臨床研究・治験センター設立などセンター内の連携強化を進めていること、開発初期の臨床研究において共同研究が前年度より13件(186%)増加するなど産官学等との連携強化を進めていること、国内外における新規発明出願件数が21件と前年度の5件より大幅に増加するなど知的財産の管理強化及び活用推進を図っていることなど、大いに評価できる。 ・企業や大学との連携強化に努力されていることは評価できる。 ・開発初期の臨床研究について外部機関等との共同研究数は計画を大きく上回っており高く評価できる。</p>			
<p>【数値目標】 ○ 研究開発費等による研究所等と病院の共同研究を毎年10件以上実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国際医療研究開発費を基に、研究所と病院の間で行われている共同研究を17件実施した。(平成21年度採択分5件、平成22年度採択分7件、平成23年度採択分5件) 			<p>(その他の意見) ・医療クラスター形成については、国府台の新研究棟の整備など今後の成果が期待される。</p>			
<p>○ 開発初期の臨床研究の外部機関等との共同研究数を毎年10件以上実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民間企業との間で締結した開発初期段階での共同研究を13件、大学との共同研究を1件、民間企業・大学と3者での研究を6件実施しており、平成23年度における外部機関等との共同研究数は20件となった。 						
<p>【評価の視点】 ○ 研究所等と病院がそれぞれの専門性をふまえた上で情報や意見交換の場を設けることにより相互の連携を図るとともに、基盤研究の成果を臨床現場につなげるため、臨床研究支援・相談や、臨床データ・検体の登録等、臨床疫学的研究基盤を整備しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨床の場に基礎医学の成果を持ち込む「開発医療」の推進のため、臨床研究センターを改組し、開発医療部を平成24年1月に新設し、開発医療部知財開発室が、研究所各部にヒアリングを行い、臨床応用が見込まれるシーズの洗い出しを行った。 多施設共同研究のデータマネジメントを行う JCRAC データセンターでは、業務受託の手順を整え、効率化のためサーバーを外部に集中化すると共に、系統的な SOP (標準作業手順書) を整備した。 患者レジストリーとして、Data Warehouse (DWH) を活用する体制の整備が図られた。試用期間を設定して運用上の課題を検討し、利用者からのフィードバックを求めシステムの修正を行った。 国府台病院に「臨床研究・治験センター」を設立し、国府台病院を中心に行う臨床研究や治験を私撰する体制を整備した。 (評価シート2頁参照) 						

<p>○ 先駆的な技術・モノ・システムの開発・実用化に資する「医療クラスター」を形成しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国府台地区において、研究棟、新病棟の整備を行い、平成24年4月に完成（現在、移転準備中）。この中で治験病棟の設置を行い、新薬開発等に取り組む医療クラスターの形成に向けた体制整備を図ることとしている。 ・特に、医療クラスターの形成に向けた体制整備の一環として、肝炎ウイルス研究に必要な各種研究機器を整備し、治療法の開発に向けた取組みを行っている。 	
<p>○ 大学等の研究機関、大規模治験実施医療機関等との連携を図り、共同研究・委託研究を推進するとともに、情報発信の仕組みを構築し、関係業界等との協議の場を設けているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度より始まった、早稲田大学理工学部との間で、研究者同士の交流のための会合（WANCOの会）を継続し、平成23年度においては1回（11/29）開催され若手研究者の研究発表会を行った。また、新たに産業界にも声をかけ「医療化学懇談会」を3回開催した。 ・昨年度行った理化学研究所との間での、研究シーズに関する意見交換会の結果、共同研究プロジェクトが1つ立ち上がった。（評価シート2頁参照） 	
<p>○ 研究（研究開発費を含む。）を企画し、評価していく体制の強化を図っているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際医療研究開発費の評価に当たっては、各種疾病や国際保健の専門家を外部委員として、また、国の研究開発評価に関する大綱的指針に準拠するよう評価運営を行った。（評価シート2頁参照） ・大型研究の採択に当たるプロジェクト研究評価委員会には、大学で大型研究を取り扱うことの多い医学研究者を配置した。（評価シート2頁参照） ・事後評価及び中間評価の結果のうち、次年度の採択に有用な情報は共有できるよう事前評価委員会に連絡する体制を整備した。（評価シート2頁参照） ・研究所の全ての研究部については、年度末に外部専門家の評価を受審し、フィードバックを実施した。 ・糖尿病研究センターについては、外部の専門家からなる助言会議を組織し、助言会議の提言を今後のセンター運営に活用する。 	
<p>○ 知財に関する相談体制を整備するとともに知的財産を適切に管理しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター内部の知財管理体制の整備に務めると共に、外部リソースを活用した知財関連の相談体制を構築した。（評価シート3頁参照） 	

<p>○ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況についての評価が行われているか。 (政・独委評価の視点)</p>	<p>実績：○ ・特許の維持や、オフィスアクションへの対応、諸外国への特許申請などの節日ごとに、稟議決裁の形でその妥当性を審議、評価を実施している。</p>	
<p>○ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。 (政・独委評価の視点)</p>	<p>実績：○ ・平成23年度においては、知的財産の整理等が必要となる案件が生じていない。 ・知的財産に関する管理体制など評価も含めた体制の在り方を検討するための委員会を設置した。(評価シート3頁参照)</p>	
<p>○ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況についての評価が行われているか。 (政・独委評価の視点)</p>	<p>実績：○ ・独法移行に際して、知的財産ポリシー・職務発明規程等を整備し、特許出願等の適切な取組を行っている。加えて、現在の状況を踏まえ、職務発明規程の見直しを検討している。 ・知的財産に関する相談・管理体制の充実を検討するための委員会を設置した。(評価シート3頁参照)</p>	
<p>○ 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組についての評価が行われているか。 (政・独委評価の視点)</p>	<p>実績：○ ・産学連携部門とも協力し、理化学研究所等に知財を紹介し、研究者に共同研究構築の推進の場を提供する努力を継続している。現在、理化学研究所との間に1件の共同研究契約が手続き中である。(評価シート2頁参照)</p>	

(2) 病院における研究・開発の推進

治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。

(2) 病院における研究・開発の推進

① 臨床研究機能の強化

センターにおいては、最新の知見に基づき、治療成績及び患者QOLの向上につながる臨床研究（治験を含む。）を推進する。そのため、センターで実施される臨床研究に対する薬事・規制要件の専門家を含めた支援部門の整備を行う等臨床研究を病院内で円滑に実施するための基盤の整備を図る。

このため、治験申請から症例登録（First patient in）までを平均60日以内とする。

② 倫理性・透明性の確保

高い倫理性・透明性が確保されるよう、臨床研究等については、倫理審査委員会等を適正に運営する。

また、センター職員の研究倫理に関する知識の向上を図るとともに、センターで実施している治験等臨床研究について適切に情報開示し、さらに、臨床研究の実施に当たっては、患者及び家族に対して十分な説明を行う。

(2) 病院における研究・開発の推進

① 臨床研究機能の強化

臨床研究について、病院内で円滑に実施するための基盤の整備を行う。また、治験申請から症例登録（First patient in）までの期間を平均100日とする。

② 倫理性・透明性の確保

高い倫理性・透明性が確保されるよう臨床研究等については、倫理審査委員会等を適正に運営する。また、職員の研究倫理に関する講習会を開催するとともに、臨床研究の実施に当たっては、患者及び家族に対して十分な説明を行う。

(2) 病院における研究・開発の推進

① 臨床研究機能の強化

1. 臨床研究推進のための基盤整備

病院内で臨床研究を円滑に進めるために、昨年度より引き続き、臨床研究センター長の就任を含めた臨床研究センターの体制強化を図り、研究支援部を中心に、臨床研究を推進するための相談（患者登録体制の構築も含む）、倫理的事項の整理、研究実施状況の管理を行うための責任ある体制が稼働しているところ。さらに前述の通り、開発医療を担当する「開発医療部」を新設し、研究所におけるシーズと医療現場におけるニーズのマッチングを行っている。

また、国際協力医学研究財団が行っていたデータマネジメント業務(JCRAC)を引き継いだ「JCRACデータセンター」についても、昨年度より在籍するデータセンター長のもと、当センター内の研究のみならず、外部の研究機関の行う研究のデータマネジメントも受託して支援しているところ。

【治験申請から症例登録までの期間】 平成24年3月時点で平均90.5日となり、平均100日を達成した。

② 倫理性・透明性の確保

1. 倫理委員会における取組

倫理委員会は、一般と遺伝子解析研究の2つを設置し、それぞれの委員会に、国の定める各種指針に必要とされる外部専門家を加え、審査を行っている。

平成23年度は、定期開催分として、一般10回、遺伝子解析4回を開催した。

また、研究に従事する職員の研究倫理の向上を図るため、平成22年度より臨床研究認定制度を設け、平成24年度以降の倫理委員会への申請にあたっては、研究代表者以外の共同研究者を含め、センターに所属する全ての研究実施者に必須の資格とした。本制度に基づき、認定対象講演会を戸山地区で5回と国府台地区で4回開催し、随時ビデオ講習会も2ヶ月に1度程度開催することで、のべ1,216名の参加があった。そのうち2回以上参加することで新たに認定を受けた者は、432名（平成22年度 307名）となった。

さらに、臨床研究を行う際には、必ず倫理委員会の審議を必要としており、倫理委員会では、患者・家族への説明文書と同意の取得について検討を加え、倫理委員会の指摘事項を遵守することを条件に臨床研究の実施を許可している。

なお、これら倫理委員会の結果については、ホームページで公表している。

説明資料1-1 国際臨床研究センター組織図

説明資料1-2 JCRACデータセンターパンフレット

説明資料1-3 JCRACデータセンター ネットワーク概要

説明資料2-1 倫理委員会（一般・遺伝子・ヒトES細胞）委員名簿

説明資料2-2 平成23年度 倫理委員会（一般・遺伝子）開催日程

説明資料2-3 臨床研究認定対象講習会について

評価の視点等	自己評定	A	評定	A
<p>■評価項目2■ 研究・開発に関する事項 (2) 病院における研究・開発の促進</p>	<p>(総合的な評定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際臨床研究センターの体制強化に取り組み、開発医療部門や臨床研究支援部門の整備、倫理面審査体制や臨床研究を行う者の資質向上に資する体制の整備による充実強化を図り、臨床研究の着実な進展に取り組んだ。 治験の申請から症例登録までの期間は、年度当初110日から平均90.5日となり、目標値である平均100日を達成した。 病院における研究・開発の促進については、数値目標を中期計画に沿って着実に進める一方で、臨床研究体制の整備を確立したことに加えて、データマネジメント機能が充実したことは、中期計画を上回っている。 		<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>臨床研究センターの体制強化に取り組み、開発医療部門や臨床研究支援部門の整備、倫理面の審査体制や臨床研究を行う者の資質向上に資する体制の整備による充実強化を図り、臨床研究の着実な進展に取り組んだ。また、臨床研究認定制度に基づく認定を必須とし、研究者への倫理に関する教育を強化したことは評価する。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急患者が大変多く、入院ベッドのコントロールが大変と思われるが、そのような状況にあっても患者のことを考え、アメニティーの改善に取り組み、また安全な医療の提供に努めていることは高く評価する。 医療相談に力を入れ、社会福祉相談、看護相談、薬事相談など幅広く受けていることは評価する。 救急患者を23年度は一層多く受け入れており、高く評価できる。 治験申請から奨励登録までの期間を前年度より19.5日短縮したことは評価できる。全体として、ほぼ計画通りに進んでいる。 ほぼ計画通りである。 臨床研究機能強化による臨床研究推進基盤整備の推進、倫理性・透明性確保へ計画通り推進した。 治験申請から症例登録までの期間は、中期目標に向かって、年度計画を達成したと評価できる。 臨床研究認定制度の充実を図り認定対象講習会への参加を積極的に推進した点は評価できる。 	
<p>[数値目標] ○ 中期目標の期間中に、治験申請から症例登録 (First patient in) までを平均60日以内</p>	<p>治験申請から症例登録までの期間は、平成24年3月時点において、センター病院93.0日、国府台病院86.3日となり合計で平均90.5日となり平成23年度計画の目標値である100日を達成した。</p>			
<p>[評価の視点] ○ 臨床研究に対する支援部門の整備を行う等臨床研究を病院内で円滑に実施するための基盤の整備を図っているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨床研究を円滑に進めるため、国際臨床研究センター内に開発医療部を設置するなど体制強化を図った。(評価シート7頁参照) JCRACにおけるデータマネジメント機能の充実のため、外部サーバーへの移行および各種SOP(標準手作業手順書)を整備し、外部からの受注に応じられる体制を整えた。 			
<p>○ 臨床研究等については、倫理審査委員会等を適正に運営しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 倫理委員会は、一般と遺伝子解析研究の2つの委員会で、国の定める各種指針に必要とされる外部専門家を加えた審査を行い、平成23年度は、年間で定期開催分として一般10回(前年度より2回増)、遺伝子解析4回を開催した。 臨床研究を行うには、まず臨床研究認定制度に基づく認定(講習会の受講が条件)を受けることを必須としている。そして開始に当たっては、必ず倫理委員会審議を必要とし、倫理委員会では、患者・家族への説明文書と同意の取得について検討を加え、倫理委員会の指摘事項を遵守することを条件に臨床研究の実施を許可することとした。 			
<p>○ 職員の研究倫理に関する知識の向上を図るとともに、センターで実施している治験等臨床研究について適切に情報開示を行い、患者及び家族に対して十分な説明を行っているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に新たに整備された臨床研究認定制度を維持し、臨床研究に携わる者の資質向上に努めている。平成23年度では延べ1216名の講義出席があった。 臨床研究及び倫理委員会の審議内容についての情報公開は、ホームページを通じて実施している。(評価シート7頁参照) 			

(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること

(別紙)

1. 重点的な研究・開発戦略の考え方

近年におけるグローバリゼーションの著しい進展に伴い、世界規模での新興・再興感染症の蔓延やアウトブレイクが危惧されるほか、健康指標の地域間格差の拡大と貧困が深刻化する一方、途上国が近代化を進める中でライフスタイルの変化に伴う糖尿病等生活習慣病の激増も大きな問題となってきた。

このため、センターは、エビデンスを着実に創出し、我が国のみならず国際保健の向上に寄与するため、国際保健医療協力を軸とし、感染症その他の疾患を中心課題として、病院、国際医療協力部、研究所の連携を基盤としながら、これまでの国際保健医療協力の実績を基礎として国内外の医療機関、研究機関、学会との共同研究の一層の推進を図ること。

また、感染症その他の疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究の推進や、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集から、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発等を総合的に進めていくとともに、国際保健医療協力に関する研究を推進すること。

その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に

(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

これらの研究基盤の強化により、高度先駆的医療の開発やその普及に資する研究・開発を着実に推進する。

具体的な記述は別紙1のとおり。

(別紙1)

1. 重点的な研究・開発戦略の考え方

センターは、国際保健医療協力を軸とし、感染症その他の疾患を中心課題として、高度総合医療を担う病院、途上国に対する社会医学分野の研究・開発を担う国際医療協力部、疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究をはじめ、先駆的な診断・治療法の開発を目指す橋渡し研究並びに臨床研究に取り組む研究所の連携を基盤としながら、これまでの国際保健医療協力の実績を基礎として国内外の医療・研究機関、学会との共同研究の一層の推進を図る。

また、エイズ治療・研究開発センター、国際疾病センター、糖尿病研究センター、肝炎・免疫研究センターの機能を活かし、感染症その他の疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究の推進から疫学研究等による日本人のエビデンスの収集、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発等を総合的に進めていくとともに、国際保健医療協力に関する研究を推進していくことで、科学的根拠を着実に創出し、我が国のみならず国際保健の向上に寄与する。

このため、平成21年度に比し、中期目標の期間中に、論文誌への掲載論文数をセンター全

(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

別紙1参照

(別紙1)

1. 重点的な研究・開発戦略の考え方

病院、国際医療協力部、研究所の連携を基盤としながら、これまでの国際保健医療協力の実績を基礎として、国内外の医療・研究機関、学会との共同研究について一層の推進を図る。
エイズ治療・研究開発センター、国際疾病センター、糖尿病研究センター、肝炎・免疫研究センターの機能を活かし、次の研究を推進する。

ア エイズについては、日本人に適した治療法のための研究、長期治療を考慮に入れた薬剤耐性出現や薬剤の副作用の研究、肝炎合併患者の最適な治療法の研究などを実施

イ 新興・再興感染症については、感染症及び関連疾患の発症要因、病態解明につながる基礎研究、臨床研究を実施

(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

1. 重点的な研究・開発戦略の考え方

ア エイズに関しては、①日本人に適した治療法のための研究として多施設による無作為割付け臨床試験(ET study) (厚生労働科研究費エイズ対策研究事業：多施設共同研究を通じた新規治療戦略作成に関する研究)、②長期治療を考慮に入れた薬剤耐性出現や薬剤の副作用の研究として多施設による無作為割付け臨床試験(SPARE study) (厚生労働科研究費エイズ対策研究事業：多施設共同研究を通じた新規治療戦略作成に関する研究)をACC主導で実施、③肝炎合併患者の最適な治療法の研究などの実施計画に対し自己骨髄投与療法による肝再生治療をACC/消化器科/血液内科/麻酔科と共同で開始(国際医療研究開発費重点研究：肝硬変を有するHIV感染者に対する自己骨髄細胞投与療法の有効性と安全性に関する研究)。また、これ以外にも日本におけるHIV感染症の病態解明のためのコホートの立ち上げや薬剤耐性サーベイランスも実施した。

新興・再興感染症については、①2009年4月末にメキシコ・米国から報告された新型インフルエンザに関して、メキシコの中央基幹病院及び連携機関と共同研究体制を構築し、研究活動を展開し、論文発表を行った。②新型インフルエンザ(H1N1 pdm2009)によるNCCMの入院患者を対象とした重症例の検討を行い、国際学会及び論文発表を行った。③高病原性鳥インフルエンザA(H5N1)肺炎に対する包括的治療戦略(Comprehensive Therapy for human H5N1:CT-human H5N1)の継続と強化を推進し、インフルエンザの重症化を招く要因(社会経済因子、環境因子など)を調査・分析し、論文発表を行った。④また、基礎研究として、動物実験からの病理学的解明研究を重点テーマとして研究展開を図り、論文発表を行った。⑤さらに、富士化学工業株式会社と開発中の抗ウイルス薬を使用しての基礎研究、臨床研究を可能とした。

<p>係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。</p>	<p>体で10%以上の増加を図ることとする</p>	<p>ウ 糖尿病については、発生要因、病態解明につながる基礎・臨床研究を進め、体質や生体指標、心理的背景に依拠した糖尿病の診療を通じた、個人々人に対する有効な治療のエビデンスを創出するための研究を実施</p> <p>エ 肝炎については、本邦の肝がんの大半を占める肝炎ウイルスに対する治療法の確立を目指すための、研究体制を確立</p> <p>・ 国際保健医療協力に関する研究を推進していくことで、科学的根拠を著実に創出し、我が国のみならず国際保健の向上に寄与する。</p> <p>・ 平成21年度に比し、中期目標の期間中に、論文誌への掲載論文数をセンター全体で10%以上の増加を目指す。</p>	<p>ウ 研究所の臓器障害研究部が行うプロテオームを用いた糖尿病合併症マーカー探索に協力し、対象となる入院患者の検体収集を終了。今後、外来患者に拡大して検体収集を行う予定。研究所の3研究部では、基盤的研究を継続している。糖尿病研究センターとして、診療・研究部門合同で、月1回定期的にセミナーおよび会議を行っている。</p> <p>インスリン抵抗性の指標と経口血糖降下薬に関する研究の計画を行った。施設共同研究による遺伝因子の研究を継続し、9月に成果を発表している。また日本糖尿病学会と覚書を交わし、1型糖尿病調査委員会と、日本人1型糖尿病に関する共同研究を開始した。</p> <p>センター病院に通院中の合併症を有する2型糖尿病患者を対象に、①内服での血糖管理困難な2型糖尿病患者におけるインスリン一回注射法導入の予後調査、②インスリン治療中の高齢2型糖尿病患者における低血糖発現に関連する因子の検討、③血管障害の進行した2型糖尿病患者における無症候性の冠動脈疾患精査後における治療介入の状況に関する調査を行い、5月の日本糖尿病学会総会で発表した。</p> <p>エ 国府台病院の旧図書館を肝炎ウイルス専用の研究室に改築し、そこに次世代シーケンサーをはじめとする宿主因子を測定するための設備機器と肝炎患者血清中や肝臓中の肝炎ウイルスを測定する測定機器の導入を昨年度行っており、これらを稼働しての研究が始まった。</p> <p>・ 国際保健医療協力に関する研究においては、平成22年度から「国際共同研究基盤整備に関する研究」を開始し、ベトナムバクマイ病院との間で協定を締結するために必要な連携の在り方の検討、昨年度に指定を受けたWHO協力センター(WCC)としての活動内容及び活動計画の策定、さらに、バングラデシュのグラミン銀行やインドネシアのスリアンティサロツ病院、ミャンマー保健省、台湾保健省等との連携の在り方やネットワーク構築について研究を実施中である。</p> <p>・ Web of Science で検索される研究論文のうち、平成23年に出版されたものは199編あり、平成21年の161編を(23.6%)上回り、10%以上の増加となった。 (Web of Science での検索は、暦年でしかできないので、年度ではなく暦年で集計をしている。)</p>
<p>2. 具体的方針 (1) 疾病に着目した研究 ① 感染症その他の疾患の本態解明 科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、感染症その他の疾患の疾病メカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。</p>	<p>2. 具体的方針 (1) 疾病に着目した研究 ① 疾患の本態解明 感染症その他の疾患について、発症機序や病態の解明につながる以下の研究を実施する。 ・ HIVの新規感染者の薬剤耐性に関する研究等、病態及び免疫に関する研究 ・ 新興・再興感染症について、病態解明に関する基礎・臨床研究 ・ 糖尿病について、発症機序並びに関連遺伝子と生体指標に関する研究 ・ ウイルスを原因とする慢性肝疾患について、病態の進展に関わるウイルス側因子とホ</p>	<p>2. 具体的方針 (1) 疾病に着目した研究 ① 疾病の本態解明 ・ 感染症その他の疾患について、発症機序や病態の解明につながる次の研究を実施する。 ア HIVの新規感染者について耐性検査の実施、薬剤耐性状況の把握及び遺伝子解析 イ 新興・再興感染症について、病態解明に関する基礎・臨床研究</p>	<p>2. 具体的方針 (1) 疾病に着目した研究 ① 疾病の本態解明 ア HIVの新規感染者について耐性検査の実施、薬剤耐性状況の把握及び遺伝子解析を年間100例の計画に対し、116例について解析を行った。 イ 新興・再興感染症については、インフルエンザ呼吸器感染症の重症化のメカニズムと治療法を解明するため、マウスのインフルエンザ感染重症化モデルの作成と病理像の検討を行った。インフルエンザ呼吸器感染マウスに対して、抗インフルエンザ薬ラニニビルとの投与に加え、サーファクタントを併用すると有意にマウスの生存率が改善することを示した(論文受理)。また、感染死亡マウスの肺のマクロ及びミクロ病理学的解析を行い、びまん性肺胞障害(diffuse alveolar damage; DAD)がマウスの死亡と関連することを示し、論文発表を行った。</p>

	<p>スト側因子の解明等の研究・免疫に関連する疾患の病因解明の基盤となる研究</p>	<p>ウ 糖尿病及びその合併症について、病態解明に関する基礎・臨床研究</p> <p>エ ウイルスを原因とする慢性肝疾患について、病態の進展に関わるウイルス側因子と宿主側因子の解明のため、次世代シーケンサーを利用した研究体制の構築</p> <p>オ 免疫に関する疾患の病因解明の基盤となる基礎・臨床研究</p>	<p>ウ 研究所の臓器障害研究部が行うプロテオームを用いた糖尿病合併症マーカー探索に協力し、対象となる入院患者の検体収集を終了した。外来患者に拡大して検体収集を行っている。研究所の3研究部では、基盤的研究を継続している。糖尿病研究センターとして、診療・研究部門合同で、月1回定期的にセミナーおよび会議を行っている。</p> <p>エ 慢性肝疾患について病態の進展に関与する宿主側因子の解明のため、肝炎ウイルスに感染するchimpanzeeと、それ以外のサル種の遺伝子配列を次世代シーケンサーで決定できるように、各種サルのDNAの収集を行い、約30検体の収集が終わった。また、ウイルス側因子を測定するために、各種病態患者約600検体の収集を行った。</p> <p>オ 免疫に関する疾患の病因解明の基盤となる基礎・臨床研究について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自己免疫性貧血の新規治療標的として、Thymic stromal lymphopoietin (TSLP) 過剰産生が、CD4+T細胞への直接作用とB細胞活性化から自己抗体産生による貧血へと繋がることを示した。 ② 骨髄増殖性疾患の発症機構として、造血幹細胞の増幅及び機能抑制に関与するLnk/Sh2b3依存性制御系の標的遺伝子Bcl-xLを同定し、病態形成機構の一端を明らかにした。 ③ 炎症性腸疾患において、上皮細胞におけるTWEAK/Fn14経路が、TNFαの活性化を通して炎症の慢性化・重症化機構の中心的役割を果たしていることを新たに見いだした。 ④ 内在性のグルコシルチコイドがT細胞の分化に重要であることを明らかにした。
<p>② 感染症その他の疾患の実態把握</p> <p>我が国の感染症その他の疾患の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究による感染症その他の疾患のリスク・予防要因の究明等、感染症その他の疾患の実態把握に資する研究を推進する。</p>	<p>② 疾患の実態把握</p> <p>高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ等のパンデミック感染症、結核、マラリア等の新興・再興感染症及び糖尿病等に関する疫学研究を進めるとともに、ウイルス性肝炎の感染状況やインターフェロン治療に関する実態把握を行う。</p> <p>疫学研究により、罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移に関するデータを分析し、感染症その他の疾患についてのリスク・予防要因の究明等、実態把握に資する研究を実施する。</p>	<p>② 疾患の実態把握</p> <p>高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ等のパンデミック感染症、結核、マラリア等の新興・再興感染症及び糖尿病等に関する疫学研究を進める。</p> <p>ウイルス性肝炎の感染状況(特にHIVと肝炎ウイルスの重複感染)やインターフェロン治療に関する実態把握のための疫学研究を行う。</p>	<p>② 疾患の実態把握</p> <p>新興・再興感染症分野では以下のような取り組みを行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 2009年4月末にメキシコ・米国から報告された新型インフルエンザに関して、メキシコ国立胸部疾患センター(INER)及び連携機関と共同研究体制を構築し、メキシコにおいて、発症後抗ウイルス薬投与までに要する日数と肺炎の重症化の関係について検討し、論文発表を行った。また、メキシコにおけるインフルエンザ重症化の社会経済的背景についての検討を行い、論文発表を行った。 ② 当センターにおける新型インフルエンザ(H1N1pdm2009)入院症例の検討を行い、呼吸器症状を有した患者をステロイド投与群と非投与群と比較し、ステロイド投与群で有意に重症であったにもかかわらず、解熱時間および入院日数に差がなかったことを示し、国際学会及び論文発表を行った。 <p>ベトナム国バクマイ病院を中心として、ベトナム北部の19の省病院の協力の下、ベトナムにおける鳥インフルエンザ(H5N1)感染患者数の推移と疫学に関する調査、H5N1患者が実際に発生した地域における住民の知識や行動・環境に関する調査などを行い、論文発表した。</p> <p>ACCでは、NCGM国際疾病開発費による肝炎グループの研究班に分担研究者として参加し、HIVと肝炎の重複感染の実態調査を実施した。また、B型肝炎が蔓延しているアジア諸国における治療導入後の実態調査、疫学調査に関し文部科学省海外拠点プログラム研究費にて実施している。</p>

③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進

感染症その他の疾患に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。

また、既存の予防、診断、治療法に対する有効性の比較等、標準的な予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。

また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。

④ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進

感染症その他の疾患に対する高度先駆的な予防法や、早期診断技術、治療法の開発に資する研究や標準的な予防、診断、治療法の確立に資する以下の研究を推進する。

・ HIV・エイズについて、効果的な患者教育や国民に対する予防啓発等に関する研究や、新たな治療法の開発に資する臨床研究

・ 高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)を含む新興・再興感染症の診断、検査、治療技術の開発に向けた研究

・ 糖尿病について、患者個人に対する有効な治療や予防の科学的根拠を創出するための研究

・ 肝疾患について、診断法及び治療法の確立を目指す研究

・ 免疫に関する疾患の治療及び重症化予防の標的と方法を探索する研究

また、研究に必要な、バイオリソースや臨床情報を収集し、解析を行う研究を実施する等、その有効な活用を図る。

⑤ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進

感染症その他の疾患に対する高度先駆的な予防法や、早期診断技術、治療法の開発に資する研究や標準的な予防、診断、治療法の確立に資する研究として次の研究を推進する。

ア 肝硬変を有するHIV感染者に対する自己骨髄輸注療法の治療研究を開始
新たな治療法開発のための多施設共同臨床試験に関する計画の検討

イ 高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)を含む新興・再興感染症の診断、検査、治療技術の開発に向けた研究

ウ 肝疾患について、診断法及び治療法の確立を目指す基礎的な研究

エ 糖尿病について、患者個人に対する有効な治療や予防の科学的根拠を創出するための研究

オ 免疫に関する疾患の治療及び重症化予防の標的と方法を探索する研究

・ 研究に必要な、バイオリソースや臨床情報の収集方法及びその有効な活用を図るために、必要な検討を行う。

⑥ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進

ア ACCでは平成22年度の重点研究として肝硬変を有するHIV感染者に対する自己骨髄輸注療法の治療研究を計画、厚生労働省再生治療委員会に臨床研究の実施を申請、平成23年1月に厚生労働大臣からの実施許可を得て、平成23年度に2例実施、また、3例目、4例目に向けたスクリーニングを行った。また、日本人に適した、副作用を回避する治療法として、逆転写酵素阻害薬を使用しない新しい治療法開発のための臨床試験(SPARE study)を多施設共同無作為割付け臨床試験として開始、平成23年度に予定の組み入れを終了、経過観察中である

イ 高病原性鳥インフルエンザA(H5N1) ヒト感染症に対する包括的治療戦略(Comprehensive Therapy for human H5N1:CT-human H5N1)の継続と強化・推進を行った。2012年1月～3月に発生したH5N1死亡例(ベトナム南部)やH5N1疑い例(バクマイ病院)の調査とインフルエンザ重症化に寄与する因子の検討、2009年以降のパンデミック(H1N1)2009による重症肺炎(バクマイ病院ICU)の症例検討、インフルエンザ感染に起因する重症ARDSに対するPMX療法などの臨床研究を行った。

ウ 慢性肝炎の診断法として、宿主側因子としては、IL28BとITPAの各々のSNPの測定法を確立した。一方、ウイルス側要因としてHCV core70, 91の測定法とHBVのPC, CP測定法を確立したので、両者を実際の患者で測定に入った。

エ センター病院に通院中の合併症を有する2型糖尿病患者を対象に、①内服での血糖管理困難な2型糖尿病患者におけるインスリン一回注射法導入の予後調査、②インスリン治療中の高齢2型糖尿病患者における低血糖発現に関連する因子の検討、③血管障害の進行した2型糖尿病患者における無症候性の冠動脈疾患精査後における治療介入の状況に関する調査を行い、5月の日本糖尿病学会総会で発表した。

オ 免疫分野における診断・検査、治療技術開発として、以下に取り組んだ。

- ① アレルギー及び抗腫瘍免疫の標的細胞；IL-5遺伝子座に改変型GFPを組み入れたマウスを作製し、Th2サイトカインIL-5、IL-13を産生する自然免疫系細胞が肺に常在すること、これらがIL-33により活性化され腫瘍転移を抑制することを見出した。
- ② 抗炎症作用(マクロファージの炎症性サイトカイン産生抑制活性)をもつケモカイン阻害活性低分子化合物を開発した。

・ バイオリソースの活用について、ナショナルセンターが共同して、収集・管理に当たる仕組みについての検討に沿って、センター内の収集システムを整備することを目的として、平成24年1月に、臨床研究センター内にバイオバンク推進室と中央バイオバンク管理室を設置した。当センターは、総合診療機能を生かして、生活習慣病や感染症を中心としたバイオバンクの構築を構想しており、平成24年度内に倫理委員会での議論を通過して、生体試料及び臨床情報の収集が開始できることを目指している。

・ 臨床情報の収集方法及びその有効な活用法の検討の一環として、病院情報システム(電子カルテ)に実装したデータウェアハウスの活用方法について検討を行い、臨床研究に利用できる環境整備に着手した。

④ 医薬品及び医療機器の開発の推進

「新成長戦略（基本方針）」（平成21年12月30日閣議決定）においては、ライフ・イノベーションによる健康大戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発・実用化の促進が求められている。

この趣旨を踏まえ、感染症その他の疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む。）、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指した研究を推進する。

また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。

これらにより平成21年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の10%以上の増加を図ること。

④ 医薬品及び医療機器の開発の推進

感染症その他の疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む。）の実現を目指し、以下の研究を実施する。

- ・ HIV・エイズについて、国内未承認の医薬品、医療機器に関する臨床研究
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）を含む新興・再興感染症の診断検査薬や治療薬に関する研究
- ・ 糖尿病の医薬品開発に資する研究・肝疾患の診断法及び治療法の確立を目指す研究（再掲）

また、海外では有効性と安全性が検証されているが国内では未承認の医薬品・医療機器について、治験をはじめとする臨床研究を推進する。

これらにより、平成21年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の10%以上の増加を目指す。

④ 医薬品及び医療機器の開発の推進

感染症その他の疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む。）の実現を目指し、研究を推進するとともに、海外では有効性と安全性が検証されているが国内では未承認の医薬品・医療機器について、治験をはじめとする臨床研究を推進するため、次の研究を実施する。

ア HIV・エイズにおける国内未承認の医薬品や医療機器に関する臨床研究

イ 新興・再興感染症における新規診断検査法・治療薬の開発や既存薬適応拡大に向けた研究

ウ C型慢性肝炎の治療効果の簡易な判定手法に関する研究

エ 糖尿病について、医薬品等による有効な治療に関する介入研究

平成21年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の10%以上の増加を目指す。

④ 医薬品及び医療機器の開発の推進

感染症その他の疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む。）の実現を目指し、研究を推進するとともに、海外では有効性と安全性が検証されているが国内では未承認の医薬品・医療機器について、治験をはじめとする臨床研究を推進するため、次の研究を実施する。

ア HIV・エイズにおける国内未承認の医薬品や医療機器に関する臨床研究として、国内未承認のカリニ肺炎治療薬のアトバコンと赤痢アメーバのシスト駆除薬であるパロモマイシンを個人輸入にて使用した。アトバコンは、平成24年に保険認可となった。

イ 新興・再興感染症における新規診断検査法・治療薬の開発や既存薬適応拡大に向け、以下の取り組みを行った。
① 新規抗インフルエンザウイルス薬ファビピラビル（富士化学）を用いた H5N1 患者への治療効果に対する評価研究（Phase II）を富士化学工業・バクマイ病院・国立国際医療研究センターの三者で産学共同臨床治験として始動した。
② 抗ウイルス薬ラニナミビル（商品名イナビル）（2010年9月10日製造承認／第一三共株式会社）の効果的投与方法の検討の為に動物実験を推進し、重症インフルエンザの病態解明及び新規治療方法の検討の為に動物実験を実施し、論文作成を行った（論文受理）

ウ C型慢性肝炎の治療効果の簡易な判定手法に関する研究として、インターフェロン治療の効果予測として、実際の患者でIL28B SNP測定を開始した。また、インターフェロン治療による副作用である貧血の予知のためのITPA SNPの測定を開始した。そして、どれ位の確率で本当に予測可能かの検討を行っている。

エ ①当院通院中の2型糖尿病患者において、入院の上で持続皮下血糖測定を用いてmiglitol及びsitagliptinを段階的に投与し、その効果と安全性を検討する介入研究を終了。英文誌に結果を掲載した。また、②経口血糖降下薬の有効性に関する研究を遂行している。

治験を含む臨床研究の合計実施数は、平成23年度で212件となっており、平成21年度214件に比して0.9%減となっている。

平成21年度	214件	
平成22年度	260件	(対21' 21.5%増)
平成23年度	212件	(対21' 0.9%減)

ア HIV・エイズにおける国内未承認の医薬品や医療機器に関する臨床研究として、国内未承認のカリニ肺炎治療薬のアトバコンと赤痢アメーバのシスト駆除薬であるパロモマイシンを個人輸入にて使用した。アトバコンは、平成24年に保険認可となった。

イ 新興・再興感染症における新規診断検査法・治療薬の開発や既存薬適応拡大に向け、以下の取り組みを行った。
① 新規抗インフルエンザウイルス薬ファビピラビル（富士化学）を用いた H5N1 患者への治療効果に対する評価研究（Phase II）を富士化学工業・バクマイ病院・国立国際医療研究センターの三者で産学共同臨床治験として始動した。
② 抗ウイルス薬ラニナミビル（商品名イナビル）（2010年9月10日製造承認／第一三共株式会社）の効果的投与方法の検討の為に動物実験を推進し、重症インフルエンザの病態解明及び新規治療方法の検討の為に動物実験を実施し、論文作成を行った（論文受理）

ウ C型慢性肝炎の治療効果の簡易な判定手法に関する研究として、インターフェロン治療の効果予測として、実際の患者でIL28B SNP測定を開始した。また、インターフェロン治療による副作用である貧血の予知のためのITPA SNPの測定を開始した。そして、どれ位の確率で本当に予測可能かの検討を行っている。

エ ①当院通院中の2型糖尿病患者において、入院の上で持続皮下血糖測定を用いてmiglitol及びsitagliptinを段階的に投与し、その効果と安全性を検討する介入研究を終了。英文誌に結果を掲載した。また、②経口血糖降下薬の有効性に関する研究を遂行している。

治験を含む臨床研究の合計実施数は、平成23年度で212件となっており、平成21年度214件に比して0.9%減となっている。

<p>(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>関係学会等との連携を図り、臨床評価指標の開発並びに診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。</p> <p>感染症その他の疾患に対する医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する</p>	<p>(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>感染症その他の疾患に関する医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行うとともに、以下の研究を実施することで、医療の均てん化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HIV・エイズについて、包括ケア及び長期療養に必要なプロトコールの作成 ・ 新興・再興感染症、糖尿病について、診療にかかるガイドラインの作成 ・ 児童精神地域診療ネットワーク会議の開催等を通じた情報共有方法に関する研究 <p>次世代の感染症その他疾患の医療や国際保健医療協力を担う、高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、系統だった教育・研修システム、教育ツールの開発を旨とした研究を実施する</p>	<p>(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>感染症その他の疾患に関する医療の質を評価するための指標について、検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次の研究を実施することで医療の均てん化を図る。 <p>ア HIV・エイズについて、包括ケアプロトコールの作成に着手</p> <p>イ 新興・再興感染症、糖尿病について、診療にかかるガイドラインの作成に着手</p>	<p>(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>HIV・エイズについて、患者支援調整官が研究班として包括ケアプロトコールの作成に着手、看護支援調整官が班研究として長期療養プロトコールの作成のための実態調査を行った。</p> <p>イ 平成20年度以降、肝炎情報センターでは都道府県肝炎診療連携拠点病院とのネットワークを活用することにより、医療の均てん化に取り組んでいる。平成23年4月1日現在、ようやく47都道府県に合計70拠点病院の指定が完了したことにより、さらなる進展が期待しうることになった。厚生労働省によって平成23年5月16日付けで策定された「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」の中にも肝炎情報センターの果たすべき役割について明記されている。</p> <p>肝炎情報センターに課せられたミッションには、①インターネット等による最新情報提供（次章に記載）、②拠点病院間情報共有支援（肝炎診療連携拠点病院で構成する協議会組織の事務局機能）、③研修機能（肝炎診療連携拠点病院等の医療従事者に対する研修の企画・立案・推進）の3つがあるが、特に均てん化に係わる②と③について平成23年度実績を記載する。肝炎診療連携拠点病院ならびに肝炎情報センターの活動状況の一部は、平成24年3月2日に厚生労働省で開催された第7回肝炎対策推進協議会において詳細に報告済みである。</p> <p>【拠点病院間連絡協議会の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回（平成23年7月15日）：63拠点病院から109名参加し、①肝炎情報センターの活動報告、②「肝疾患相談センターの認知度をいかに高めるか」に関する事例検討、③「B型肝炎訴訟について」（厚労省）を行った。 ・ 第2回（平成24年1月20日）：65拠点病院から120名参加し、①肝炎情報センターの活動報告、②「B型肝炎訴訟について」（厚労省）、③拠点病院事業に関する諸問題（公募）として、「複数設置をしている都道府県の問題点について」、「肝疾患診療連携拠点病院と自治体との関わりについて（拠点病院へのアンケート調査結果も含めて）」を行った。特に、後者の課題については、平成24年3月2日に厚生労働省で開催された第7回肝炎対策推進協議会において発表した。 <p>【医療従事者向け研修会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師向け研修会（平成23年7月15日）：56拠点病院から68名参加し、「肝炎総合対策の動向」、「肝臓病教室による情報提供の理念とその現状」、「疾患関連遺伝子のゲノムワイド関連解析（GWAS）とその意義」、「わが国のC型肝炎治療の将来の展望」の4テーマの講演があった。 ・ 医師、臨床検査技師向け研修会（平成24年1月20日）：54拠点病院から114名参加し、「B型肝炎に係わる諸問題」をメインテーマに、「B型肝炎に関する最新情報」、「免疫学的測定法を用いた肝炎ウイルス検査の現状と問題点」、「HBVゲノタイプA感染の臨床的意義」、「がん化学療法中のB型肝炎ウイルス再活性化のリスクとその対策」の4テーマの講演があった。 ・ 看護師向け研修会（平成23年12月2日～3日）：56拠点病院から59名参加し、「B型肝炎—知っておきたい最近の話題—」、「インターフェロン治療に伴う睡眠障害および抑うつ症状について」、「進行肝臓治療における看護師の役割」、「ウイルス性肝炎患者に対する偏見・差別等への取り組み」、「肝臓病教室への看護師としての関わり」の5テーマの講演と、これらのテーマに関するグループワーク（8グループ）を二日間に亘って行った。
---	---	---	---

<p>② 情報発信手法の開発 感染症その他の疾患に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する</p>	<p>② 情報発信手法の開発 感染症その他の疾患に対する偏見を解消し、正しい理解を促進するとともに、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、広く国内外の知見を収集評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行うための研究を実施する。 ア 感染症その他の疾患に関する医療の均てん化に資する医療者向け情報の提供方法等の開発 医療者向け情報について、コンテンツの効率的な収集・維持体制や提供方法に関する研究を行う。 イ 患者・国民等への感染症その他の疾患に関する医療・研究に対する理解を支援する方法の開発 患者・家族・国民等に対して、感染症その他の疾患の</p>	<p>ウ 糖尿病に関するかかりつけ医向けの診療マニュアルを年度内に作成 エ 児童精神地域診療ネットワーク会議の開催等を通じた情報共有方法に関する研究に着手 オ 次世代の感染症その他疾患の医療や国際保健医療協力を担う、高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、系統だった教育・研修システム、教育ツールの開発を目指した研究</p> <p>② 情報発信手法の開発 広く国内外の知見を収集評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行うため、次の研究等を行う。 ア 感染症その他の疾患に関する医療の均てん化に資する医療者向け情報の提供方法等の検討 イ 医療者向け情報について、コンテンツの効率的な収集・維持体制や提供方法に関する検討 ウ 患者・国民等への感染症その他の疾患に関する医療・研究に対する理解を支援する方法の検討 エ 患者・家族・国民等に対して、感染症その他の疾患の予防、早期発見、診断、治療、研究に関する知識や情報を集積して分かりやすく提供することについて</p>	<p>・ 肝炎相談センター相談員向け研修会（平成24年3月17日～18日）：45拠点病院から45名参加し、「肝炎総合対策について」（厚労省）と「B型肝炎訴訟について」（厚労省）、「B型肝炎に関する最新の話題」、「C型肝炎に関する最新の話題」の4テーマの講演、およびグループワークを二日間行った。グループワークのために、「社会資源の活用法と肝炎患者に対する偏見・差別の問題」を盛り込んだビデオを事前に作成し、研修会当日の教材として用いた。</p> <p>ウ 糖尿病研究センター かかりつけ医向けのマニュアルとして「糖尿病標準診療マニュアル（一般診療所・クリニック向け）」を平成22年度に作成し、ホームページに公開し、年に2度の頻度で改訂している。</p> <p>エ 国府台病院（児童精神医療） 国府台病院を中心に地域診療ネットワーク会議を6回（毎奇数月）開催し、支援の必要な地域の子どもの精神的問題に関わる情報共有ならびに支援法開発に努めた。</p> <p>オ 人材育成 系統だった教育・研修として、以下のものを実施しており、その教育プログラムの開発・改良に努めているところ。 ① レジデント医師には、感染症や国際協用に特化した専門性の高い研修コースを設置し、運営した。 ② HIV、国際感染症、肝炎、糖尿病などについて、医師等の医療従事者に対する独自の教育プログラムを開発し、受講を募っているところ。 ③ 看護師には、卒後臨床研修として、平成22年度よりローテーション教育を開始すると共に、中堅職員に対しては、保健師助産師看護師等実習指導者講習会を4回開催し、教育レベルの向上に努めた。 ④ 看護大学校では、看護実務に就業しているものへの再教育として、短期研修4コースに加え、認定看護師教育課程「がん化学療法看護」と認定看護管理者教育課程を開講し、系統だった教育・研修システムの確立に努めてきた。</p> <p>② 情報発信手法の開発 エイズ治療・研究開発センター エイズ医療の均てん化に資する医療者向け情報の提供として、ACCホームページ上にE-learningサイトを更新、全国の医療者がいつでも何度でも閲覧できるようにしている。</p> <p>・ 国際感染症センター 研究活動について、専用ホームページを立ち上げ、国民及び他機関の医療従事者・研究者らに研究を通して得られた情報を広く公開した。</p> <p>・ 糖尿病情報センター かかりつけ医向け及び糖尿病専門医向けのマニュアルを平成22年度に作成し、インターネットで公開している。かかりつけ医向けのマニュアルは年に2度の頻度で改訂し、糖尿病専門医向けのマニュアルは随時項目を拡充している。この他にも、糖尿病の最新のエビデンスを医療従事者向けに配信しており、糖尿病情報センターの平成23年度のホームページのアクセス数は、1.9万PVであった。</p> <p>・ 肝炎情報センター 肝炎情報センターでは平成20年12月にホームページを立ち上げ、インターネットによる最新情報の提供を行っている。拠点病院の指定状況を紹介するとともに、各自治体における肝炎専門医療機関リストや拠点病院内に設置された肝炎相談センターホームページへのリンクを貼ることにより、患者の便宜を図る努力をしている。 なお、一般的な肝疾患（急性肝炎・B型肝炎・C型肝炎・肝硬変・肝細胞がん等）に関するサイトは「一般向け」「医療従事者向け」「肝臓専門医向け」の3つに分け、最新情報への定期的更新を行うことにより、利用者の便宜を図っている。 平成23年3月11日の東日本大震災に際しては、各自治体における肝疾患診療実態に関する情報収集を東北・北関東地区の拠点病院事業担当者へ依頼し、その結果を掲載した拠点病院ホームページへのリンクを貼ることで数ヶ月間に亘って情報提供を行った。平成23年度のアクセスページ数は、約66.9万件（1日平均1,829件）であった。平成23年4～9月の前</p>
--	---	--	--

<p>(3) 国際保健医療協力 国際保健医療協力を推進するため、関係機関と連携し、以下の研究を推進する。</p> <p>① 国際医療協力の効果的な推進に必要な研究 世界的な健康格差の是正に向け、国際保健医療協力を効果的に行うために必要な研究を推進する。</p>	<p>予防、早期発見、診断、治療、研究に関する知識や情報を集積してわかりやすく提供することに関する研究に取り組む。</p> <p>(3) 国際保健医療協力に関する研究 開発途上国への国際保健医療協力を効果的に推進するため、国際保健動向の情報収集・分析を効果的に行うとともに、開発途上国で実施している技術協力プロジェクトの知見等を収集評価し、開発途上国における感染症制御に必要なシステム、妊産婦や乳幼児の死亡を減らすための方策、効果的な保健システムの在り方等に関する研究や、国際保健にかかる国内外の人材育成に必要な研究を実施する。</p> <p>国際保健のネットワーク強化を図るため、効果的な情報共有や共同研究の仕組み等を構築するために必要な研究を国内外関係機関等と共同で実施する。</p>	<p>て検討</p> <p>(3) 国際保健医療協力に関する研究</p> <p>① 国際医療協力の効果的な推進に必要な研究 開発途上国への国際保健医療協力を効果的に推進するため、次の研究等を行う</p> <p>ア 国際保健動向の情報収集・分析</p> <p>イ 開発途上国で実施している技術協力プロジェクトの知見等を収集・評価</p> <p>ウ 開発途上国における感染症制御に必要なシステムに関する検討</p> <p>エ 妊産婦や乳幼児の死亡を減らすための方策の検討</p> <p>オ 効果的な保健システムの在り方等の検討</p>	<p>半6ヶ月間の月平均が5.4万件、10月～平成24年3月の後半6ヶ月間の月平均が6.7万件と、25%増となっている。</p> <p>(3) 国際保健医療協力に関する研究</p> <p>① 国際医療協力の効果的な推進に必要な研究</p> <p>ア 4月にザンビア、インドネシア、中国、ラオス、11月にバングラデシュ、12月にセネガル、1月にベトナム、カンボジアの保健政策、保健システムの仕組み、保健医療サービスの現状や課題を、当該国に派遣されている派遣職員や国内の職員による現地調査を基に収集・分析し、国際医療協力部ホームページに掲載した。現在、ミャンマー、コンゴ民に関する情報を現地派遣職員が収集、分析中である。また、平成22年度から開始した「国際保健協力データベース作成と情報発信に関する研究(22指12)」において、WHO(世界保健機関)総会決議、同西太平洋地域委員会決議内容の分析を実施しており、論文が作成されている。</p> <p>イ 平成22年度から開始した「国際保健協力データベース作成と情報発信に関する研究(22指12)」において、開発途上国で実施している技術協力プロジェクトの知見等を収集評価し、過去において実施したプロジェクトを含め、それらの情報に関するデータベースの作成に取り組んでいる。</p> <p>ウ 平成22年度から継続して、国際医療研究開発費として「開発途上国における新興・再興感染症サーベイランス(22指7)」の研究を実施しており、主要なところでは、ラオスにおけるB型肝炎母子感染抑制事業の評価として、全国の母子を母集団とするクラスター・サンプリングサーベイを、現地予防接種事業ならびにWHOと協調して実施した。「開発途上国におけるHIV対策の評価及びその改善に向けた研究(22指4)」においては、HIV母子感染予防と小児HIV治療にかかるコスト分析を行い、HIV感染率の低い地域においても妊婦健診でのルーチン検査を含む母子感染予防対策がコストの面からの有効であることを示した。また、カンボジアにおいてPITC(Provider Initiated Testing and Counseling)では妊婦にHIV教育が十分でない問題点やPITC導入の際でもカウンセリングが重要である点などを示した。「熱帯東南アジアにおける新型インフルエンザH1N1による疾病負担ならびに超過死亡の研究(23指2)」では、ラオス、ビエンチャン首都圏において、2009年のH1N1初発よりも、2010年の秋の第二波が、呼吸器感染の追加疾病負担をもたらしている可能性を示唆した。</p> <p>エ 平成22年度から開始した「開発途上国の新生児・小児ケアにおける質向上のアプローチに関する研究(22指4)」については、モンゴルならびにベトナムで、新生児死亡の基礎データの収集から、前者では新生児早期(生後7日以内)の死亡が多いこと、どちらも新生児蘇生のトレーニング導入でアプガースコア等の改善を見ることが明らかになった。妊産婦・新生児・小児保健対策の有効性検証および科学的根拠創出フィールドの確立に関する研究(23指3)」においては、パッケージとなった母子保健サービスが最終的に有効に人々に届いているか、またその有効性を高めるために必要な要素の記述と分析を実施中である。</p> <p>オ 「開発途上国の公的医療機関における患者中心のサービス実現の方策に関する研究(23指1)」では、複数の対象国モデル病院において、本アプローチ導入後の評価と事例分析を実施中である(セネガル、マダガスカル、コンゴ民主共和国、ブルンジ)。また、仏語圏アフリカ8か国への5S導入後1年の評価としてGood practiceの抽出を行い、病院における5S導入の促進および阻害要因を分析中。看護組織強化とサービスの質改善の関係についてマダガスカルとベトナムの事例から分析した。</p>
--	--	---	--

<p>② 国際保健のネットワークの強化に必要な研究</p> <p>国内外の関係機関等との情報共有及び共同事業の実施等諸協力を推進するため、国際保健分野のネットワーク強化に必要な研究を実施する。</p>		<p>カ 国際保健にかかる国内外の効果的な人材育成の検討</p> <p>キ 国際保健の新しい潮流と今後の展望に関する検討。</p> <p>② 国際保健のネットワークの強化に必要な研究</p> <p>国際保健のネットワーク強化を図るため、効果的な情報共有や共同研究の仕組み等を構築するために必要な研究を国内外関係機関等と共同で実施する。</p>	<p>カ 「紛争後国家や脆弱国家における保健人材開発制度の確立に関する研究(22指8)」は、保健人材制度の分析フレームワーク(House model)を作成した。このフレームワークをもとにチェックリストとマニュアルからなる人材制度の分析チェックリストおよび質問票(ドラフト)を作成した。フレームワークは2つの国際学会で発表され、PLoS Medicine誌に掲載された。完成した質問票にて、カンボジア、およびコンゴ民で調査を実施した。ラオスでは、フレームワークの中でも「法制度整備」「保健省関連部署の能力」に焦点をあて、過去の「看護助産人材に関する法規策定」に関わった保健省担当者の能力強化に関する質的調査を行った。ベトナムでは「定着」につながる卒業後継続教育について調査研究を行った。</p> <p>キ 「国際保健の新しい潮流と今後の展望(23指6)」では、国連ミレニアム開発目標(MDGs)の目標年2015年以降に重要となる可能性のある保健医療・健康課題を調査・研究した。</p> <p>② 国際保健のネットワークの強化に必要な研究</p> <p>「国際共同研究基盤整備に関する研究」は平成22年度に終了したが、同年度よりベトナムバクマイ病院との間で協定を締結し、共同研究を進めるなど、構築されたネットワークを活用した研究が進展している。また、一昨年度に指定を受けた、保健システム開発分野でのWHO協力センター(WCC)としての活動として、ネパールのマラリア対策と保健システムの関わりについて、調査を実施し報告書をWHO西太平洋地域事務局に提出した。WCCとしての契約は2013年まで継続する。</p> <p>説明資料3-1 肝硬変を有するHIV感染者に対する自己骨髄細胞投与療法関連資料 説明資料3-2 HIV/AIDSに関する介入試験の概要(SPARE試験、ET study) 説明資料3-3 平成23年度糖尿病情報センター関連研究成果一覧 説明資料3-4 miglitol及びsitagliptinの効果と安全性を検討する介入研究に関する原著論文 説明資料3-5 平成23年度元気な日本復活特別枠で行う「ウイルス性肝炎の革新的な診断治療法の開発研究事業」概要 説明資料3-6 免疫関連研究の主な原著論文 説明資料3-7 バイオバンク概要資料 説明資料3-8 総合感染症および国際臨床後期研修プログラム概要 説明資料3-9 医療従事者向けHIV/AIDS E-learningサイト(ACCホームページより) 説明資料3-10 糖尿病標準診療マニュアル(一般診療所・クリニック向け) 説明資料3-11 糖尿病標準診療マニュアル(応用編) 説明資料3-12 平成23年度糖尿病医師・医療スタッフ向け研修会ポスター 説明資料3-13 肝炎情報センター主催 各種研修会 概要 説明資料3-14 ACCホームページ(トップページ) 説明資料3-15 DCCホームページ(トップページ) 説明資料3-16 肝炎情報センターホームページ(トップページ) 説明資料3-17 発表論文リスト(国際医療協力局)</p>
--	--	---	--

評価の視点等	自己評定	A	評定	A	
<p>■評価項目3■ 研究・開発に関する事項 (3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p>	<p>(総合的な評定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要疾患等である、感染症 (HIV/AIDS、新興・再興感染症)、糖尿病・代謝性疾患、肝炎・免疫疾患、国際医療協力等各分野における研究・開発が着実に実施されており、一部の研究は企業との共同研究に進展した。 特に、HIV/AIDSの分野では、臨床との綿密な連携による研究があり、今後の治療法や新薬の開発に資する研究に取り組んでいる。 数値目標のうち、臨床研究実施件数等は平成21年度とほぼ同水準であるものの、掲載論文数は中期計画を大幅に上回っており、戦略的かつ重点的な研究・開発の推進に着実に取り組んでいる。 		<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>HIVの新規感染者について耐性検査の実施、薬剤耐性状況の把握及び遺伝子解析を年間100例の計画に対し、116例について行った。HIV感染者への自己骨髄細胞投与による肝硬変の治療を実施するとともに、糖尿病合併症、慢性肝炎疾患、免疫疾患の基礎・臨床研究を実施した。 以上の実績と取り組みについて評価する。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 疾病に着目した研究では、疾病の本態解明・実態把握でいくつかの研究成果が出された事、免疫分野での成果、産官学連携での成果など、均てん化、国際医療分野での数々の事業推進など評価する。 総合的には論文数などは着実に増加しているものの、臨床研究の絶対数は更なる増加が望まれる。広範な分野で研究を実施している点は理解・評価するものの、さらに的を絞った研究と成果が期待される。 当センターが特に力を入れている感染症 (HIV/エイズ、インフルエンザ)、糖尿病、肝炎、免疫疾患等の研究・開発は着実に実施されているように見え、研究論文は22年度に比し、23年度は24%増加した。一方、治験を含めた臨床研究は21年度に比し0.9%減少している。 HIVなど疾病に着目した研究、糖尿病マニュアルの更新など均てん化に着目した研究、開発途上国における感染症をはじめとする国際保健医療協力に関する研究など大いに評価できる。 HIV新規感染者へ耐性検査、糖尿病の最新のエビデンスを医療従事者向けに配信、肝炎について最新情報をホームページで公開、国際保健医療協力に関する研究等について評価する。 ACCについては、厚生科学研究を中心とした積極的臨床研究やコホート研究をおこなった点や、HCV多重感染者に対する自己骨髄投与療法の実施など先端医療の開発をおこなっている点など高く評価できる。新興・再興感染症についても国際共同研究を継続的に実施している点は評価できる。肝炎に関しては23年度に体制整備がおこなわれた点は評価できるが、成果については今後、期待される。 糖尿病について1型糖尿病に関する共同研究を開始した点は評価できる。 論文数、引用数共に大きく伸びている。 論文数は目標上回るも臨床研究実施件数は中期目標に向け推進中である。 		
<p>[数値目標] ○ 平成21年度に比し、中期目標の期間中に、論文誌への掲載論文数をセンター全体で10%以上の増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> Web of Science で検索される研究論文のうち、平成23年に出版されたものは199編あり、平成22年に出版された数である161編に比して、24%増加した (評価シート10頁参照) 		<ul style="list-style-type: none"> ・Web of Science で検索される研究論文のうち、平成23年に出版されたものは199編あり、平成22年に出版された数である161編に比して、24%増加した (評価シート10頁参照) 		
<p>○ 平成21年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数 (倫理委員会にて承認された研究をいう。) 及び治験 (製造販売後臨床試験も含む。) の実施件数の合計数の10%以上の増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に実施された治験を含む臨床研究は212件となり平成21年度に比し0.9%減少した。 <p>治験等受託研究 : 22件 (19件) その他臨床研究 : 190件 (195件) 合計 : 212件 (214件) ※ () 内は平成21年度実績 (評価シート13頁参照)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に実施された治験を含む臨床研究は212件となり平成21年度に比し0.9%減少した。 		
<p>[評価の視点] ○ 研究・開発を推進するため、企業、大学、学会等との連携を図っているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 早稲田大学理工学部、理化学研究所等との連携の継続等、他の研究機関との連携を進めてきた。また、企業との連携を図るべく、(株)知的財産戦略ネットワーク (IPSN) との連携も行っているところである。また、平成24年度上半期に開催される民間のバイオ関連見本市に出展すべく準備を行っているところ。 		<ul style="list-style-type: none"> 早稲田大学理工学部、理化学研究所等との連携の継続等、他の研究機関との連携を進めてきた。また、企業との連携を図るべく、(株)知的財産戦略ネットワーク (IPSN) との連携も行っているところである。また、平成24年度上半期に開催される民間のバイオ関連見本市に出展すべく準備を行っているところ。 		
<p>○ 当該研究センターの研究者がコレスポンディング・オーナーである論文の被引用総数がどのように推移しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> Web of Scienceによって当研究センターの論文について、被引用数の各年毎の累計値を調べたところ、平成21年から平成23年 (暦年) まで、平成21年4, 233件、平成22年4, 822件、平成23年5, 185件と順調に伸びている。 (業務実績10頁参照) 		<p>(その他の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> バイオリソースの活用は重要で、6つのナショナルセンターで運営協議会が設置されて活動が開始されており、当センターも積極的に活動してもらいたい。 		

<p>○ 感染症その他の疾患について、発症機序や病態の解明につながる研究を実施しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ呼吸器感染症の重症化のメカニズムと治療法を解明するため、マウスのインフルエンザ感染重症化モデルの作成と病理像の検討を行い、びまん性肺胞障害 (diffuse alveolar damage; DAD) がマウスの死亡と関連することを示した。 ・免疫に関する疾患の病因解明の基礎となる基礎・臨床研究については、自己免疫性貧血の新規治療標的の解明や、炎症性腸疾患における炎症の慢性化・重症化機構の中心的役割を果たす反応経路、免疫細胞の分化にステロイドが果たす役割の解明などを行った。 (評価シート11頁参照) 	
<p>○ パンデミック感染症、新興・再興感染症及び糖尿病等に関する疫学研究を進めるとともに、ウイルス性肝炎の感染状況やインターフェロン治療に関する実態把握を行っているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新興・再興感染症分野では、2009年4月末にメキシコ・米国から報告された新型インフルエンザに関して、発症後抗ウイルス薬投与までに要する日数と肺炎の重症化の関係や、メキシコにおけるインフルエンザ重症化の社会経済的背景についての検討を行い、論文発表を行った。また、当センターにおける新型インフルエンザ (H1N1 pdm2009) 入院症例の検討を行い、呼吸器症状を有した患者をステロイド投与群と非投与群と比較し、ステロイド投与群で有意に重症であったにもかかわらず、解熱時間および入院日数に差がなかったことを示し、国際学会及び論文発表を行った。さらに、ベトナム国バクマイ病院を中心として、鳥インフルエンザ (H5N1) 感染患者数の推移と疫学に関する調査、H5N1患者が実際に発生した地域における住民の知識や行動・環境に関する調査などを行い、論文発表した。 ・エイズ治療研究開発センターでは、国際医療研究開発費による肝炎グループの研究班に分担研究者として参加し、HIVと肝炎の重複感染の実態調査を実施した。また、B型肝炎が蔓延しているアジア諸国における治療導入後の実態調査、疫学調査に関し文部科学省海外拠点プログラム研究費にて実施している。(評価シート9頁参照) ・肝炎情報センターでは、全国の41自治体肝炎対策担当部署の協力を得てインターフェロン治療効果判定報告書の収集・解析事業を行っており、平成24年2月までに9,434例のデータを収集し、解析している。 	
<p>○ 疫学研究により、感染症その他の疾患についてのリスク・予防要因の究明等、実態把握に資する研究を実施しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際疾病センターは、メキシコやベトナムの新型インフルエンザや呼吸器感染症における疫学研究の基盤を整備すると共に、既にメキシコの新型インフルエンザの死亡リスタ検討や社会経済的背景からの分析を行っている。 (評価シート12頁参照) ・肝炎情報センターでは、全国の41自治体肝炎対策担当部署の協力を得てインターフェロン治療効果判定報告書の収集・解析事業を行っている。平成21年12月から平成24年2月までに9,434例のデータを収集し、解析している。特に、地域差の有無についての検討も進めており、治療成績については全国で均てん化されているものの、C型肝炎ウイルス遺伝子型の分布、再治療例の比率、65歳以上の患者比率などには地域差を認めている。平成24年度以降も厚生労働科学研究費の補助を受けることが決定しており、これらの地域差の原因等につき、さらに詳細な検討を進める予定である。 	

<p>○ 感染症その他の疾患に対する高度先駆的な予防法や、早期診断技術、治療法の開発に資する研究や標準的な予防、診断、治療法について、中期計画に掲げる研究を推進しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ACCでは肝硬変を有するHIV感染者に対する自己骨髄輸注療法を、平成23年度内に2例実施、平成24年度に実施する予定症例のスクリーニングを行った。また、日本人に適した、副作用を回避する治療法として、逆転写酵素阻害薬を使用しない新しい治療法開発のための臨床試験(SPARE study)を計画、倫理委員会の承認を得て多施設共同無作為割付け臨床試験を実施している。 ・高病原性鳥インフルエンザA (H5N1) ヒト感染症に対する包括的治療戦略(Comprehensive Therapy for human H5N1:CT-human H5N1)の継続と強化・推進を行った。2012年1月～3月に発生したH5N1死亡例(ベトナム南部)やH5N1疑い例(バクマイ病院)の調査とインフルエンザ重症化に寄与する因子の検討、2009年以降のパンデミック(H1N1)2009による重症肺炎(バクマイ病院ICU)の症例検討、インフルエンザ感染に起因する重症ARDSに対するPMX療法などの臨床研究を行った。 ・慢性肝炎の診断法として、宿主側因子としては、IL28BとITPAの各々のSNPの測定法を確立した。一方、ウイルス側要因としてHCV core70, 91の測定法とHBVのPG, CP測定法を確立し、両者を実際の患者で測定を行った。 (評価シート12頁参照) ・センター病院に通院中の合併症を有する2型糖尿病患者を対象に、内服での血糖管理困難な2型糖尿病患者におけるインスリン一回注射法導入の予後調査、インスリン治療中の高齢2型糖尿病患者における低血糖発現に関連する因子の検討や、血管障害の進行した2型糖尿病患者における無症候性の冠動脈疾患精査後における治療介入の状況に関する調査を行った。 	
<p>○ 研究に必要な、バイオリソースや臨床情報を収集し、解析を行う研究を実施する等、その有効な活用を図っているか</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオリソースの活用について、ナショナルセンターが6NCバイオバンク運営協議会を設置して、収集・管理に当たる仕組みについて検討を行っており、当センターも一員として検討に当たると共に、協議会事務局を引き受けている。 ・当センターは、生活習慣病や感染症を中心としたバイオバンクの構築を構想しており、構築に向けた組織として開発医療部内にバイオバンク担当部局を設け、担当者を新規雇用し、センター内の体制の整備に着手したところ。 (評価シート12頁参照) 	

<p>○ 医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む。）の実現を目指した研究を実施しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HIV・エイズにおける国内未承認の医薬品や医療機器に関する臨床研究として、国内未承認のカリニ肺炎治療薬のアトパコンと赤痢アメーバのシスト駆除薬であるパロモマイシンを個人輸入にて使用した。なお、アトパコンは平成24年に保険収載された。 ・新興・再興感染症への取組として、T-705（臨床治験抗ウイルス薬／富山化学）を使用したのH5N1感染の治療効果に対する評価研究（Phase II）、Phase II臨床試験を富山化学工業—バクマイ病院—国立国際医療研究センターの三者で産学共同臨床治験として始動した。 ・新規抗ウイルス薬ラニナミビル（商品名イナビル）（2010年9月10日製造承認／第一三共株式会社）の重症インフルエンザへの効果的投与方法の検討の為の動物実験を同社及び神戸大学との共同研究として実施し論文作成を行った（既に受理済み）。 ・C型慢性肝炎の治療効果の簡易な判定手法に関する研究として、インターフェロン治療の効果予測として実際の患者でIL28BSNP測定を開始した。また、インターフェロン治療による副作用である貧血の予知のためのITPA SNPの測定を開始した。加えてどれ位の確率で予測可能かの検討を開始した。 ・糖尿病に関しては、当院通院中の2型糖尿病患者において、入院の上で持続皮下血糖測定を用いてmiglitol及びsitagliptinを段階的に投与し、その効果と安全性を検討する介入研究を終了。英文誌に結果を掲載した。また、経口血糖降下薬の有効性に関する研究を遂行している。 ・治験を含む臨床研究の合計実施数は、平成23年度で212件となっており、平成21年度214件に比して0.9%減となっている。 	
<p>○ 海外では有効性と安全性が検証されているが国内では未承認の医薬品・医療機器について、治験をはじめとする臨床研究を推進しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HIV・エイズにおける国内未承認の医薬品や医療機器に関する臨床研究として、国内未承認のカリニ肺炎治療薬のアトパコンと赤痢アメーバのシスト駆除薬であるパロモマイシンを個人輸入にて使用した。なお、アトパコンは平成24年に保険収載された。また、新しいウイルス量測定方法に関する臨床研究を実施した。 	
<p>○ 感染症その他の疾患に関する医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行うとともに、中期計画に掲げる研究を実施することで、医療の均てん化を図っているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エイズ、糖尿病、新興・再興感染症、肝炎、精神疾患について、ケアプロトコル作成や、診療ガイドラインを作成し、各種講習会、ネットワーク会議、ホームページなどを通じて情報提供を行うことで均てん化を図っている。 	
<p>○ 感染症その他の疾患に対する偏見を解消し、正しい理解を促進するとともに、最新の診断・治療情報等の提供を行うための研究を実施しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページを通じて、一般向けに疾患に関する正しい知識等について啓蒙を行うと共に、医療従事者に対しては、最新の治療法、知見等の情報提供を行っている。 	

<p>○ 開発途上国への国際保健医療協力を効果的に推進するため、国際保健動向の情報収集・分析を効果的に行うとともに、効果的な保健システムの在り方等に関する研究や、国際保健にかかる国内外の人材育成に必要な研究を実施しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度を通じ、英文原著論文17編、英文総説等1編、和文原著論文1編、和文総説等2編、合計論文数21編。 ・国際保健動向の情報収集・分析：保健医療サービスの現状や課題を、ミャンマー、コンゴ民主共和国につき収集しまとめた。WHO（世界保健機関）総会決議、同西太平洋地域委員会決議内容の分析を実施しており、論文を作成。 ・開発途上国で実施している技術協力プロジェクトの知見等を収集・評価：開発途上国で実施している技術協力プロジェクトの知見等を収集評価し、過去において実施したプロジェクト等情報のデータベース作成中。 ・開発途上国における感染症制御に必要なシステムに関する検討：ラオスにおけるB型肝炎母子感染抑制事業の評価、HIV母子感染予防と小児HIV治療にかかるコスト分析、カンボジアにおけるPITC(Provider Initiated Testing and Counseling)の課題分析、ラオスの新型インフルエンザH1N1による追加疾病負担調査等が実施された。 ・妊産婦や乳幼児の死亡を減らすための方策の検討：モンゴル、ベトナムでの新生児死亡の基礎データの収集ならびに新生児蘇生のトレーニング評価、パッケージとなった母子保健サービスの有効性評価が実施された。 ・効果的な保健システムの在り方等の検討：仏語圏アフリカ諸国の病院における5S改善TQM導入の促進および阻害要因を分析中。 ・国際保健にかかる国内外の効果的な人材育成の検討：紛争後国家や脆弱国家における保健人材制度の分析フレームワーク（House model）のチェックリストとマニュアルを作成し2つの国際学会で発表し、PLoS Medicine誌に刊行した。完成した質問票にて、カンボジア、およびコンゴ民で調査を実施した。 ・国際保健の新しい潮流と今後の展望に関する検討：国連ミレニアム開発目標（MDGs）の目標年2015年以降に重要となる可能性のある保健医療・健康課題を調査・研究した。 	
<p>○ 国際保健のネットワーク強化を図るため、効果的な情報共有や共同研究の仕組み等を構築するために必要な研究を国内外関係機関等と共同で実施しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度から「国際共同研究基盤整備に関する研究」は終了したが、ベトナムバクマイ病院との間で協定を締結し、共同研究を進めるなど、構築されたネットワークを活用した研究が進展している。また、一昨年度に指定を受けた、保健システム開発分野でのWHO協力センター（WCC）としての活動として、ネパールのマラリア対策と保健システムの関わりについて、調査を実施し報告書をWHO西太平洋地域事務局に提出した。WCCとしての契約は2013年まで継続する。 	

2. 医療の提供に関する事項

我が国における感染症その他の疾患に対する中核的な医療機関として、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。

また、高齢化社会が進展する中で、課題となっている病気の複合化、併存化に対し、臓器別、疾病別のみならず、患者全体を見る全人的な医療を前提に、総合医療を基盤とした感染症その他の疾患に対する医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。

患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者・家族が治療の選択、決定を医療者ととも主体的に行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実、客観的指標等を用いた医療の質の評価等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。

地域のニーズに即した質の高い救急医療を提供すること。特定感染症指定医療機関として、感染症指定医療機関等と連携し、感染症の患者に対する医療の提供を着実にを行うこと。

2. 医療の提供に関する事項

基本的に病気とは複雑な疾病の複合体であるので、その治療に際しては、高度な専門性と同時に、「こころ」も含め様々な側面から患者を診るための総合診療能力、救急医療を含む診療体制、並びに質の高い人材の育成及び確保が要求される。

センターは、既に培われた世界的に見ても質の高い医療水準をさらに向上させ、総合医療を基盤とした各診療科の高度先駆的な医療を提供する。

特に、センターのミッションである感染症その他の疾患のための質の高い医療の提供を行うことにより、医療の標準化を図り、他施設のモデルとなる科学的根拠を集積し、我が国の医療の標準化・均てん化を推進する。

(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供

① 高度先駆的な医療の提供

高齢化社会が進展する中で、課題となっている病気の複合化、併存化に対応するため、臓器別、疾患別のみならず、小児から高齢者までの患者を対象とした心身を含めた総合医療を基盤に、最新の知見を活用することで、個々の病態に即した高度先駆的な医療の提供を行う。

また、HIV・エイズ患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニターに基づき、総合医療をベースに個々の病態に即した医療を年間150例以上提供する。

2. 医療の提供に関する事項

(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供

① 高度先駆的な医療の提供

・ HIV・エイズ患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニターに基づき、総合医療をベースに個々の病態に即した医療を年間150例以上提供する。

・ H5N1鳥インフルエンザ感染を含む新興感染症に対する治療法の開発を推進する。

・ C型慢性肝炎患者の薬剤感受性に着目したテーラーメイド医療の開発を行う。

2. 医療の提供に関する事項

(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供

① 高度先駆的な医療の提供

1. HIV・エイズに対する医療の提供

HIV・エイズ患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニターに基づき、総合医療をベースに個々の病態に即した医療を年間150例以上提供するという計画に対し、平成23年度は682例実施した。個々の実態に即した治療法の重要性が増したため、実施数も当初計画より大幅に増加した。

2. 新興感染症に対する治療法開発の推進

新型インフルエンザ(H1N1pdm2009)によるNOGEMの入院患者を対象とした重症例の検討を通じた新規治療法の検討を行った。また高病原性鳥インフルエンザA(H5N1)肺炎に対する包括的治療戦略(Comprehensive Therapy for human H5N1:CT-human H5N1)の継続と強化を推進し、インフルエンザの重症化を招く要因(社会経済因子、環境因子など)を調査・分析し、インフルエンザ感染に起因する重症ARDSに対するPMX療法などの臨床研究を行った。

3. 肝炎に対する治療法開発の推進

テーラーメイド医療の一つとして、インターフェロン治療の効果予測として実際の患者さんでIL28BSNP測定を実施中である。また、インターフェロン治療による副作用である貧血の予知のためのITPA SNPの測定が、どれ位の確率で予測可能かの検討を継続している。

	<p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供</p> <p>感染症その他の疾患について、最新の知見を活用しつつ、医療の標準化に資する診療体制を整備し、標準的医療の実践に取り組む。</p>	<p>・ 糖尿病について生体指標等に依拠した治療を実施する。</p> <p>・ センターにおいて実施されている先駆的な医療技術については、先進医療に承認申請を行うことを推進する。</p> <p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供</p> <p>・ 感染症その他の疾患について、最新の知見を活用しつつ、医療の標準化に資する診療体制を整備し、標準的医療の実践に取り組む。</p>	<p>4. 糖尿病に対する医療の提供</p> <p>血糖コントロールが不安定な患者などを対象に、連続血糖測定が可能なシステムを応用し、治療方針を策定するというテーラーメイドの糖尿病治療を実施した。本年度で述べ82名に実施した。</p> <p>5. 先進医療・高度医療の推進</p> <p>平成23年度においては、先進医療既存技術2件（内視鏡的大腸粘膜下剥離術、超音波骨折治療法）について実施。</p> <p>さらに、先進医療既存技術2件（実物大臓器立体モデルによる手術支援、IL28Bの遺伝子診断によるインターフェロン治療効果の予測評価）、先進医療新規技術3件（ハイスピードデジタル撮像による声帯振動の解析、HIV env V3領域のシーケンス解析によるマラビロク感受性検査、チトクロームP450 2B6遺伝子型に基づくエファビレンツ投与量の調節）及び高度医療新規技術1件（不明熱のFDG-PET/CTによる熱源診断）の申請に向けて準備中。</p> <p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供</p> <p>1. 科学的根拠に基づく医療の提供への取組</p> <p>日常診療において、エビデンスに基づいた標準的治療が可能となるよう、図書館の電子ジャーナルの整備を進め、診療の合間に電子カルテシステム上からジャーナルを参照できるシステムを整備した。また、平成24年度から国府台地区に移転・整備される肝炎・免疫研究センターの情報システム構築についても検討を行った。</p> <p>また、各科におけるカンファレンスに積極的に取り組み、医療の質の均質化を図った。</p> <p>さらに、最新の知見を得ることのできる機会として、研究所の各種カンファレンスをセンター内で開催し、医師の参画を促すことで最新の研究成果の吸収に努めた。</p> <p>肝炎情報センターでは、全国70の都道府県肝炎診療連携拠点病院を対象とした医療従事者向け研修会を年に4回開催している。肝炎医療に関する最新の知見を各自治体におけるリーダー的立場の医療者と共有する機会を提供することにより、さらに、これらの研修会受講生が各自治体において専門医療機関以下へ最新情報を伝達することを期待している。このシステムを稼働させることにより、全国における肝炎医療の標準化に貢献しようと考えている。</p> <p>説明資料3-1 肝硬変を有するHIV感染者に対する自己骨髄細胞投与療法関連資料 説明資料3-5 平成23年度元気な日本復活特別枠で行う「ウイルス性肝炎の革新的な診断治療法の開発研究事業」概要 説明資料4-1 先進医療・高度医療進捗状況</p>
--	---	---	--

評価の視点等	自己評定	S	評定	S
<p>■評価項目4■ 医療の提供に関する事項 (1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p>	<p>(総合的な評定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療の標準化は、医療の品質改善という観点から取り組み、研究所と連携しつつ最新の知見を活用した個々の病態に即する高度先駆的な医療の提供を行い、併せて標準的医療の開発を実施している。 数値目標は、中期計画を大幅に上回っており、着実に実施した。 先進・高度医療は、先進既存技術の2件実施のほか、新たに合計6件（先進既存技術2件、先進新規技術3件、高度新規技術1件）の申請に向けた取組みを実施。 		<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>HIV・エイズ患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニターに基づき、個々人の病態に即した医療を、年間150例以上提供するという計画に対し682例実施し計画を大幅に上回ったことは大いに評価する。また、先進医療について平成23年度においては、先進医療既存技術2件について実施。さらに、先進医療既存技術2件、先進医療新規技術3件及び高度医療新規技術1件の申請に向けて準備していることも評価する。</p>	
<p>【数値目標】 ○ HIV・エイズ患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニターに基づき、総合医療をベースに個々人の病態に即した医療を年間150例以上提供</p>	<p>個々人の病態に即した治療法の重要性が増したため年間682例に提供し、計画に対して大幅に増加した。（評価シート23頁参照）</p>		<p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急医療の充実、電子カルテと電子ジャーナルの連携は評価できる。 高度先駆的な医療の提供体制が整備された結果、HIV・エイズ患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニターに基づき、個々の病態に治療が着実に行われた。 インフルエンザに関して、包括的治療戦略が持続されている。 肝炎に対する治療法の開発が少しずつ推進され、インターフェロンの治療予割法に進展がみられている。 	
<p>【評価の視点】 ○ 臓器別、疾患別のみならず、小児から高齢者までの患者を対象とした心身を含めた総合医療を基盤に、最新の知見を活用することで、個々の病態に即した高度先駆的な医療の提供を行っているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究所と協力しつつ最新の知見を活用した個々の病態に即する高度先駆的な医療の提供を行っている。（評価シート24頁参照） 		<ul style="list-style-type: none"> 個々人の病態に即した医療実施数を目標に対して大幅に増加させたことについて評価する。 先進医療新規技術3件、高度医療新規技術1件について申請準備であることは評価する。 HIV感染患者に対し、薬剤耐性・薬剤血中濃度をモニターに基づく個々人の病態に即した医療を提供した点は大変高く評価できる。肝炎についてもIL28B SNP測定によるIFNの効果解析に着手するなど先進的取り組みを臨床に応用している点も高く評価できる。総じて高度先駆的な医療の提供や標準化の取り組みは高く評価できる。 	
<p>○ 感染症その他の疾患について、最新の知見を活用しつつ、医療の標準化に資する診療体制を整備し、標準的医療の実践に取り組んでいるか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常診療においては、エビデンスに基づいた標準的治療が可能となるよう、図書館の電子ジャーナルの整備を進め、診療の合間に電子カルテシステム上からジャーナルを参照できるシステムを実装し、医師の適切な診療実施を支援している。 医療の質の均質化を目指して、各診療科におけるカンファレンスを積極的に取り組んでいる。 研究所の各種カンファレンスの開催において、病院医師の積極的な参加を促し、最新の知見、研究成果の吸収に努めている。 糖尿病、HIV診療、新興再興感染症の診療などの各分野において、標準的医療の開発に努め、マニュアル化を進めている。 		<ul style="list-style-type: none"> 682例のHIV・エイズ患者に個々人の病態に即した医療を実施するなど高度先駆的な医療を提供し、先進医療新規技術など計6件の先進医療申請の準備を進めていること、電子ジャーナルと電子カルテシステムとの連携を図るなど最新の科学的根拠に基づいた医療を提供していることなど大いに評価できる。 	

(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供

- ① 患者の自己決定への支援
 患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう、患者・家族に必要な説明を行い、かつ、情報公開に積極的に取り組むことで、情報の共有化に努めるとともに、患者のプライバシー保護に努める。
 このため、患者に対する相談支援を行うための窓口を設置する。
 また、専門的立場から幅広く患者・家族を支援するため、セカンドオピニオンを年間180件以上実施する。

- ② 患者等参加型医療の推進
 患者の視点に立った医療の提供を行うため、定期的に患者満足度調査を実施し、その結果を業務の改善に活用すること、及びご意見箱を活用するなど、患者の意見を反映しつつ医療の取り組みを着実に実施するとともに、患者サービスの改善について積極的な推進を図る。

(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供

- ① 患者の自己決定への支援
 ・ 患者にとって安心・安全な医療を提供するため、カルテの開示等の情報公開に積極的に取り組む。
 ・ 患者のプライバシー保護に努めるため、個人情報保護に関する委員会を開催し充実を図る。
 ・ 患者に対する相談支援を行う窓口について、支援体制の充実を図る。
 ・ セカンドオピニオンを200件以上実施する

- ② 患者等参加型医療の推進
 ・ 患者サービス推進委員会を定期的に開催する。また、患者の視点に立った医療の提供を行うため、平成22年度に実施した患者満足度調査及びその分析結果をもとに、必要なサービスの改善を行うとともに、本年度においても患者満足度調査を実施する。

(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供

- ① 患者の自己決定への支援
- 適切なカルテの開示
 厚生労働省医政局長通知「診療情報の提供等に関する指針の策定について」に基づき、カルテの開示請求があった場合には適切に開示を行っている。平成23年度においては、センター病院49件の開示を行った。また、速やかに対応するため平成22年度では、常勤職員1名で対応していたところ平成23年度においては、常勤職員1名、非常勤職員1名で対応を行った。
 国府台病院においては18件の開示を行った。
 - 個人情報保護に関する委員会の開催
 個人情報保護に関する委員会については、平成24年2月23日に個人情報管理委員会を開催し、個人情報保護研修会の開催および個人情報管理体制の強化等について審議した。
 また、個人情報保護研修会に職員全員の参加が難しいので、ホームページにガイドライン等の注意事項を掲載し、職員全員に注意喚起を行うこととした。
 - 個人情報保護研修会の開催
 個人情報保護研修会については、新採用者231名を対象とした平成23年度採用者オリエンテーション（4月1日～8日）のほか、平成23年8月31日に開催した臨床研究認定研修会（医師、看護師、研究者を対象）において、個人情報保護について参加した224名に周知を図った。
 - 患者に対する相談支援を行う窓口支援体制の整備
 センター病院においては、療養中の心理的、社会的問題、経済的問題等の社会福祉相談について、相談・支援を行うMSW（医療ソーシャルワーカー）、療養に関する相談・受診相談等の看護相談を行う看護師、薬剤の質問や相談を行う薬剤師を配置した「総合医療相談室」を設置している。
 また、平成22年度から患者相談専門職1名を配置し、平成23年度においてはMSWを常勤職員3名、非常勤職員1名から常勤職員7名、看護師を常勤職員1名から2名にすることにより支援体制の強化を図った。

	ポイント		ポイント
・苦情の受付について（入院）	平成22年度 4.04	→	平成23年度 4.04（±0ポイント）
・苦情の受付について（外来）	平成22年度 3.26	→	平成23年度 3.68（+0.42ポイント）

5. セカンドオピニオンの実施
 患者目線に立った医療の提供を推進するため、セカンドオピニオンの実施目標件数を定め、平成23年度においては実施件数が231件となり目標の「200件以上」を達成した。
- ② 患者等参加型医療の推進
- 患者サービス推進委員会の開催
 平成23年度においては、患者サービス委員会を毎月1回定期的に開催し、委員会で審議した内容をセンター管理会議（センター病院）、管理診療会議（国府台病院）において報告を行っている。
 - 患者の視点に立った医療の提供
 患者サービス推進委員会、及び前年の「患者満足度調査の分析結果」をもとに患者サービスの改善に努めている。
 ・平成23年度より、病棟クラークを導入し、今まで看護師が行っていた入院患者に対する「入院時・退院時のオリエンテーション」等について、病棟クラークが行うこととした。
 ・診療費のクレジットカード払い可能なクレジット会社2グループ（6種類）から1グループ（3種類）増加し、合計3

また、ボランティアによる相談支援等に努め、患者の医療に対する理解の向上に努める。

- ・ 院内に設置してある意見箱を活用し、患者から生の声をくみ上げ、患者サービスの改善について積極的に推進を図る。
- ・ ボランティアの活動による相談支援等を推進し、患者の医療に対する理解の向上に努める。

グループ（9種類）とした。

・ 現金自動支払機から自動発行される「領収証兼明細書」及び「診療明細書」のうち「診療明細書」の発行を患者本人による選択制に変更し、現金自動支払機での支払の流れをスムーズにした。
以上の項目について、平成23年度の調査結果は前年度を上回る満足度を得られており、着実に改善が図られた。

		ポイント		ポイント
【患者満足度調査結果】				
・ 入院の手続きについて	平成22年度	4.26	→	平成23年度 4.30 (+0.04ポイント)
・ 入院中の生活の説明	平成22年度	4.15	→	平成23年度 4.18 (+0.03ポイント)
・ 退院の説明について	平成22年度	4.27	→	平成23年度 4.34 (+0.07ポイント)
・ 診療までの待ち時間	平成22年度	2.67	→	平成23年度 2.71 (+0.04ポイント)
・ 会計の手続き	平成22年度	3.30	→	平成23年度 3.56 (+0.26ポイント)

3. 平成23年度患者満足度調査の概要

患者満足度調査については、患者の目線に立ち病院におけるサービスの向上を図ることを目的に、平成23年度においても実施した。

【センター病院】

入院については調査期間（平成23年10月1日から平成23年10月31日まで）の退院患者のうち協力を得られた545名、外来については、調査期間（平成23年10月18日から平成23年10月19日まで）に来院された外来患者のうち協力の得られた1,221名について調査を実施した。

平成23年度の調査結果は、入院・外来ともに前年度を上回ったが、今後も患者の満足度をあげられるよう引き続き必要なサービスを実施していく。

《患者満足度調査結果》

		ポイント		ポイント
入院	・ アンケート総合得点	平成22年度 4.42	→	平成23年度 4.45 (+0.03ポイント)
外来	・ アンケート総合得点	平成22年度 3.88	→	平成23年度 3.94 (+0.07ポイント)

【国府台病院】

入院については調査期間（平成23年10月1日から平成23年10月31日まで）の退院患者のうち協力を得られた94名、外来については、調査期間（平成23年11月8日から平成23年11月9日まで）に来院された外来患者のうち協力の得られた681名について調査を実施した。

今後も患者の満足度をあげられるよう引き続き必要なサービスを実施していく。

《患者満足度調査結果》

		ポイント		ポイント
入院	・ アンケート総合得点	平成22年度 4.26	→	平成23年度 4.46 (+0.2ポイント)
外来	・ アンケート総合得点	平成22年度 3.83	→	平成23年度 4.04 (+0.21ポイント)

4. 意見箱の活用

患者からの投書を定期的に回収し、毎月開催される「患者サービス推進委員会」にて改善策等の検討を行い、改善事項を院内掲示することにより、患者への周知を行っている。職員に対しては、センター管理会議等で患者からの意見及び改善事項の報告をすることにより周知を行っている。

5. ボランティアの活動状況

① 平成23年度においても、募集用パンフレット及びポスターを作成すると共に、ボランティア説明会（14回開催）を実施し、ボランティアの募集活動を行った結果登録者数は増加した。

また、ボランティアに対する教育・研修及び意見交換会についても今後予定している。

・ 平成22年度 10名 → 平成23年度 28名

	<p>③ チーム医療の推進 センターの総合医療の特長を活かして、小児から高齢者までの患者に対し、多職種連携及び診療科横断によるチーム医療を推進する。</p> <p>④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供 患者に対して、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、地域の診療所や病院との役割分担を図るとともに、連携を強化し、患者に適した医療機関（かかりつけ医）への紹介を進め、紹介率・逆紹介率の向上を図る。 また、地域に開かれた研修会や協議会を開催し、情報の共有を図る。</p>	<p>③ チーム医療の推進 センターの総合医療の特長を活かして、小児から高齢者までの患者に対し、多職種連携及び診療科横断によるチーム医療を推進する。</p> <p>④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供 患者に対して切れ目なく適切な医療を提供できるよう、地域の診療所や病院との役割分担を図るとともに、連携を強化し、患者に適した医療機関（かかりつけ医）への紹介を進め、紹介率・逆紹介率の向上を図る。 地域に開かれた研修会や協議会を開催し、情報の共有を図る。 糖尿病について、地域連携パスの活用、紹介及び逆紹介を進める。 自治体や地域の医師会等と小児医療体制について協議を行うとともに、地域の医療機関と協議し、休日夜間の小児救急を実施する。 地元医師会との合同研修会を開催する。</p>	<p>② ボランティア活動の内容 ・外来患者の診察室等への案内及び、車いす使用患者の移動の補助 ・「病気の子ども支援ネット遊びのボランティア」による小児病棟への慰問 ・入院患者や病院を訪れた方及び小児科・産科病棟の入院患者を対象としたコンサートの開催 ・「患者図書室はこね山」の受付業務</p> <p>③ 「患者図書室はこね山」においては、ボランティアによる図書の貸し出し業務により、患者の医療に対する理解の向上に努めた。</p> <p>③ チーム医療の推進 1. 多職種連携及び診療科横断によるチーム医療の推進 医師・看護師・コーディネーター・ナース等によるチーム医療をH I V/エイズの90%以上の患者に提供する計画に対し、90.9%の患者に提供した（チーム医療加算を算定した患者数より算出）。また、糖尿病分野及び肝炎とH I Vとの重複感染患者の医療においてチーム医療は、100%の患者に対し実施した。 国府台地区においては、産科診療科の入院患者で「こころ」の問題を示した患者に対し、心の診療に携わる各科が対応した件数は、年間254例を数えた。</p> <p>④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供 1. 地域医療連携の推進 総合医療相談室内に医療連携係を設置し、連携の強化及び情報の共有化を図ってきたが、地域医療機関との連携をさらに強化するため、これまでの総合医療相談室の見直しを行い、「連携医療ネットコア会議」を平成23年7月に設置し、平成24年3月末までに29回の会議を開催するとともに、連携病院への診療連携をすすめてきた。</p> <p>【主な取り組み】 ・平成23年9月21日に「連携のさまざまな形」をテーマに「連携の会」を開催し、意見交換を行うと共に、情報の共有を図った。 ・平成24年2月29日には、新宿区医師会主催による「東日本大震災以後の取り組みについて」をテーマにした講演会「新宿区における大規模災害時の対応について」テーマとした討議を当センターで開催した。 ・平成23年6月には、連携登録医（428名）に対して「当院への紹介、逆紹介、医療機器の利用等」について、アンケート調査を実施し、結果についても連携登録医へ送付した。また、「アンケート結果」を踏まえ、「診療科別外来診療問い合わせ一覧」、「放射線画像検査案内」の見直しを図った。</p> <p>「連携登録医へのアンケート結果」 回答数 181件（42.3%） ①患者さんを紹介したことがあるか（当センター病院へ） しばしば紹介する 41.4% 時には紹介する 52.5% 紹介したことがない 6.1% ②患者さんの紹介を受けたことがあるか（当センター病院から） 外来症例で紹介された事がある 37.0% 訪問症例で紹介されたことがある 9.9% 紹介されたことがない 53.0% ③放射線などの検査で当センター病院を利用したことがあるか MRI 31.2% CT 31.7% PET 23.2%</p>
--	---	---	---

連携病院への挨拶回りについて
 連携病院との連携強化を深めるため、平成23年8月～10月にかけて、病院長、副院長、医師、MSW、事務職員等により、44施設を訪問した。

【紹介率】	H21'	H22'	H23'
センター病院	57.3%	66.1%	69.4%
国府台病院	41.8%	44.6%	48.6%
【逆紹介率】	H21'	H22'	H23'
センター病院	20.1%	23.5%	29.8%
国府台病院	19.9%	22.7%	23.4%

また、糖尿病診療における紹介、逆紹介を推進するため、地域連携バスの情報について糖尿病情報ホームページ（平成22年4月公開開始）に掲載し広報を図った。平成23年3月末現在の登録患者数は60名となっている。

・HIV患者に関し新患の紹介率を70%以上、逆紹介率を30%以上としていたが、平成23年度は、紹介率94.5%、逆紹介率32.7%と目標を達成した。

・画像診断機器の地域での共同利用として、CT撮像から専門医による読影までを地域連携開業医から依頼された件数は、242件。なおMRI、PETを加えると、931件であり、前年度に対して3.3%増加している。

【画像診断器機の共同利用】	H21'	H22'	H23'
センター病院	539件	807件	838件
国府台病院	113件	94件	93件
合計	652件	901件	931件

2. 休日・夜間の小児救急の実施

新宿区、新宿区小児科医会と協議し、地域連携の休日夜間の小児救急を週に2回（年間98回）実施した。

3. 地元医師会等との合同研修会の実施

東京都医師会からの委託を受け実施した小児科研修事業に、新宿区医師会の医師も参加した。また、東日本大震災への取り組みについての新宿区医師会勤務医部会主催の講演会を当センターにおいて開催し、知見を深めると共に地域の医師との意見交換を行った。

4. リトリートカンファランス等の実施

平成23年度は11回のリトリートカンファランスを開催し、近隣の医療従事者、住民に受講を開放した。

また、高校生対象の医学講演会を1回開催し、29名の学生の参加があった。

【開催したリトリートのテーマ】

- 4月20日「急性期病院における地域・医療連携の取り組み」
- 5月18日「東日本大震災と国立国際医療研究センターの被災地支援活動」
- 6月22日「つくし保育園」
- 7月20日「診療報酬はどのように決まるか」「薬が臨床現場に届くまで」
- 8月24日「再生医療・細胞治療の今後の展望」
- 10月19日「弁護士からみた医療現場の落とし穴」
- 11月16日「避けては通れない認知症」
- 12月21日「インフルエンザと喘息 ー早期介入療法ー」
- 1月18日「発明者（研究者）と知財管理室のwin-winの関係構築」
- 2月15日「助産力を考える」
- 3月21日「NCGMの将来像」

⑤ 医療安全管理体制の充実
 センターの医療安全管理を確保し、医療事故の未然防止の観点から、発生した医療事故を科学的に検証するとともに、その結果が業務の改善につながる体制を構築する。
 また、院内感染対策のため、院内サーベイランスの充実等に積極的に取り組む。
 専門の医療安全推進部門を設置し、医療安全に対する取り組みを推進するための体制を強化する。このため、医療安全研修会・感染症対策研修会を年3回以上開催する。
 また、医療安全に関するマニュアルを年1回改訂する。

⑥ 客観的指標等を用いた医療の質の評価
 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うため、センターで提供する医療について、客観的指標等を用いた質の評価を行う。

⑤ 医療安全管理体制の充実
 センターにおける医療安全管理を確保し、医療事故の未然防止の観点から、発生した医療事故を科学的に検証するとともに、その結果が業務の改善につながる体制を構築する。
 ・ 院内感染対策のため、院内サーベイランスの充実等に積極的に取り組む。
 ・ 医療安全に対する取組を推進するため、体制の強化を図る。
 ・ 医療安全研修会・感染症対策研修会を3回以上開催するとともに、医療安全に関するマニュアルを改訂する。

⑥ 客観的指標等を用いた医療の質の評価
 ・ センターで提供する医療について、客観的指標等を用いた質の評価を行うため、医療の質の評価に関する検討を行う。

⑤ 医療安全管理体制の充実

1. 医療安全管理の取組

センター病院において、医療安全委員会を月に1回開催し、報告されたヒヤリ・ハット事例の検証と対策の協議を行っている。その結果は、管理職が参加して毎月開催されるセンター管理会議で報告され情報の共有に努めている。また、院内ホームページを利用し「ヒヤリ・ハットNEWS」として掲載し随時更新を行っている。さらに、医療安全にかかる研修会を6回と平成22年度と比して2倍の回数を開催し、参加機会を増やすことにより参加人数が大幅に増加した。研修会未受講者に対しては、DVDによるフォロー研修を実施した。
 また、「医療安全ポケットマニュアル」を作成し、全職員に配布するとともに、常時携帯を義務づけた。

【医療安全研修参加者】	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	491人	→ 833人	→ 1,992人

2. 院内感染対策の取組

院内感染対策のため、起因菌検出、抗菌剤使用状況、血液培養・カテーテル感染・コンタミネーション率について院名サーベイランスを実施しており、毎月開催される院内感染対策委員会において報告するとともに、毎週1回の病棟等ラウンドを通じて改善を図ってきた。
 また、センター管理会議や医長、看護師長会など各会議に病棟別の菌検出状況を報告するとともに、院内ホームページにマニュアル改訂情報、サーベイランス結果などを掲載し情報共有と職員教育を実施している。さらに、院内感染にかかる研修会を5回開催し参加機会を増やすことにより参加人数が大幅に増加した。研修会未受講者に対しては、DVDによるフォロー研修を実施した。

【感染対策研修参加者】	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	126人	→ 871人	→ 1,933人

3. 感染対策地域連携

地域連携事業の一環として、診療連携の実績のある医療機関を対象に院内感染対策地域連携を開始した。近隣病院と院内感染対策に関する2回のカンファレンスを行い、代々木病院には当院から院内感染対策専任看護師が訪問し院内感染対策ラウンドを行った。

⑥ 客観的指標等を用いた医療の質の評価

1. 医療の質の評価への取組

医療の質の評価に必要な基礎データを取り出すため、必要な医療情報システム環境（データウェアハウス）を整備し、試行的な利用が始まった。今後は、客観的分析に資する評価項目の検討を行い、質の評価に必要なデータ収集にあたる。

2. 病院機能評価の受審

平成23年度に病院機能評価Ver6を受審し、機能評価に合格したところ。
 (平成23年4月25日～27日に受審)

- | | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <p>説明資料 5- 1 個人情報保護に関する委員会議事概要</p> <p>説明資料 5- 2 医療安全ポケットマニュアル Ver2 (抜粋)</p> <p>説明資料 5- 3 個人情報保護に関する研修資料</p> <p>説明資料 5- 4 患者満足度調査結果概要</p> <p>説明資料 5- 5 ボランティア募集及び患者図書館「はこね山」パンフレット</p> <p>説明資料 5- 6 糖尿病地域連携について</p> <p>説明資料 5- 7 地元医師会との合同研修会について</p> <p>説明資料 5- 8 医療安全規定及び医療安全管理のための指針</p> <p>説明資料 5- 9 リトリートカンファランス 平成 23 年度開催実績</p> <p>説明資料 5-10 高校生を対象とした身近なサイエンススクール 「今年のノーベル賞研究を理解しよう」</p> <p>説明資料 5-11 ヒヤリ・ハットニュース (平成 23 年度発行分)</p> <p>説明資料 5-12 医療安全研修資料 (平成 2 3 年度開催分)</p> <p>説明資料 5-13 院内感染防止のための指針並びに感染症発生時の報告及び対応</p> <p>説明資料 5-14 サーベランスレポート (急性呼吸器症状)</p> <p>説明資料 5-15 ICT ラウンドチェックリスト</p> <p>説明資料 5-16 院内感染対策研修資料 (平成 2 3 年度開催分)</p> |
|--|--|--|---|

評価の視点等	自己評価	S	評 定	A	
<p>■評価項目5■</p> <p>医療の提供に関する事項</p> <p>(2) 患者の視点に立った良質かつ安全な医療の提供</p>	<p>(総合的な評定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 患者の療養環境の向上に向けて、患者の声を聞き、アメニティ改善に取り組むとともに、安心で安全な医療の提供のため、医療安全確保、院内感染管理の制御に対して、重点的に確実に取り組み、安全な医療の提供を実施した。 数値目標は、大幅に上回っており、着実に実施した。 センター病院の総合医療相談室におけるMSW（医療ソーシャルワーカー）、看護師の増員など「医療連携ネットワーク」体制の充実強化を図るとともに、国府台病院における地域医療連携体制の充実により、医療相談及び医療連携機能を強化し、患者サービスの向上に積極的に取り組んだ。 	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>カルテの開示請求に適切に対応し国府台病院と併せて67件の開示を行うとともに、セカンドオピニオンについては180件の計画に対し231件と目標を達成したことは評価する。また、医療安全研修や感染対策研修を実施し、前年度に比べ参加人数を大幅に増やし、医療管理体制を充実させたことも評価する。</p>		
<p>[数値目標]</p> <p>○ セカンドオピニオンを年間180件以上実施</p>	<p>・平成23年度については231件となり目標を上回った。 (評価シート26頁参照)</p>		<p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> きめ細かい医療提供体制の改善がはかられている。 外来予約システムの改善は評価できる。 大変患者数が多く混雑する病院であるが、患者に配慮した諸対策として、医療安全対策や院内感染管理に重点的な取り組みがなされている。 総合的医療相談室を充実させ、患者満足度調査も実施して、患者の目線に立った医療の提供に努めている。 		
<p>○ 医療安全研修会・感染症対策研修会を年3回以上開催</p>	<p>・医療安全研修会を6回、感染症対策研修会を5回開催し、それぞれ昨年より2倍となる延べ1,900人を超える参加があった。 (評価シート30頁参照)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 医療連携室が充実し、紹介率、逆紹介率は増加している。 自己決定への支援、HIV・エイズ患者を中心にチーム医療の推進、客観的指標等を用いた医療の質の評価など大いに評価できる。 セカンドオピニオン件数、医療安全・感染症対策研修会開催回数が目標を上回った。 		
<p>○ 医療安全に関するマニュアルを年1回改訂</p>	<p>・平成24年3月に「医療安全ポケットマニュアル」を改訂し、全職員に配布した。 (評価シート30頁参照)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 国府台での患者満足度アップを含め、患者視点に立った医療に向け数々の施策推進、地域医療連携推進での連携医療ネットコア設置、小児救急、合同研修会、医療安全、院内感染研修など施策を推進したことについて評価する。 カルテの開示については適切に行われていると評価できる。セカンドオピニオンの実施も目標を上回ったと高く評価できる。患者満足度調査の結果も着実に向上していると評価できる。 		
<p>[評価の視点]</p> <p>○ 患者・家族が治療の選択、決定を医療者ととも主体的に行うことができるよう、必要な説明を行い、かつ、情報公開に積極的に取り組むことで、情報の共有化及び患者のプライバシー保護に努めているか。</p>	<p>実績○：</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省医政局長通知「診療情報の提供等に関する指針の策定について」に基づき、カルテの開示請求があった場合には適切に開示を行っている。平成23年度においては、センター病院49件、国府台病院18件の開示を行った。 個人情報保護に関する委員会については、平成24年2月23日に個人情報管理委員会を開催し、個人情報保護研修会の開催および個人情報管理体制の強化等について審議した。また、個人情報保護研修会に職員全員の参加が難しいので、ホームページにガイドライン等の注意事項を掲載し、職員全員に注意喚起を行うこととした。 個人情報保護研修会については、新採用者231名を対象とした平成23年度採用者オリエンテーション（4月1日～8日）のほか、平成23年8月31日に開催した臨床研究認定研修会（医師、看護師、研究者を対象）において、個人情報保護について参加した224名に周知を図った。 (評価シート26頁参照) 		<ul style="list-style-type: none"> チーム医療の実施、紹介率逆紹介率の向上もHIV領域を中心に着実に進められていると認められるが、診療科による事情も踏まえつつ病院全体としてさらなる推進が期待される。 医療安全・院内感染対策にかかる研修の参加者も着実に増加していると高く評価できる。 		

<p>○ 患者に対する相談支援を行うための窓口を設置しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合的な医療相談機能を充実するため、社会福祉相談、看護相談、薬剤に関する相談等を一体的に行う「総合医療相談室」を設置している。 平成22年度から患者相談専門職を配置し平成23年度においては、MSW（医療ソーシャルワーカー）を常勤3名、非常勤1名体制から、常勤7名体制とし、看護師についても、1名から2名体制にすることにより、患者に対する相談支援の充実を図った。（評価シート26頁参照）
<p>○ 患者の視点に立った医療の提供を行うため、患者満足度調査を実施し、その結果を業務の改善に活用すること、及びご意見箱を活用するなど、患者サービスの改善について積極的な推進を図っているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者満足度調査については、患者の目線に立ち病院におけるサービスの向上を図ることを目的に実施した。（評価シート26・27頁参照） 患者からの意見を定期的に回収し、毎月開催される「患者サービス推進委員会」にて改善策等の検討を行い、その改善内容を院内掲示することにより、患者等への周知を実施するとともに、職員には、センター管理会議等で患者からの意見及び改善事項の周知や具体的な対応等を行うこととしている。 支払いに使用可能なクレジットカードの種類を増やしたり、入退院時のオリエンテーションを病棟クラークに行わせたりする等、患者ニーズに基づき具体的なサービス改善に努めてきた。（評価シート26頁参照）
<p>○ ボランティアによる相談支援等に努め、患者の医療に対する理解の向上に努めているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度においても、募集用パンフレット及びポスターを作成すると共に、ボランティア説明会（14回開催）を実施し、ボランティアの募集活動を行った。また、ボランティアに対する教育・研修及び意見交換会についても今後予定している。（平成22年度 10名 → 平成23年度 28名） ボランティア活動の内容 <ul style="list-style-type: none"> ①外来患者の診察室等への案内及び、車いす使用患者の移動の補助 ②「病気の子ども支援ネット遊びのボランティア」による小児病棟への慰問 ③入院患者や病院を訪れた方及び小児科・産科病棟の入院患者を対象としたコンサートの開催 ④「患者図書室はこね山」の受付業務 平成23年2月から開設している「患者図書室はこね山」において貸出業務をボランティアによって支援を行っていただいております、患者の医療に対する理解の向上の一助となった。
<p>○ 小児から高齢者までの患者に対し、多職種連携及び診療科横断によるチーム医療を推進しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師・看護師・コーディネーターナース等によるチーム医療をHIV/エイズの90%以上の患者に提供する計画に対し、90.9%の患者に提供した（チーム医療加算を算定した患者数より算出）。また、糖尿病分野及び肝炎とHIVとの重複感染患者の医療においてチーム医療は、100%の患者に対し実施した。 国府台地区においては、各診療科の入院患者で「こころ」の問題を示した患者に対し、心の診療に携わる各科が対応した件数は、年間254例を数えた。

<p>○ 切れ目なく適切な医療を提供できるよう、地域の診療所や病院との役割分担を図るとともに、連携を強化し、患者に適した医療機関（かかりつけ医）への紹介を進め、紹介率・逆紹介率の向上を図っているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合医療相談室内に新設された医療連携係を中心として、地域医療機関との医療連携の強化を図るため、幹部による近隣医療機関訪問や案内送付を精力的に行うことにより、紹介率、逆紹介率の向上を図った。 ・平成23年6月に 連携登録医428人に対し、アンケートを実施し、このアンケートを基に外来診療医の問い合わせ一覧や放射線画像審査案内などの見直しを行った。（評価シート28頁参照） 	
<p>○ 地域に開かれた研修会や協議会を開催し、情報の共有を図っているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・院内研修会について、地域の連携医の参加を可能とし、年1回連携医を対象とした研修会を開催し、医療連携の充実に向けた情報共有を図った。（評価シート28頁参照） 	
<p>○ センターの医療安全管理を確保し、発生した医療事故を科学的に検証するとともに、その結果が業務の改善につながる体制を構築しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療安全委員会を月に1回開催し、報告されたヒヤリ・ハット事例の検証と対策の協議を行っている。その結果は、管理職が参加して毎月開催されるセンター管理会議で報告され情報の共有に努めている。また、院内ホームページを利用し「ヒヤリ・ハットNEWS」として掲載し随時更新を行っている。（評価シート30頁参照） 	
<p>○ 院内感染対策のため、院内サーベランスの充実等に積極的に取り組んでいるか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・院内感染対策のため、起因菌検出、抗菌剤使用状況、血液培養・カテーテル感染・コンタミネーション率について院内サーベランスを実施しており、毎月開催される院内感染対策委員会において報告するとともに、毎週1回の病棟等ラウンドを通じて改善を図ってきた。また各会議に病棟別の菌検出状況を報告するとともに、院内ホームページにマニュアル改訂情報、サーベランス結果などを掲載し情報共有と職員教育を実施している。（評価シート30頁参照） 	
<p>○ 専門の医療安全推進部門を設置し、医療安全に対する取り組みを推進するための体制を強化しているか</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療安全委員会が、安全確保のための体制の核となって活動し、各種会議を通じて決定事項の伝達や医療安全に関する情報の提供を行っている。 	
<p>○ 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うため、センターで提供する医療について、客観的指標等を用いた質の評価を行っているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療の質の評価に必要な基礎データを取り出すため、必要な医療情報システム環境（データウェアハウス）を整備し試行的な利用が始まった。今後は、加間的分析に資する評価項目の検討を行い、質の評価に必要なデータ収集に当たる。また、センター病院は、平成23年4月25-27日に病院機能評価Ver6を受審し、合格したところである。（評価シート30頁参照） 	

(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供

① 救急医療の提供

三次を含む全科的総合救急医療及び質の高い精神科救急を実施する。

特に、国府台地区において、精神科救急病棟入院患者における重症身体合併症率を5%以上とする。

② 国際化に伴い必要となる医療の提供

渡航者健康管理室等、海外渡航者に対する保健医療の充実を図るとともに、感染症の患者に対する医療提供体制の整備を図る。

(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供

① 救急医療の提供

三次を含む全科的総合救急医療及び質の高い精神科救急を実施する。

国府台地区において、積極的に重症者を受け入れ、精神科救急病棟入院患者における重症身体合併症率を5%以上とする。

② 国際化に伴い必要となる医療の提供

渡航者健康管理室等、海外渡航者に対する保健医療の充実を図るとともに、感染症の患者に対する医療提供体制の整備を図る。

(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供

① 救急医療の提供

平成22年9月から救命救急センターとして認可され、その後三次救急搬送患者は、月100件を超えるようになった。また2次救急搬送患者も設備の拡張とともに増え、全救急搬送患者も前年に比し7.6%増加し、月約1,000件の搬送を受け入れた。平成23年度においては全体で11,695件の救急搬送を受け入れており、前年度の10,873件を大きく上回っている。

国府台病院では、精神科救急病棟入院患者における重傷身体合併率が、年間を通して10~64%で推移し、平成23年度の重症身体合併症率は34.7%（前年13.0%）となり目標に到達している。

【センター病院における時間外救急患者数及び救急車搬送患者数】

	H21'	H22'	H23'
時間外救急患者数	21,081人	19,964人	21,767人(+1,803人 9.0%増)
救急車搬送患者数	9,742人	10,873人	11,695人(+822人 7.6%増)
救急から入院となった患者数	3,265人	3,135人	4,245人(+1,110人 35.4%増)

② 国際化に伴い必要となる医療の提供

1. 海外渡航者に対する保健医療の実施

国際感染症センターにおいて、海外渡航前健診とワクチン接種などの渡航相談及び帰国後の疾患治療を行っている。総初診患者数 3,297名、帰国後疾患診療初診患者数 358名、入院患者数 71名（一般感染症入院患者も含む）

【ワクチン接種数】

・A型肝炎	1,968件
・B型肝炎	1,275件
・破傷風	1,038件
・狂犬病	841件
・日本脳炎	371件
・麻疹	28件
・風疹	19件
・おたふく	54件
・ポリオ	50件
・三種混合	36件
・二種混合	48件
・BCG	1件
・黄熱病	1,404件
・インフルエンザ	40件
・その他予防接種	148件

平成22年8月より成田空港検疫所の関連施設として黄熱ワクチン接種を実施することができる医療機関として指定されアフリカや南米へ渡航する方に黄熱ワクチン接種を行うとともに、他のワクチンの同時接種やマラリア予防薬の処方などを開始した。

2. ミャンマー難民受入への協力

平成22年度より政府がミャンマー難民の受け入れを開始しており、政府の要請により入国時の健康診断及び入国後の診療を実施している。今後数年にわたりこの活動は続くため、難民受け入れの拠点として活動していく。

3. 研修等の実施

総合感染症後期研修プログラムでレジデント・フェロー医師合計4名を受け入れ、マラリア、デング熱、腸チフスなどの熱帯感染症管理や、一般感染症例入院管理、院内感染症コンサルテーションに関する研修を実施した。

また、海外渡航者に対するワクチン接種を行い医療機関の機能充実を図るためにトラベラーズワクチン講習会を平成23年に行った。

説明資料 3-8 総合感染症および国際臨床後期研修プログラム概要

説明資料 6-1 救急患者受け入れ状況（センター病院）

説明資料 6-2 精神科救急病棟における重症身体合併症率の推移（国府台病院）

説明資料 6-3 渡航者外来（トラベルクリニック）パンフレット

評価の視点等	自己評定	S		評 定	A
<p>■評価項目6■ 医療の提供に関する事項 (3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p>	<p>(総合的な評定) ・ 当センターの特徴の一つである総合医療機能を基盤とした、全科的総合救急医療及び精神科救急医療の提供を積極的に実施した。</p> <p>・ センター病院においては、救急車搬送患者数が前年比7.6%増加し、11,695人となった。また、救急から入院となった患者数は35.4%増加し4,245人となった。</p> <p>・ 国際感染症である黄熱予防接種の実施等、感染症に係る機能を十分に活用した医療の提供を引き続き行った。</p> <p>・ 総合感染症後期研修プログラムでレジデント等医師を受け入れ、院内感染症コンサルテーションに関する研修を実施し医療提供体制の整備を図った。</p> <p>・ 数値目標は、中期計画を大幅に上回っており、着実に実施している。</p>			<p>(委員会としての評定理由) 平成22年9月に救命救急センターとして認可され、三次救急搬送患者は、21年度の30~40%増となり、月100件を超えるようになったこと、全救急搬送患者も対前年度7.6%程度増加し、月約1,000件の搬送を受け入れたこと、救急車搬送についても対前年度を822件以上多く受け入れるなど、前年度を上回ったことは評価する。</p> <p>(各委員の評定理由) ・ 全科的総合医療および精神科の救急医療の提供を積極的に実施し、救急車搬送患者数は7.6%増加し、救急から入院となった患者数は35.4%増加した。 ・ 救急車搬送患者数11,695人(前年度より882人増加)、時間外救急患者数21,767人(前年度より1803人増加)など救急医療を提供しているほか、国際化に伴い必要となる医療を提供しており、大いに評価できる。 ・ 救急医療に関しては、重症身体合併症率が計画を大きく上回るなど、患者数が着実に増解しており大変高く評価できる。海外渡航者に対する保健医療の実施も着実に進められており高く評価できる。 ・ 救急患者受け入れ体制で救急医療設備拡張などにより成果を上げ評価する。</p>	<p>・ 国府台病院への精神科救急病棟入院も増加し、重症身体合併症率は平成23年34.7%となっている。 ・ 当センターの病院業務として大切な海外渡航前健診やワクチン接種等の業務についてしっかり行っている。</p>
<p>【数値目標】 ○ 国府台地区において、精神科救急病棟入院患者における重症身体合併症率を5%以上</p>		<p>・ 精神科救急病棟入院患者における重症身体合併症率は、10.0%~64.0%となり平成23年度計では34.7%となった。(評価シート35頁参照)</p>			
<p>【評価の視点】 ○ 三次を含む全科的総合救急医療及び質の高い精神科救急を実施しているか。</p>	<p>実績：○ ・ センター病院は、平成22年9月から救命救急センターとして認可され、その後三次救急搬送患者は、平成21年度の30~40%増、月100件を超えるようになった。 ・ 2次救急搬送患者も設備の拡張とともに増え、全救急搬送患者も前年度に比し7.6%増加し、月約1,000件の搬送を受け入れた。 ・ 平成23年度全体で11,695件の救急搬送を受け入れており、前年度の10,873件を大きく上回った。 ・ 国府台病院は、精神科救急病棟入院患者のうち、重症身体合併症率は、10.0%~64.0%となり年度計では34.7%となった。</p> <p>(評価シート35頁参照)</p>				
<p>○ 渡航者健康管理室等、海外渡航者に対する保健医療の充実を図るとともに、感染症の患者に対する医療提供体制の整備を図っているか。</p>	<p>実績：○ ・ 国際疾病センターにおいて、海外渡航前健診とワクチン接種などの渡航相談及び帰国後の疾患治療を実施している。</p> <p>・ 平成22年8月より、成田空港検疫所の関連施設として黄熱ワクチン接種の実施医療機関として指定され、アフリカや南米の渡航者に対して、黄熱ワクチン接種に取り組み、平成23年度は1,404名に対して黄熱ワクチンの接種を実施した。加えて、他のワクチンの同時接種やマラリア予防薬の処方などを開始した。</p> <p>・ 総初診患者数 3,297名(昨年度より736名増)、帰国後疾患診療初診患者数 358名(昨年度より18名増)、入院患者数 71名(個室管理、昨年度より15名増)</p>				

3. 人材育成に関する事項

人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、総合的な医療を基盤として、感染症その他の疾患に対する医療及び研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。

3. 人材育成に関する事項

(1) リーダーとして活躍できる人材の育成
 小児から高齢者までの患者に対する心身を含めた総合医療に携わる専門の人材を育成するため、質の高い研修・人材育成を初期段階から継続的に行うとともに、総合的な医療を基盤として、高度先駆的な医療を実践できる人材の育成を図る。
 また、世界的な視野を持ち、トランスレーショナルリサーチを含め、感染症その他の疾患に関する研究の推進を図るために必要な人材を育成する。

3. 人材育成に関する事項

(1) リーダーとして活躍できる人材の育成
 ・ 小児から高齢者までの患者に対する心身を含めた総合医療に携わる専門の人材を育成するため、質の高い研修・人材育成を初期段階から継続的に行うとともに、総合的な医療を基盤として、高度先駆的な医療を実践できる人材の育成を図る。
 ・ 世界的な視野を持ち、トランスレーショナルリサーチを含め、感染症その他の疾患に関する研究の推進を図るために必要な人材を育成する。

3. 人材育成に関する事項

(1) リーダーとして活躍できる人材の育成

1. 臨床研修医、レジデント等の在籍者数（4月1日現在）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
①センター病院			
臨床研修医	90名	87名	88名
レジデント	117名	107名	114名
フェロー	23名	39名	41名
②国府台病院			
臨床研修医	19名	18名	17名
レジデント	19名	24名	30名

2. 研修医指導体制の整備

医師臨床研修指導医養成講習会を開催し、平成23年度は新たに28名が修了し初期臨床研修における指導体制を強化した。

3. 臨床医学と基礎研究をつなぐ臨床家の育成の取組

・ 初期研修カリキュラムに「疫学・医学統計基礎講座」として、6週間の講義受講を義務づけ、臨床研究に必要な知識を身につけさせるよう配慮しているとともに、後期研修カリキュラムには、短期間(3ヶ月程度)当センター研究所において研究体験を積ませるコースを設置し、若手の医療従事者が医学研究の基礎的な方法論を実地に体験する機会を設けている。
 ・ 臨床医学と基礎研究をつなぐ臨床研究に精通した医師を育成するため、後期研修として、平成25年度受け入れを目標として、「クリニカルリサーチ・フェロシップコース」の設置について、臨床研究センターを中心に検討した。

4. 各診療科領域等における研修の実施

・ 国際医療協力和感染症等に軸足を置いた後期研修プログラムとして、国際保健医療協力レジデント研修を提供し3名の参加をみた。また、国際臨床後期研修プログラムとして、産婦人科・小児科合同の4年間コースには1名参加している。
 ・ 国府台病院においては、心身の総合的医療の専門の人材を養成するため、児童思春期精神医療分野において、厚生労働省こころの健康づくり対策事業思春期精神保健研修事業を受託し、4コース(各コースとも2日間)の研修を実施した。また、国府台児童精神医学教育研究会を2回実施し、レジデント医師とその修了者を対象とする研修を行った。精神科心理教育研修は2日間の研修プログラムを2回、摂食障害医療研修は2日間の研修を1回実施した。

5. 海外留学制度の整備

・ 海外の医療現場や大学において高い専門性と幅広い経験を身につけることを目的として若手医師を対象にした海外留学制度を整備し、平成23年度より、1名を海外留学に送り出した。

6. 質の高い看護師等の育成

①センター病院の取組

・ 看護師の卒後臨床研修をおこなうため、平成23年度看護部教育計画を策定し、教育体制を明確にした上で、6月よりローテーション教育を開始した。
 ・ 保健師助産師看護師等実習指導者講習会を、11月から1月まで毎月1回、計4回開催した。
 ・ 病院内で専門的な知識を持って指導的な立場で看護業務を実践する者を養成する趣旨で、専門看護師資格取得支援を行い精神看護専門看護師1名が新たに認定取得した。また、平成24年度専門・認定看護師養成・資格獲得に向けて、がん化学療法および、新生児集中ケアの認定看護師養成課程研修への各1名研修受講および、国立看護大校研究課程部(感染管理専門看護師認定試験受験資格獲得)への2名の就学支援を行い、それぞれの教育課程履修終了し、認定資格試験受験準備中である。平成25年度のがん看護・重症ケア・救急看護専門看護師認定資格受験資格獲得にむけ、各1名の大学院前期博士課程への就学支援を実施した。

	<p>(2) モデル的研修・講習の実施</p> <p>感染症その他の疾患に関する医療の均てん化及び国際保健医療協力の充実等を目的として、医療従事者に対するモデル的な研修プログラムを企画・実施する。</p> <p>また、センター外の医療従事者向け各種研修会等を毎年20回以上開催する。</p>	<p>(2) モデル的研修・講習の実施</p> <p>感染症その他の疾患に関する医療の均てん化及び国際保健医療協力の充実等を目的として、医療従事者に対するモデル的な研修プログラムを企画し、次の各種研修会等を実施する。</p> <p>ア、HIV/エイズについては、エイズ拠点病院などの医師・看護師を対象とした研修を4回、専門薬剤師研修を2回、歯科研修を4回、短期研修を年1回、首都圏4カ所以上の都県において病院に対する出張研修を各1回、それぞれ開催</p> <p>イ、新興・再興感染症については、輸入感染症に関する一般医師対象講習会を1回、国際感染症セミナーを1回開催</p> <p>ウ、肝炎については、肝炎患診療連携拠点病院を対象とした研修会を2回開催</p>	<p>②国府台病院の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 国府台病院においても、経年別院内教育を計画・実施し、一般科及び精神科看護の教育を実施した。 平成23年度の認定看護師は糖尿病看護分野に1名増え3領域3人、また認定看護管理者1名が合格した。 がん化学療法認定研修に1名受講し、24年度に受験予定であり、感染管理に1名合格し24年度受講予定である。 <p>(2) モデル的研修・講習の実施</p> <p>ア、HIV/エイズに関する研修・講習の実施</p> <p>HIV/エイズについては、エイズ拠点病院などの医師・看護師を対象とした1週間研修をACCにて年4回、専門薬剤師研修を2回、歯科研修を4回、短期研修を年1回、首都圏4カ所以上の都県において病院に対する出張研修を各1回、それぞれ開催という計画に対し、すべて計画通り実施した。なお、首都圏においては、4カ所以上という計画に対し、東京病院、千葉医療センター、東埼玉病院、横浜市民病院、筑波大学の5カ所で実施し、それ以外にも琉球大学、広島大学、新潟大学においても出張研修を実施した。</p> <p>イ、新興・再興感染症に関する研修・講習の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国の医師を対象に輸入感染症講習会を開催した(9月23日、24日;参加者76名)。 医療関係者向けの第8回国際感染症セミナーを「健康危機管理に際して、労働者の安全と健康をどのように守るか?」をテーマに平成24年3月12日(月)に開催した(1. 福島第一原発事故における労働者の安全と健康 吉川 徹 先生(労働科学研究所 副所長) 2. Dangerous Infections: Risk management and clinical care Dr. Barbara Banister (Royal Free Hospital, UK)) (参加者34人)。 ワクチンに精通した医療従事者を増やし、情報を共有し合い、地域のネットワーク作りを目的とし、国内におけるワクチンの教育振興の一環として第1回トラベラーズワクチン講習会を開催した(参加者:97人)。 <p>ウ、肝炎に関する研修・講習の実施</p> <p>肝炎情報センターは、以下の通り、肝炎患診療連携拠点病院の医療従事者向けに4回の研修会を開催し、高度先駆的医療及び標準的医療の普及のために必要な措置を講じた。</p> <p>【医療従事者向け研修会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師向け研修会(平成23年7月15日):56拠点病院から68名参加し、「肝炎総合対策の動向」、「肝臓病教室による情報提供の理念とその現状」、「疾患関連遺伝子のゲノムワイド関連解析(GWAS)とその意義」、「わが国のC型慢性肝炎治療の将来の展望」の4テーマの講演を行った。 医師、臨床検査技師向け研修会(平成24年1月20日):64拠点病院から114名参加し、「B型肝炎に係わる諸問題」をメインテーマに、「B型肝炎に関する最新情報」、「免疫学的測定法を用いた肝炎ウイルス検査の現状と問題点」、「HBVゲノタイプA感染の臨床的意義」、「がん化学療法中のB型肝炎ウイルス再活性化のリスクとその対策」の4テーマの講演を行った。 看護師向け研修会(平成23年12月2日~3日):55拠点病院から59名参加し、「B型肝炎—知っておきたい最近の話
--	---	--	--

題一」、「インターフェロン治療に伴う睡眠障害および抑うつ症状について」、「進行肝臓治療における看護師の役割」、「ウイルス性肝炎患者に対する偏見・差別等への取り組み」、「肝臓病教室への看護師としての関わり」の5テーマの講演と、これらのテーマに関するグループワーク(8グループ)を二日間に亘って行った。

・肝疾患相談センター相談員向け研修会(平成24年3月17日～18日):45拠点病院から45名参加し、「肝炎総合対策について」(厚労省)と「B型肝炎訴訟について」(厚労省)、「B型肝炎に関する最新の話題」、「C型肝炎に関する最新の話題」の4テーマの講演、およびグループワークを二日間行った。グループワークのために、「社会資源の活用と肝炎患者に対する偏見・差別の問題」を盛り込んだビデオを事前に作成し、研修会当日の教材として用いた。

エ 糖尿病については、医療従事者を対象とした研修会を年3回以上開催

エ 糖尿病に関する研修・講習の実施

「糖尿病診療—最新の動向—」と題し、医師・医療スタッフ向け研修会を、糖尿病情報センターが主催して全国3カ所(金沢、東京、福岡)において、のべ5回開催した。参加者総数は639名

第1回	6月5日	東京	184名参加
第2回	7月17日	金沢	98名参加
第3回	9月4日	東京	167名参加
第4回	11月6日	福岡	62名参加
第5回	2月19日	東京	128名参加

オ 精神疾患については、児童思春期精神医療専門研修会、精神科心理教育研修会、摂食障害医療専門研修会などを開催

オ 精神疾患に関する研修・講習の実施

心身の総合的医療の専門的人材を養成するため、児童思春期精神医療分野において、厚生労働省こころの健康づくり対策事業思春期精神保健研修事業を受託し、4コース(各コースとも2日間)の研修を実施した。また精神科心理教育研修は2日間の研修プログラムを2回、摂食障害医療研修は1日の研修を1回実施した。

- 説明資料3-8 総合感染症および国際臨床後期研修プログラム概要
- 説明資料3-12 糖尿病医師・医療スタッフ向け研修会(ポスター)
- 説明資料7-1 「臨床研修マッチング」の中間公表ランキング(日経メディカルオンライン版 H23.10.1記事)
- 説明資料7-2 「疫学・医学統計基礎講座」カリキュラム
- 説明資料7-3 国立国際医療研究センター海外留学生募集要項
- 説明資料7-4 平成23年度看護部教育計画
- 説明資料7-5 認定/専門看護師の状況
- 説明資料7-6 ACC主催 各種研修会 概要及び資料
- 説明資料7-7 国際感染症セミナー開催について
- 説明資料7-8 平成23年度 厚生労働省第一類感染症等予防・診断・治療研修 報告書
- 説明資料7-9 トラベラーズワークshop講習会
- 説明資料7-10 一類感染症ワークショップ
- 説明資料7-11 国府台病院における精神科研修

評価の視点等	自己評定	S		評定	A		
<p>■評価項目7■ 人材育成に関する事項</p>	<p>(総合的な評定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度先駆的・総合医療を基盤とし、その上に臨床研究等を行うという基本構造の中で、臨床研修医、レジデント及びフェローを多く受け入れ、実地で臨床医学を学ばせるとともに加えて、臨床研究に必要な素養の取得に取り組んでいる。 研究所や国際医療協力局などと緊密な連携により、より研究や国際協力に興味・関心を持つ若手医師を育成し、質の高い臨床・研究を行う事のできる人材育成に取り組んでいる。 数値目標は、中期計画を大幅に上回っており、着実に実施している。 			<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>昨年度に引き続き、初期臨床研修のマッチングは市中病院中全国トップであり、初期研修医 105 名、後期研修医 144 名となっており、医師臨床研修指導医養成講習会を開催し、28 名が新たに修了するなど、指導体制の強化を図ったことは評価する。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当センターの診療や研修システムの人気は高く、初期研修医さらにレジデントは高い採用率を継続している。その結果として、リーダーとして活躍される人材の育成はしっかりと行われている。 多数の初期研修医、後期研修医等を受け入れ、初期臨床研修のマッチング率は市中病院中全国トップであるほか、研修カリキュラムにも工夫を施していること、エイズ拠点病院などの医師・看護師を対象とした研修会を実施していることなど大いに評価できる。 幅広い研修が行われている。 質の高い看護師育成への努力について評価できる。 臨床研修医、レジデントなど多くを受け入れ高度先駆的な総合医療を提供する基盤を活用した人材育成をおこなっている点は大変高く評価できる。 HIV・エイズのための研修、振興、再興感染症に関する研修、肝炎に関する研修もしっかりと行われており評価できる。 海外留学制度は整備されているが、23年度は1名の留学生だけでは淋しい。 臨床家育成での6週間受講義務付け、看護師の教育計画策定とローテーション教育の実施、モデル的研修では、肝炎及び糖尿病の研修会を計画以上に開催し人材育成推進を進めたこと等について評価する。 さまざまなモデル的研修プログラムを積極的に実施していると高く評価できる。 			
<p>[数値目標]</p> <p>○ センター外の医療従事者向け各種研修会等を毎年20回以上開催</p>	<p>平成23年度内の開催 計35回</p> <ul style="list-style-type: none"> HIV/AIDS: 1週間研修4回、歯科研修4回、専門薬剤師研修2回、短期研修1回、出張研修8回 糖尿病: 5回(東京3回 金沢、福岡で1回ずつ) 肝炎: 4回(すべて都道府県拠点病院の医療従事者向け) 児童精神: 思春期精神保健研修4コース、精神科心理教育研修2回、摂食障害医療研修1回 <p>(評価シート39頁参照)</p>						
<p>[評価の視点]</p> <p>○ 総合医療に携わる専門の人材を育成するため、質の高い研修・人材育成を初期段階から継続的に行うとともに、総合的な医療を基盤として、高度先駆的な医療を実践できる人材の育成を図っているか。</p>	<p>実績: ○</p> <ul style="list-style-type: none"> 初期研修カリキュラムに、「疫学・医学統計基礎講座」として、6週間の講義受講を義務づけ、臨床研究に必要な知識の取得に向けた取り組みを実施した。 後期研修カリキュラムには、研究所における3ヶ月程度の研修コースを設置し、若手の医療従事者が医学研究の基礎的な方法論の実地参加する機会を設けた。 臨床研究を担う若手を育てる「クリニカルリサーチフェローシップ」の設置を決定し、平成25年度募集に向けた準備に取り組んでいる。 						
<p>○ 世界的な視野を持ち、感染症その他の疾患に関する研究の推進を図るために必要な人材を育成しているか。</p>	<p>実績: ○</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際医療協力と感染症等に軸足を置いた後期研究プログラムとして、国際保健医療協力レジデント研修に4名が参加した。 国際臨床後期研修プログラムとして、産婦人科・小児科合同の4年間コースには1名参加している。 海外留学制度を整備し、世界的視野を持つ若手医師の育成に取り組んでいる。 						
<p>○ 医療従事者に対するモデル的な研修プログラムを企画・実施しているか。</p>	<p>実績: ○</p> <ul style="list-style-type: none"> HIV/AIDS、新興再興感染症、糖尿病、精神疾患、肝炎、国際協力の分野で最新の知見に基づいた研修プログラムを開発し、開催している。 <p>(評価シート39・40頁参照)</p>						

<p>4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項</p> <p>センター及び都道府県における中核的な医療機関間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。</p> <p>情報発信にあたっては、医療従事者や患者・家族が感染症その他疾患に関して信頼のける情報を分かりやすく入手できるよう、国内外の感染症その他の疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。</p>	<p>4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>(1) ネットワーク構築の推進</p> <p>感染症その他の疾患について、センターと都道府県における中核的な医療機関等とのネットワークを構築し、研修会及び協議会を開催し、最新の情報提供を行うとともに、相互に情報交換を行い、それら医療機関と連携して、高度先駆的医療及び標準的医療等の普及を図る。</p>	<p>4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>(1) ネットワーク構築の推進</p> <p>感染症その他の疾患について、センターと都道府県における中核的な医療機関等とのネットワークを構築し、研修会及び協議会を開催し、最新の情報提供を行うとともに、相互に情報交換を行い、それら医療機関と連携して、高度先駆的医療及び標準的医療等の普及を図る。</p>	<p>4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>(1) ネットワーク構築の推進</p> <p>1. HIV・エイズに関するネットワーク構築の推進</p> <p>HIVに関し、全国8ブロックのブロック拠点病院協議会を厚生労働省疾病対策課と合同で各ブロックにて開催し、最新医療情報の提供を行い高度先駆的医療及び標準医療の普及を図った。また、首都圏の中核ブロックとの連携会議を開催し、相互の連携を深めるための情報交換を行った。</p> <p>2. 肝炎に関するネットワーク構築の推進</p> <p>肝炎情報センターは、以下の通り、拠点病院間連絡協議会、および各種研修会を開催し、肝炎診療に当たる70拠点にのぼる病院間ネットワークの維持と高度先駆的医療及び標準的医療の普及のために必要な措置を講じた。</p> <p>【拠点病院間連絡協議会の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回(平成23年7月15日):63拠点病院から109名参加し、①肝炎情報センターの活動報告、②「肝疾患相談センターの認知度をいかに高めるか」に関する事例検討、③「B型肝炎訴訟について」(厚労省)を行った。 第2回(平成24年1月20日):65拠点病院から120名参加し、①肝炎情報センターの活動報告、②「B型肝炎訴訟について」(厚労省)、③拠点病院事業に関する諸問題(公募)として、「複数設置をしている都道府県の問題点について」、「肝疾患診療連携拠点病院と自治体との関わりについて(拠点病院へのアンケート調査結果も含めて)」を行った。特に、後者の課題については、平成24年3月2日に厚生労働省で開催された第7回肝炎対策推進協議会において発表した。 <p>【医療従事者向け研修会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師向け研修会(平成23年7月15日):56拠点病院から68名参加し、「肝炎総合対策の動向」、「肝臓病教室による情報提供の理念とその現状」、「疾患関連遺伝子のゲノムワイド関連解析(GWAS)とその意義」、「わが国のC型慢性肝炎治療の将来の展望」の4テーマの講演があった。 医師、臨床検査技師向け研修会(平成24年1月20日):64拠点病院から114名参加し、「B型肝炎に係わる諸問題」をメインテーマに、「B型肝炎に関する最新情報」、「免疫学的測定法を用いた肝炎ウイルス検査の現状と問題点」、「HBVゲノタイプA感染の臨床的意義」、「がん化学療法中のB型肝炎ウイルス再活性化のリスクとその対策」の4テーマの講演があった。 看護師向け研修会(平成23年12月2日～3日):55拠点病院から59名参加し、「B型肝炎一知っておきたい最近の話題」、「インターフェロン治療に伴う睡眠障害および抑うつ症状について」、「進行肝臓病における看護師の役割」、「ウイルス性肝炎患者に対する偏見・差別等への取り組み」、「肝臓病教室への看護師としての関わり」の5テーマの講演と、これらのテーマに関するグループワーク(8グループ)を2日間に亘って行った。 肝疾患相談センター相談員向け研修会(平成24年3月17日～18日):45拠点病院から45名参加し、「肝炎総合対策について」(厚労省)と「B型肝炎訴訟について」(厚労省)、「B型肝炎に関する最新の話題」、「C型肝炎に関する最新の話題」の4テーマの講演、およびグループワークを2日間行った。グループワークのために、「社会資源の活用と肝炎患者に対する偏見・差別の問題」を盛り込んだビデオを事前に作成し、研修会当日の教材として用いた。 <p>3. 児童精神に関するネットワーク構築の推進</p> <p>国府台病院において、年間6回開催した児童精神科地域連携会議を通じて、地域の医療・福祉・教育領域の専門機関が地域診療ネットワーク会議にて情報共有をおこなった事例のデータベース作成にとりかかり、平成23年度末までに120以上の症例のデータが蓄積した。</p>
--	--	--	---

(2) 情報の収集・発信

医療従事者や患者・家族が感染症その他疾患に関して信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、広く国内外の知見を収集、整理及び評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行う。

また、HPアクセス数を、年間1,000万PV以上とする。

(2) 情報の収集・発信

医療従事者や患者・家族が感染症その他疾患に関して、信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、広く国内外の知見を収集、整理及び評価し、ホームページ等を通じて国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行う。

また、HPアクセス数を、年間1,000万PV以上とする。

(2) 情報の収集・発信

1. ホームページの改善等、広報体制の整備

ホームページの見やすさ等の改善を図るため、平成22年8月のセンター病院新病棟オープンを機に、ポータルページのデザイン更新を行った。またセンター全体の広報活動を担う広報係長を総務課に新たに配置するとともに、各事業所に広報戦略ワーキンググループを組織するなど、広報活動を更に円滑に行うための体制を整備した。

【HPアクセス数】	平成22年度	平成23年度
	1,299万件	1,430万件(10.1%増)

2. 各分野における情報発信の取組

(1) HIV・エイズ

平成23年度に医療従事者や患者・家族がHIV感染症に関して、信頼のおける情報を分かりやすく入手できるようホームページを全面的に改訂した。

【該当ページアクセス数】	平成22年度	平成23年度
	202万件	198万件

(2) 感染症

平成22年7月にホームページを刷新し、輸入感染症(マラリア、デング熱、腸チフスなど)や一類感染症(ラッサ熱)に関する医療者向け情報を充実させた。一般の海外旅行者向け情報(マラリア予防、下痢症予防)をホームページにPDFで掲載し、よりダウンロードしやすいように整備した。

【該当ページアクセス数】	平成22年度	平成23年度
	29万件	30万件

(3) 肝炎

肝炎情報センターは平成20年12月にホームページを立ち上げ、インターネットによる最新情報提供を行っている。拠点病院の指定状況を紹介するとともに、各自治体における肝疾患専門医療機関リストや拠点病院内に設置された肝疾患相談センターホームページへのリンクを貼ることにより、患者の利便性がより向上するよう努めている。

【該当ページアクセス数】	平成22年度	平成23年度
	38万件	67万件

(4) 糖尿病

「糖尿病診療—最新の動向—」と題した医師・医療スタッフ向け研修会を、糖尿病情報センターが主催して全国3カ所(金沢、東京、福岡)で、のべ5回(6/5, 7/17, 9/4, 11/6, 2/19)開催した。総参加者数は、639名であった。

また、糖尿病に関するかかりつけ医向けの診療マニュアルを平成22年度に作成し、現在糖尿病情報センターのホームページで公開し、年に2度の頻度で改訂している。

糖尿病情報センターのホームページにおいて、医療従事者や患者に対して情報発信を行い適宜情報更新を図っている。

【該当ページアクセス数】	平成22年度	平成23年度
	14万件	19万件

(5) 児童精神

児童精神地域診療ネットワーク会議を、国府台病院内において6回(5/27, 7/15, 9/9, 11/11, 1/20, 3/9)開催し、診療機関のネットワーク構築を推進するとともに情報発信を行った。

			<p>説明資料 3- 8 総合感染症および国際臨床後期研修プログラム概要</p> <p>説明資料 3-12 平成23年度糖尿病医師・医療スタッフ向け研修会ポスター</p> <p>説明資料 3-13 肝炎情報センター主催 各種研修会 概要</p> <p>説明資料 7- 7 ACC主催 各種研修会 概要及び資料</p> <p>説明資料 8- 1 ホームページアクセス状況 (PV数)</p> <p>説明資料 8- 2 一般の海外旅行者向け情報 (マラリア予防、下痢症予防、予防接種、メンタルヘルス)</p>
--	--	--	--

評価の視点等	自己評定	S	評定	A
<p>■評価項目8■ 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p>	<p>(総合的な評定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 最新の知見から標準的な治療法等についての情報を、研究会や協議会等を活用して、中核的な医療機関に情報発信を行い、地域の医療水準の向上に貢献している。 国民・医療従事者には広く、ホームページなどを活用して必要な情報の提供を行っている。情報更新を頻回に行う事で、情報の真正性、即時性に配慮した情報提供に取り組んでいる。 数値目標は、中期目標を大幅に上回って、着実に実施している。 			<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>HIVに関し、全国8ブロックのブロック拠点病院協議会を厚生労働省健康局疾病対策課と合同で各ブロックにて開催し、最新医療情報の提供を行い、高度先駆的医療及び標準医療の普及を行うとともに、首都圏の中核ブロックとの連携会議を年2回開催し、相互の連携を図るための情報交換を行った。以上の実績と取り組みについて評価する。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当センターが特に力を入れている HIV・エイズ、感染症さらに肝炎等の情報を、広報体制の整備やホームページの改善等により、しっかりと提供している。その結果、ホームページのアクセス数は22年度に比し10.1%増加した。23年度は肝炎および糖尿病へのアクセスが特に増加した。 HPの充実によるアクセス数は著実に増加していると高く評価できる。特に肝炎については大きくアクセス数が増加していると高く評価できる。 ネットワーク構築推進、情報の収集・発信、国への政策提言など、ほぼ計画通りに実行しており、評価できる。
<p>[数値目標] ○ HPアクセス数を、年間1,000万PV以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 年間1,000万PV以上のHPアクセスがあった。 (平成23年度実績 1,430万PV 平成22年度より10%増) 			<ul style="list-style-type: none"> 拠点病院連絡会並びに医療従事者向け研修会を多数開催し肝炎並びに児童に関するネットワーク構築推進へ具体的施策を実施し評価する。 HIVや肝炎の拠点病院連絡協議会の実施や病院間ネットワークの維持など、医療均てん化について責任を果たしていると評価する。我が国の医療軽設の実体を踏まえた更なる均てん化への努力が期待される。
<p>[評価の視点] ○ センターと都道府県における中核的な医療機関等とのネットワークを構築し、研究会及び協議会を開催し、最新の情報提供を行うとともに、相互に情報交換を行い、それら医療機関と連携して、高度先駆的医療及び標準的医療等の普及を図っているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ACC、DCC、糖尿病情報センター、肝炎情報センター、国府台病院精神科は、研究会、協議会を開催し、中核的な医療機関のネットワークを構築すると共に、情報の提供及び交換を行い、高度先駆的医療及び標準医療の普及に努めている。 (評価シート42頁参照) 年間6回開催される児童精神科地域連携会議を通じ、地域の医療・福祉・教育領域の専門機関が情報共有をおこなった事例のデータベース作成にとりかかり、平成23年度末までに120以上の症例のデータが蓄積した。 			
<p>○ 広く国内外の知見を収集、整理及び評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行っているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ACC、DCC、糖尿病情報センター、肝炎情報センターは、それぞれ国内外の最新の知見を適時適切にホームページ、マニュアル発行などを通じて国民や医療従事者に提供している。(評価シート43頁参照) 			

<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>医療政策をより強固な科学的根拠に基づき、かつ、医療現場の実態に即したものであるため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>感染症その他の疾患に関して明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>・ 感染症その他の疾患に関して明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HIV感染症に関し、エイズ動向委員会（年4回出席）などに出席し、専門的な立場から提言を行った。 ・ 糖尿病、代謝性疾患に関する専門的知見を基礎として、薬事審議会医薬品第一部会、次期国民健康作り運動プラン策定専門委員会の審議に参加し、専門的な立場から提言を行った。 ・ 肝炎情報センター：平成21年度より3年間、「肝炎に関する全国規模のデータベース構築に関する研究（厚生労働科学研究費）」を研究代表者として実施し、特に、平成23年度においては下記のエビデンスを得た。 <ul style="list-style-type: none"> B型・C型肝炎患者に対するインターフェロン公費助成のアウトカムに関する検証：インターフェロン公費助成は国と自治体との共同事業として平成20年度から開始されており、そのアウトカムを正確に把握し、次の肝炎対策に活かすことが求められている。肝炎情報センターでは、全国の41自治体肝炎対策担当部署の協力を得てインターフェロン治療効果判定報告書の収集・解析事業を行っている。平成21年12月から平成24年2月までに約9,400例のデータを収集し、解析の後に2ヶ月毎に各自自治体へフィードバックし、拠点病院、専門医療機関ほかの肝炎患診療ネットワークへの情報提供を行っている。特に、研究班では地域差の有無についての検討も進めており、治療成績については全国でほぼ均てん化されているものの、C型肝炎ウイルス遺伝子型の分布、再治療例の比率、65歳以上の患者比率など、特に患者の受療状況には地域差の存在することを明らかとした。この点については、本研究班の平成23年度総括研究報告書、ならびに平成21～23年度の総合研究報告書として纏め、厚生労働省へ送付済みである。 上記研究班で得られた知見をさらに深めるために、平成24年度から「肝炎に関する全国規模のデータベースを用いた肝炎治療の評価及び肝炎医療の水準の向上に資する研究」を研究代表者として継続することになっている。
<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p>	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <p>国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行う。またそのような事態に対し準備する。また、新感染症の発生に向けた訓練を毎年1回実施する。</p>	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行う。またそのような事態に対する準備として災害訓練を実施する。さらに、新感染症の発生に向けた訓練を1回実施する。 ・ 東北地方太平洋沖地震に伴う被災地への医療チームの派遣等医療支援を行う。 	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公衆衛生上の重大な危害発生に備えた取組 <ol style="list-style-type: none"> ①災害訓練等 <p>災害訓練について、全職員を対象に平成24年1月21日に実施するとともに、災害マニュアルの見直しも行った併せて、NBC災害(放射性物質、生物剤、化学剤による特殊災害)への対応マニュアルについても見直しを行った。</p> ②新感染症の発生に向けた取組 <p>新感染症の発生に向けた訓練については、合計2回行った。12月14日に東京港検疫所主催「東京検疫所検疫感染症措置訓練(情報伝達訓練)」に参加し、3月14日には、センター病院において新感染症患者の新感染症病棟への受け入れ訓練を実施した。</p> 2. 東日本大震災における取組 <ol style="list-style-type: none"> ①医療派遣チームによる被災地支援活動(6月30日まで) <p>災害発生直後の災害派遣医療チームによる医療支援活動及び被災地支援の長期化を見越し、昨年度から調査団を派遣し、宮城県東松島市において避難所巡回診療を行った。医療チーム(コーディネーター1名、医師2名、看護師3名、薬剤師1名、事務1名)を継続的に現地に派遣し、同市の避難所(14-17カ所)を国立病院機構等の医療チームと協力して定期的に巡回診療を行った。また、国際医療協力局からコーディネーターを派遣し、東松島市保健福祉部健康推進課が行う同市で支援活動している医療チーム(5-6チーム)全体の調整や報告業務、避難所における保健衛生活動について支援した。一方、在宅被災者に対して全戸別訪問による健康支援調査を行い、要フォローアップ者の洗い出しや津波など震災の与えた健康への影響について調査分析を行い、東松島市の保健衛生対策や復興計画策定に寄与した。</p>

(2) 国際貢献

我が国の国際保健医療協力の中核的機関として、感染症その他の疾患に関する専門的な医療及び国際保健医療協力等の向上を図るとともに、これらに対する調査及び研究並びに技術者の研修を行うこと。

(2) 国際貢献

開発途上国における保健システム（母子保健、感染症対策等を含む。）の推進を図るため、中期目標の期間中、5年間に400人以上の専門家を派遣し技術協力をを行う。

また、開発途上国からの研修生を5年間に延べ800人以上受入れる。

緊急援助等の支援活動を行うとともに、国際機関や国際協力機構（JICA）等の依頼に応じ調査研究・評価事業を実施する。

広く国民及び国内外の関係機関に対し、国際保健に関する情報提供等を行い、我が国の国際保健医療協力人材を養成するため、必要な知識、技術の習得を促す研修を国内外で実施する。

また、国際医療協力を実施している機関とのネットワークを構築し、開発途上国等において保健医療分野の共同研究や人材育成等の諸協力を実施する。

(2) 国際貢献

・ アジア、アフリカ等の開発途上国における保健システム（母子保健、感染症対策等を含む。）の強化を図るため、専門家を派遣する。

・ アジア、アフリカ等の開発途上国からの研修生の受入を積極的に行う。

・ 国際協力機構（JICA）の要請に応じて、緊急援助等の支援活動を行う。

・ 国際機関、国際協力機構（JICA）等の依頼に応じて、調査研究・評価事業を実施する。

・ 国際保健に関して、広く国民及び国内外の関係機関に対しホームページ等を通じ情報提供等を行うとともに、基礎講座を開催し国際保健に関する知識の普及を図る。

②心のケアチームによる巡回診療活動

昨年度に引き続き、国府台病院から心のケアチーム（精神科医師、ソーシャルワーカー、看護師）を石巻地域へ派遣し、避難所を中心に巡回して被災者の心の諸問題の解決を支援した。

③東松島復興支援プロジェクト（7月1日より）

東松島市長とセンターとの間で東松島市の保健衛生活動における復興対策のための協力に関する協定書が結ばれた。期間は7月1日より1年間で、NCGMより定期的に人材を派遣し、避難所支援に加えて、仮設住宅入居者支援、在宅者支援、心のケア、災害マニュアル改定、保健従事者人材育成事業を展開している。

【医療チームの平成23年度派遣実績】

派遣者数 250名（うち医師 109名、看護/助産師 60名、薬剤師 30名、事務職 43名、その他 8名）

(2) 国際貢献

・ アジア、アフリカ等の開発途上国における保健システム強化を図るための専門家派遣については、年間目標である80件に対し、115件の実績となった。このうち24件は1年以上の長期派遣であり、地域別内訳はアジア（73件）、アフリカ（32件）、その他（10件）である。

・ アジア、アフリカ等の開発途上国からの研修生受入については、年間目標である160件に対し、202件の実績となった。視察や講義を通じて、世界最高水準の保健指標を達成した日本の経験を共有すると同時に、活用できる資源の限られた研修員の母国においても実施可能な活動計画を持ち帰ることができるよう支援を行っている。

・ 平成23年度において国際協力機構からの緊急援助等の要請は特になかった。

・ 国際機関、国際協力機構（JICA）等の依頼に応じた調査研究・評価事業については、36件だった。36件の内訳は事前評価調査11件、終了時評価調査5件、運営指導調査12件、無償資金協力調査5件、その他3件であり、保健医療ならびに国際保健の専門性を活かした調査が実施された。

・ 国際保健基礎講座の開催件数及び、参加者数については、10件、253名だった。国際医療協力を目指す若手人材が継続的に学びを深めていく機会を提供する事を目的に、週末を活用して国際医療協力部職員の実務経験のエッセンスを伝えている。本講座で得た知識は、さらに本格的な「国際保健医療協力研修」に参加するための下地となる。

・ 国際保健に関する情報提供の取り組みについては、国際医療協力局ホームページを通じて、当センターの国際保健への取り組みを広報すると共に、国際保健医療に関する知識の普及を図った。年間目標である40万PVに対し平成23年度の合計閲覧数は62万PVであった。また、「ニューズレター」年4回発行し、大学・専門学校などにも配布した。部設立25周年のシンポジウムの開催と記念誌の発行をした。

・ WHO総会や世界基金理事会などの国際会議へ出席は年間20名であり、WHOや世界基金に関して厚生労働省や外務省へ提供した技術的提言数は224件であった。

		<ul style="list-style-type: none"> 我が国の国際保健医療協力人材を養成するため、研修カリキュラムを作成するとともに、国際保健人材養成研修を実施する。 ベトナム・バックマイ病院との協定締結に基づき共同研究等を推進する。 WHO協力センターとしての活動を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「国際保健医療協力研修」を開催し、10名の参加者があった。この研修は、国際保健医療協力の専門家による実践的な内容を含む講義を通じて、国際保健医療協力の基礎知識を習得するとともに、海外のフィールド実習を通して実践力を養うことにより、国際保健医療協力に携わる人材を養成することを目的としている。 また、若手医師の人材育成として、「国際保健医療協力レジデント研修」を実施しており、平成23年度においては3名のレジデントに実施し、臨床修練期間中の若手医師に国際保健の現場体験の機会を与えている。 医学生や看護学生を対象とした国際保健に関する講義を積極的に実施し、6大学（看護専門学校含む）へ14名の講師を派遣すると共に、5大学から38名の学生を受け入れた。 長崎大学と連携大学院に関するMOUを締結した。また、仏語圏保健人材ネットワーク強化のための月例会と拡大セミナー（3月）を実施した（会員70名）。 独立行政法人移行に伴い平成22年6月にベトナム・バックマイ病院と再度締結した合意書（MOU）に基づいて、共同研究（11の研究課題）、人材交流、症例検討等の協力を実施した。また、年報も作成しベトナム保健省に提出した。ベトナム・バックマイ病院との協定に引き続き、ラオス・パスツール研究所、マダガスカル・保健省公衆衛生局と新規にMOUを締結し、共同研究、人材交流を開始した。 平成21年度のカンボジア及びベトナム、平成22年度のラオスにおける疾病対策と保健システム強化に関する現地調査に引き続き、ネパールにおける現地調査を実施した。その結果をとりまとめた報告書並びに年報をWHO/WPROの保健システム強化部門に提出した。 WHO/WPROのHIV/AIDS部門 Technical Partner（技術パートナー）として国際会議に3回出席し、アジア太平洋地域におけるHIV母子感染予防対策に参画した。 <p>説明資料 9-1 政策提言に関する状況 説明資料 9-2 肝炎対策協議会 名簿及び資料 説明資料 9-3 NCGM 研究所火災・震災発生時の対応マニュアル 説明資料 9-4 東日本大震災への対応について （「東松島市の保健衛生活動における復興対策のための協力に関する協定書」、関連記事） 説明資料 9-5 保健システム強化を図るための専門家派遣実績 説明資料 9-6 開発途上国からの研修生受け入れ実績 説明資料 9-7 国際機関、国際協力機構（JICA）等の依頼に応じた調査研究・評価事業実績 説明資料 9-8 国際保健基礎講座の日程、参加者、概要（ポスター） 説明資料 9-9 国際医療協力部ニュースレター 説明資料 9-10 国際医療協力部リーフレット（日本語版） 説明資料 9-11 25周年記念行事概要 説明資料 9-12 WHO総会、世界基金理事会など国際会議への出席状況 説明資料 9-13 国際保健医療協力研修の日程、参加者、概要（ポスター） 説明資料 9-14 長崎大学、ラオスパスツール研究所、マダガスカル保健省公衆衛生局との包括連携合意書（MOU） 説明資料 9-15 ネパールにおける現地調査報告書（WHO/WPRO） 説明資料 9-16 Technical Partner（HIV）の認定に係る書面</p>
--	--	--	---

評価の視点等	自己評定	S	評定	S	
<p>■評価項目9■ 国への政策提言に関する事項 その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 (1) 公衆衛生上の重大な危害への対応 (2) 国際貢献</p>	<p>(総合的な評定) ・ 公衆衛生上の重大な危害への対応として、新感染症や災害対応の訓練を適切に実施した。加えて、平成22年3月の東日本大震災で被災した東松島市に対して、国際医療協力局を中心として、海外での保健システム構築の実績を生かして継続的な保健医療協力を実施すると共に、石巻市における子供の心のケアについても、国府台病院児童精神科を中心に、現地教育委員会と協力して取り組んでいる。 ・ 国際貢献については、専門家派遣と研修受け入れなど国際医療協力の確実な実施や国際保健協力を携わる人材育成を初学者から更なる能力開発のフェーズまで行うなど着実に取り組んでいる。 ・ 数値目標は、中期計画を上回るペースで達成しており、着実に実施している。</p>				<p>(委員会としての評定理由) 国際医療協力局からコーディネーターを派遣し、東松島市保健福祉部健康推進課が行う同市で支援活動している医療チーム全体の調整や報告業務、避難所における保健衛生活動について支援した。一方、在宅被災者に対して全戸別訪問による健康支援調査を行い、要フォローアップ者の洗い出しや津波など震災の与えた健康への影響について調査分析を行い、東松島市の保健衛生対策や復興計画策定に寄与したことは高く評価する。国際貢献も当センターの重要な任務であり、アジアやアフリカへ専門家を派遣したり、国際協力機構の依頼に応じた調査研究を実施した。</p> <p>(各委員の評定理由) ・ 当センターが中心となって行っている、HIV感染症では、エイズ動向委員会に出席して専門的立場から提言し、糖尿病に関しても諸委員会でも専門的立場から提言を行った。 ・ 肝炎に関しては、「肝炎に関する全国規模のデータベース構築に関する研究」の代表者として研究を実施してきた。 ・ 国際貢献も当センターの重要な任務であり、アジアやアフリカへ専門家を派遣したり、国際協力機構の依頼に応じた調査研究を実施した。また医学生や看護学生へ国際保健に関する講義も行っている。 ・ 政府の審議会・研究会をつづじた政策提言を継続しておこなっている点は評価できる。東日本大震災の被災者支援を継続して実施している点は大変高く評価できる。 ・ 東日本大震災後の医療の支援や調査研究は想定外の成果としていえる。 ・ 災害訓練や新感染症の発生に向けた訓練の実施、東日本大震災被災地への継続的な医療支援チーム等の派遣など大いに評価できる。 ・ 東日本大震災の医療チーム250名派遣、心のケアチームの巡回診療活動、東松山市との東松島復興支援プロジェクトの開始を評価する。 ・ 災害訓練の実施のほか、東日本大震災の現場に医療チームを派遣して貢献した。</p>
<p>【数値目標】 ○ 新感染症の発生に向けた訓練を毎年1回実施</p>	<p>・ 平成23年度は、2回実施 12月に東京港検疫所主催「東京検疫所検疫感染症措置訓練(情報伝達訓練)」に参加し、3月にセンター病院で新感染症患者受け入れ訓練を実施 (評価シート46頁参照)</p>				
<p>○ 技術協力のため中期目標の期間中400人以上の専門家を派遣</p>	<p>・ 平成23年度は、115名の専門家を派遣した。 (5年間の目標のうち、昨年度から累積では227名となり56.8%を達成) (評価シート47頁参照)</p>				
<p>○ 開発途上国からの研修生を中期目標期間延べ800人以上受け入れ</p>	<p>・ 平成23年度は、開発途上国からの研修生202名を受け入れた。 (5年間の目標のうち、昨年度から累積では454名となり56.8%を達成) (評価シート47頁参照)</p>				
<p>【評価の視点】 ○ 感染症その他の疾患に関して明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行っているか。</p>	<p>実績：○ ・ 厚生労働省主催の会議であるエイズ動向委員会、薬事審議会、肝炎対策推進協議会等に当センター職員が委員として出席し、専門的知識等に基づいた提言を実施した。</p>				
<p>○ 国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行うとともに、そのような事態に対し準備を行っているか。</p>	<p>実績：○ ・ 平成24年1月に、戸山地区全職員を対象にした災害訓練を実施した。その際、災害マニュアルの見直し、NBC災害(放射性物質、生物剤、化学剤による特殊災害)への対応マニュアルの整備、研究所の防災対策の検討を行った。 (評価シート46頁参照) ・ 東日本大震災に関して、発災当日21時にDMATを仙台医療センターに派遣し、その後1隊、合計2隊を派遣した。第三次派遣より、生存者の保健医療支援派遣に変更し、内科医や薬剤師の派遣人数を増やした医療支援チームを、宮城県東松島市に平成22年度に引き続き平成23年度も派遣を実施し、併せて東松島市保健福祉部健康推進課の支援を行った。また、国府台病院から心のケアチームを平成22年度に引き続き派遣した。このように緊急医療援助の迅速な体制のみならず、それに引き続き公衆衛生面を含めた総合的かつ継続的な支援体制が整っている。 (評価シート46・47頁参照)</p>				

<p>○ 緊急援助等の支援活動を行うとともに、国際機関や国際協力機構（JICA）等の依頼に応じ調査研究・評価事業を実施しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際機関、JICA等の依頼に応じた調査研究・評価事業は、36件行った。（評価シート47頁参照） 	
<p>○ 国際保健に関する情報提供等を行い、我が国の国際保健医療協力人材を養成するため、必要な知識、技術の習得を促す研修を国内外で実施しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページを通じて、当センターの国際保健への取り組みを広報するとともに、知識の普及を図ってきた。（評価シート47頁参照） ・平成23年度の合計閲覧ページ数は、62万PVであり、また、ニュースレターを4回発行し、国際医療協力活動や当センターの取り組みについて理解を得る活動を実施した。（評価シート47頁参照） ・国際医療協力局25周年にあたり、シンポジウム開催と記念誌を発行した。 	
<p>○ 国際医療協力を実施している機関とのネットワークを構築し、開発途上国等において保健医療分野の共同研究や人材育成等の諸協力を実施しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベトナム・バックマイ病院と締結している合意書（MOU）に基づいて、共同研究（11の研究課題）、人材交流、症例検討等の協力を実施した。平成23年3月に年次報告書を作成した。 ・ラオス・パスツール研究所、マダガスカル・保健省公衆衛生局と新規にMOUを締結し、共同研究、人材交流を開始した。 ・WHO協力センターとして、ネパールでの現地調査を実施した。 ・国内仏語圏保健人材ネットワーク強化のための月例会と拡大セミナー（3月）を実施した（会員70名）。 ・長崎大学と連携大学院に関するMOUを締結した。大学院生に対する講義、研究指導を実施する。 <p>（評価シート48頁参照）</p>	

(3) HIV・エイズ

エイズ治療・研究開発センターは、HIV裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を厚生労働省に届いた意見を踏まえつつ着実に実施するとともに、エイズに関し、診断及び治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供を行うこと。

また「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成18年厚生労働省告示第89号）に基づき、エイズに係る中核的医療機関としてブロック拠点病院等を支援し、地域におけるエイズ医療水準の向上を図ること。

(3) HIV・エイズ

エイズ治療・研究開発センターは、HIV裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を被害者の意見を反映しつつ着実に実施し、エイズに関し、診断及び治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供等の必要な取組を進めるとともに、必要な人的物的体制整備を計画的に進める。

また「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成18年厚生労働省告示第89号）に基づき、エイズに係る中核的医療機関としてブロック拠点病院等を支援し、地域におけるエイズ医療水準の向上を図る。

(3) HIV・エイズ

・ HIV・エイズに関し、診断及び治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供を行う。また、HIV・エイズのブロック拠点病院等を支援するとともに連携を図る。

(3) HIV・エイズ

1. HIV・エイズに関する取組

平成23年度のHIV・エイズ患者の診療実績は、延べ入院患者数8,000名、延べ外来患者数11,031名であった。また、外部からの診療等に関する相談件数は、年間2,446件に達した。HIV診療均てん化のための全国の医療従事者に対する研修については前掲（2）モデル的研修・講習の実施（参照）のとおりである。このほか、診療情報をコンパクトにまとめた患者教育用小冊子（患者ノート）を年間合計8,386冊配布するとともに、出張研修などで用いた資料等についても、全国の医療従事者がいつでも自由に閲覧、自己研修が可能となるようにACCホームページでE-learningの形で積極的に公開するなど、情報の提供に努めた。

2. ブロック拠点病院等への支援

ブロック拠点病院との連携支援に関しては、医師不足で診療に窮していた石川県立病院に対し、平成22年10月より行っている月1回のACC医師派遣による外来診療サポートを継続した。また、名古屋医療センターと名古屋大学との連携を図るための合同会議をACCも参加し継続している。

説明資料 3-9 医療従事者向け HIV/AIDS E-learning サイト（ACCホームページより）

説明資料 7-7 ACC主催 各種研修会 概要及び資料

説明資料 10-1 ACCの役割とネットワーク

説明資料 10-2 東北地方太平洋沖地震に被災された皆さんへ

説明資料 10-3 患者ノート（抜粋）

評価の視点等	自己評定	A	評 定	A
<p>■評価項目10■ その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 (3) HIV・エイズ</p>	<p>(総合的な評定)</p> <ul style="list-style-type: none"> HIV・エイズについては、エイズ診療水準の向上に向けて、全国の医療従事者に対する研修会を実施し、さらに、これら研修における資料等を公開し、全国の医療従事者が自己研修に活用できるよう情報提供も積極的に行った。 (評価シート51頁参照) エイズに関する医療政策に資する専門家としての提言を実施した。 (評価シート46頁参照) 前年度より引き続き、東日本大震災における被災地の診療情報サポートのためにホームページに特設コーナーを設け迅速に情報提供を実施した。 		<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>ブロック拠点病院との連携支援に関しては、石川県立病院に対し医師を派遣し、外来診療をサポートするとともに、名古屋医療センターと名古屋大学との連携を図るための合同会議にACCも参加し、継続していることは評価できる。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 以前から当センターが取組んできたHIV・エイズに関しては、例年通りの診療が行われてきた。 医師不足で診療に窮していた石川県立病院へ医師派遣を行って、継続的に外来診療に貢献している。 HIV・エイズ患者の診療、エイズ拠点病院などへの研修実施、ブロック拠点病院との連携など、ほぼ年度計画通りに業務を遂行しており、評価できる。 計画通り推進した。 ACCは我が国のエイズ医療政策の中心的施設として、外部からの相談への対応、ブロック拠点への医師の派遣、研修の実施などを通じて必要な役割を果たしている点は高く評価できる。 	
<p>[評価の視点]</p> <p>○ エイズ治療・研究開発センターは、HIV被害者の原状回復に向けた医療の取組を被害者の意見を反映しつつ着実に実施し、エイズに関し、診断及び治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供等の必要な取組を進めるとともに、必要な人的物的体制整備を計画的に進めているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部からの診療に関する相談について、年間2,446件対応するとともに、医療従事者に対する研修について、院内で7回、外部へ出向いての出張研修を8回実施した。これらの研修を通じ、年間500名以上に対して、エイズに関する各種の情報として、毎年の最新の重要事項を更新し実施した。 (評価シート51頁参照) 患者に対する診療情報をまとめた患者ノートの配付や全国の医療従事者向けの自己研修に資するためのE-learningで公開するなど取り組んでいる。 (評価シート51頁参照) 			
<p>○ エイズに係る中核的医療機関としてブロック拠点病院等を支援し、地域におけるエイズ医療水準の向上を図っているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国8ブロックのブロック拠点病院とは、厚労省疾病対策課と合同でブロック拠点協議会を行いネットワークを構築している。 個別ブロックに関しては、医師の不足している北陸ブロックへの外来サポートや、名古屋医療センターと名古屋大学の連携強化を図るACC/東海ブロック合同カンファレンスを定期的に行うなどブロック拠点病院等への支援を実施した。 (評価シート51頁参照) 			

(4) 看護に関する教育及び研究

国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として、看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行うこと。

(4) 看護に関する教育及び研究

国立看護大学校においては、看護学部及び研究課程部における教育の充実を図るとともに、認定看護師教育課程を毎年開催する。

また、オープンキャンパスや公開講座を毎年3回以上開催し、国立看護大学校に関する情報提供を積極的に行い、質の高い学生等の確保に努める。

さらに、看護研究活動を推進する。

(4) 看護に関する教育及び研究

研究課程部における教育の充実を図るとともに、認定看護師教育課程を1コース、短期研修を4コース開催する。また、オープンキャンパスや公開講座を毎年3回以上開催し、国立看護大学校に関する情報提供を積極的に行う。

臨床看護研究推進センターにおいて、看護研究活動を推進する。

(4) 看護に関する教育及び研究

1. 研究課程部における教育の充実

研究課程部においては、専門性の高い看護実践能力の育成や学問的探求を通じて看護の質的向上を目指している。社会人に対する教育機会の拡大を図り、働きながら看護研究活動を継続できるような平成22年9月に長期履修制度を創設し、平成23年度においては初めて5名が活用した。

2. 認定看護師教育課程等の開催

研修部においては、がん化学療法を受ける患者等に対して全人的かつ専門性の高い看護の実践能力を育成するため、平成23年10月3日から平成24年3月16日まで、がん化学療法看護の教育課程を開講し15名が修了した。

3. 短期研修の開催

研修部においては、東日本大震災の発生を受け、急遽、災害に関する研修を5月と6月に開催した。また、チーム医療推進のために、感染管理の高度実践看護に関する研修を追加企画した。それらと併せ、政策的な内容に視点をあて、前年度の受講ニーズ調査を踏まえた研修を計10コース開催した。なお、一部の研修は、地域医療における看護継続教育に貢献するため、一般公開した。

・災害時の心のケアと支援者のメンタルヘルス	平成23年 5月19日	参加者： 32名
・災害時の心のケアと支援者のメンタルヘルス（追加）	平成23年 6月13日	参加者： 30名
・フォローアップ研修セカンドレベル	平成23年 7月20日から21日	参加者： 11名
・看護研究研修	平成23年 7月25日から29日	参加者： 11名
・せん妄ケア	平成23年 8月26日	参加者： 51名
・リンクナースのための感染防止（基礎）*一般公開	平成23年 8月30日から31日	参加者： 74名
・院内教育	平成23年 9月12日から13日	参加者： 67名
・がん化学療法看護コースフォローアップ研修	平成23年10月28日	参加者： 27名
・家族看護 *一般公開	平成23年12月 9日	参加者： 116名
・感染管理認定看護師のための高度実践研修（2月・5月）	平成24年 1月16日から20日	参加者： 63名

4. 積極的な情報提供

国立看護大学校の情報を提供するためオープンキャンパスを開催するとともに、近隣の医療施設に勤務する看護職員や清瀬市民を対象とした公開講座を開催した。

・看護学部オープンキャンパスの開催	平成23年 7月31日	参加者：343名
	平成23年 8月27日	参加者：309名
・研究課程部オープンキャンパスの開催	平成23年 5月14日	参加者： 9名
	平成23年 7月29日	参加者： 9名
	平成23年11月 4日	参加者： 6名
・公開講座の開催		
ア) 看護の日の公開講座	平成23年 5月14日	参加者： 40名
イ) 清瀬市健康大学講演会と共催の公開講座	平成23年10月22日	参加者： 70名

また、進学予備校等が開講する大学受験者向けの進学相談会に教職員が出向き（都区内、立川及び名古屋計9回）、看護学部の情報提供を行った。

ホームページについては、看護学部・研究課程部の受験案内、オープンキャンパス、公開講座及び国際交流の実績等について掲載したことにより、110万件を超えるアクセスがあった。

			<p>5. 臨床看護研究活動の推進 国立高度専門医療研究センターの看護師等が行う臨床看護研究を推進するため、臨床看護研究推進センターにおいて、研究相談及び看護師が行う臨床看護研究19件の継続指導を行った。</p> <p>6. 国立看護大学校研究紀要の発行 国立看護大学校における研究の推進と研究成果を外部に周知するとともに、国立高度専門医療研究センターの看護師等の研究活動に資するため、平成24年3月に研究紀要を発行し、各国立高度専門医療研究センターに配布した。</p> <p>説明資料 11-1 長期履修制度の概要 説明資料 11-2 各種研修の募集要項（抜粋） 説明資料 11-3 オープンキャンパスの実施案内 説明資料 11-4 公開講座の開催案内 説明資料 11-5 平成23年度 NCにおける看護研究継続指導の状況 説明資料 11-6 国立看護大学校研究紀要（抜粋）</p>
--	--	--	---

評価の視点等	自己評定	A	評定	A
<p>■評価項目11■ その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 (4) 看護に関する教育及び研究</p>	<p>自己評定 (総合的な評定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 年度計画を含めた年間活動計画に取り組み、研究課程部においては、長期履修制度の活用により学生の教育環境の充実を図った。 臨床看護研究推進センターにおいて、国立高度専門医療研究センターの看護師等が行う臨床看護研究の指導等を行った。 数値目標は、中期計画を上回っており、着実に実施している。 		<p>(委員会としての評定理由) 研究課程部において、社会人に対する教育機会の拡大に資するとともに、働きながら看護研究活動を継続的に実現するため、長期履修制度を導入し教育の充実を図り、平成23年度において初めて5名が活用したことは評価する。</p> <p>(各委員の評定理由) ・がん化学療法看護の教育課程開講や前年度ニーズを踏まえた研修コースについて計画を大きく上回って開催したことは高く評価できる。 ・臨床看護研究推進センターの活動も高く評価できるが、さらなる成果も期待される。 ・看護教育の質の向上への努力がみられ、多くの短期研修が開催され、参加者もある程度の数に達している。 ・国立看護大学校の存在をさらにアピールする必要がある、オープンキャンパスの開催、また研究課程部のオープンキャンパス、さらに公開講座を開催したこと等は評価される。 ・研究課程部に前年度設置した長期履修制度を5名が活用したこと、短期研修を前年度より多い10コースを開催したことなど大いに評価できる。 ・看護に関する教育及び研究については、概ね計画を達成している。 ・国立看護大学校についてオープンキャンパスや公開講座を、目標を大きく上回って開催したことは高く評価できる。 ・臨床看護研究推進センターの活動も高く評価できるが、更なる成果も期待される。</p>	
<p>[数値目標] ○ オープンキャンパスや公開講座を毎年3回以上開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国立看護大学校の情報提供のため、看護学部オープンキャンパスを2回開催し、652名の参加があった。また、研究課程部オープンキャンパスを3回開催し、24名の参加があった。 近隣医療施設に勤務する看護職員を対象とした公開講座と、清瀬市民を対象とした公開講座をそれぞれ開催し、地域へ貢献することができた。 (評価シート53頁参照) 		<p>(その他の意見) ・チーム医療の新たな形についての検討を期待したい。</p>	
<p>[評価の視点] ○ 国立看護大学校において、看護学部及び研究課程部における教育の充実を図るとともに、認定看護師教育課程を毎年開催しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度看護学部卒業生の国家試験の成績(合格率)は、看護師が100%、助産師は1名不合格の結果、85.7%であった。 研究課程部においては、社会人に対する教育機会の拡大を図り、働きながら看護研究活動を継続できるよう長期履修制度を創設し、平成23年度においては5名が初めて活用した。 研修部においては、認定看護師教育課程(がん化学療法看護)を開催し、15名が修了した。また、短期研修は10コースを開催した。なお、東日本大震災に関する臨時的研修開催や、チーム医療推進のための研修の追加開催など、緊急のニーズや政策情勢の変化に即応した研修を企画実施した。さらに研修の一般公開をととして、地域医療における看護継続教育に貢献することができた。 		<p>(その他の意見) ・チーム医療の新たな形についての検討を期待したい。</p>	
<p>○ 国立看護大学校に関する情報提供を積極的に行い、質の高い学生等の確保に努めているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護学部においては、学生確保に向けたオープンキャンパスの開催(2回)、進学予備校等が開催する進学相談会への参加及びホームページの充実等により情報提供等を行った結果、入学試験では定員100名に対し529名の受験生が確保できた。また、研究課程部においてもオープンキャンパスの開催(3回)により、14名の受験生が確保できた。 ホームページの充実を図った結果、アクセス件数は110万件を超えた。 			
<p>○ 看護研究活動を推進しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨床看護研究推進センターにおいて、研究相談及び臨床看護研究19件の継続指導を行った。その結果、1件は学会誌、2件は本学研究紀要、6件は国内学会において研究成果の発表を行った。 本学における研究の推進と研究成果を外部に周知するとともに、国立高度専門医療研究センターの看護師等の研究活動に資するため、平成24年3月に研究紀要を発行し、国立高度専門医療研究センター等に配布した。 			

<p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項 業務の質の向上を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。 総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づいて人件費改革に取り組むとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。 その際、併せて、医療法（昭和23年法律第205号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行うこと。 また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。 センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。 ① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し ② 共同購入等による医薬品、医療材料等購入費用の適正化 ③ 一般管理費（退職手当を除く）</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項 (1) 効率的な業務運営体制 センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築する。 さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。 総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき平成22年度において1%以上を基本とする削減に取り組み、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続するとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。 その際、併せて、医療法（昭和23年法律第205号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行う。 また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行う。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項 (1) 効率的な業務運営体制 センターとしての使命を適切に果たしていくために、高度先駆的医療や臨床研究の推進などの体制の整備とあわせて、組織の適正化など効率的な業務運営体制を構築する。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項 (1) 効率的な業務運営体制</p> <p>1. 高度先駆的医療や臨床研究の推進などの体制整備 招へい型任期付職員や若手育成型任期付職員については年俸制を導入するとともに、高度の専門的な知識、技術等を有する者及び研究者として高い資質を有する者など優秀な人材を公募により採用し、高度先駆的医療や臨床研究推進などのための体制整備を図った。 公募による採用実績 H22 ⇒ 25名（うち任期付研究員の採用 14名） H23 ⇒ 29名（うち任期付研究員の採用 8名）</p> <p>2. 臨床研究推進のための基盤整備 病院内で臨床研究を円滑に進めるために、臨床研究センターの体制整備を図り、研究支援部の室長を新たに3名任命し、臨床研究を推進するための相談（患者登録体制の構築も含む）、倫理的事項の整理、研究実施状況の管理を行うための責任ある体制を整備した。 また、国際協力医学研究財団が行っていたデータマネジメント業務（JCRAC）を臨床研究センターが引き継ぎ、データセンター長とデータマネージャーを増強することで、臨床研究に必要なデータマネジメントの機能を当センターにおいて活用できる環境を整備した。</p> <p>3. 組織の適正化、効率的な業務運営体制 センターの庶務を司る管理部門にあたる総務部、人事及び労務管理にあたる人事部、経営状況の把握及び経営戦略の立案にあたる企画経営部、経理及び施設管理にあたる財務経理部の4部体制のほか、国府台病院の事務を司る事務部を置き効率的な運営に取り組むとともに、事務部門全体の効果的連携や総合調整等を行う体制を検討し、平成24年4月から統括事務部を設置した。 また、組織の活性化を目指し、理事会、監査室、企画戦略室、コンプライアンス室によるガバナンス体制の強化を図り、監査室では、平成23年度においても内部監査を実施した。 さらに、国府台病院の事務及び看護大学校の事務のうち、財務、給与及び調達に関する業務の一部を戸山地区に一元化し、効率的・効果的な運営を引き続き行った。</p> <p>4. 技能職常勤職員の離職後の不補充 技能職については、業務の簡素化・迅速化を図り、常勤職員の離職後の後補充は行わず、外部委託化又は短時間の非常勤職員での補充とした。</p> <p>平成22年度 【退職者数】6名 調理師3名退職後、外部委託により不補充 看護助手2名退職後、非常勤職員での後補充 薬剤助手1名退職後、業務見直しにより不補充</p> <p>平成23年度 【退職者数】2名 交換手1名退職後、外部委託により不補充 ボイラー技師長退職後、外部委託により不補充</p>
--	---	---	---

く。)について、平成21年度に比し、中期目標期間の最終年度において15%以上の削減

④ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保

① 副院長複数制の導入

特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。

② 事務部門の改革

事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。

① 副院長複数制の導入

副院長の役割に応じて複数設置し、また、特命事項を担う副院長の設置については、院内における位置付けを引き続き検討する。

② 事務部門の改革

事務部門については、センターの使命を適切に果たすための企画、立案、調整、分析機能の向上及びガバナンスの強化を目指した体制とし、効率的・効果的な運営体制とする。また、戸山地区に一元化した財務・給与業務については、より効率的な体制となるよう業務分担の見直しを引き続き行う。

① 副院長複数制の導入

副院長の役割と病院内の位置づけを明確化し、センター病院及び国府台病院において副院長複数制を導入した。また、機能に応じて特命事項を担う副院長の設置については、特命事項や病院内の位置づけの検討を行い必要に応じて設置することとしたが、平成23年度については設置していない。

【副院長の役割】

- センター病院（3名体制）
 - ・ 総括担当
 - ・ 教育研修・臨床研究推進担当
 - ・ 医療安全・患者サービス担当（欠）
- 国府台病院（2名体制）
 - ・ 診療・運営・人事管理担当
 - ・ 医療訴訟・教育研修・医療安全・危機管理担当（欠）

② 事務部門の改革

1. 効率的な組織体制の構築

センターの庶務を司る管理部門にあたる総務部、人事及び労務管理にあたる人事部、経営状況の把握及び経営戦略の立案にあたる企画経営部、経理及び施設管理にあたる財務経理部の4部体制のほか、国府台病院の事務を司る事務部を置き効率的な運営に取り組むとともに、事務部門全体の効果的連携や総合調整等を行う体制を検討し、平成24年4月から統括事務部を設置した。

また、組織の活性化を目指し、理事会、監査室、企画戦略室、コンプライアンス室によるガバナンス体制の強化を図り、監査室では、平成23年度においても内部監査を実施した。

2. 業務の一元化

国府台病院の事務及び看護大学の事務のうち、財務、給与及び調達に関する業務の一部を戸山地区に一元化し、効率的・効果的な運営を引き続き行った。

3. DPCの導入に向けた見直し

DPC対象病院に参加することを希望し、平成22年7月よりDPC準備病院として調査データの提出を開始したことから、調査データの精度を高めるべく、事務部門の見直しを行い関係する医事室の強化を図った。

また、平成24年4月からの導入に向け、平成24年1月より「DPC室」を設置し、DPCコーディングチェック、医師及び看護師等からのDPCに関するQ&A、DPC業務全般の内容精査、DPC運用の精査などの業務を行っている。

※DPC：Diagnosis Procedure Combinationの略称で急性期入院医療の診断群分類に基づく1日当りの包括評価制度のこと。

説明資料 12-1 組織図（平成24年5月1日現在）

説明資料 12-2 DPC運用ルール

説明資料 12-3 DPC完成までの流れ（入院から退院まで）

評価の視点等	自己評定	A	評定	A		
<p>■評価項目12■ 効率的な業務運営に関する事項 (1) 効率的な業務運営体制</p>	<p>(総合的な評定)</p> <ul style="list-style-type: none"> センターの運営を支援する事務部門のあり方について、事務部門全体の効果的連携や総合調整等を行う体制の検討を行い、平成24年4月に組織改正を行うなど、センター運営の企画立案、調整、分析機能の向上、ガバナンスの強化、効率的・効果的運営体制を構築し、業務運営に取り組んだ。 平成24年4月DPC開始に向け、平成24年1月「DPC室」を設置しDPCコーディングチェックや医師・看護師からのQ&AなどDPC業務全般の運用体制を整備した。 人件費については、人事院勧告に準じた基本給月額、業績手当の引き下げ等を行い総人件費の縮減に努めるとともに、医療安全や良質な医療の提供及び施設基準の必要性から人材確保が必要な職種に対しては積極的に人材確保に努めた。 また、技能職については、業務の簡素化・迅速化を図り、常勤職員の離職後の後補は行わず、外部委託化または、短時間の非常勤職員での補充とした。 			<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>DPC対象病院に参加することを希望し、平成22年7月よりDPC準備病院として調査データの提出を開始したことから、調査データの精度を高めるべく、事務部門の見直しを行い、関係する医事室の強化を図ったことは評価する。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度先進的医療や臨床研究の一層の推進のための整備として優秀な人材を採用し、臨床研究の相談体制を強化した。それとともに組織の適正化、効率的な業務運営体制とする改革も行った。このような業務改革はこのセンターにとってある程度必要である。しかし業務運営体制の改革の効果はまだはっきりせず、今後の発展が期待される。 ほぼ計画通りに前年度と同様の実績をあげており、評価できる。 副院長複數制を導入した。 データマネジメント機能強化など臨床研究センター体制整備、統括事務局設置、財務、給与機能の一元化、DPC室設置などでガバナンス強化とセンター使命対応強化を図っているものの、人件費の削減についても総人件費増で総人件費改革推進は明確でない。 		
<p>[評価の視点] ○ センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> センターとしての使命を果たすため、総務部、人事部、企画経営部、財務経理部の4部体制として、効率的・効果的運営を確保する体制を構築した。また、事務部門全体の効果的連携や総合調整を行う体制を検討し、平成24年4月から統括事務部を設置した。 理事会、企画戦略室、コンプライアンス室、監査室を設置し、組織の活性化及びガバナンスの強化を図り、監査室では内部監査を実施した。 <p>(評価シート56頁参照)</p>			<ul style="list-style-type: none"> 副院長制の運用について特例事項を担う副院長制の早期実現が期待される。 DPC室設置などDPC導入の準備が整ったことは評価できる。 <p>(その他の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の看護の夜勤体制、特に夜勤専門看護師を増やす必要があると思われる。 		
<p>○ センターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行っているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務部門を4部体制とするとともに、国府台病院の事務及び看護大学校の事務のうち、財務・給与及び調達に関する業務の一部を戸山地区に一元化し業務の効率化を図った。(評価シート56頁参照) DPC準備病院として調査データの精度等に適切に対応すべく事務部門の見直しを行い、医事室の強化を図った。また、平成24年4月からの導入に向け平成24年1月より「DPC室」を設置し、DPCコーディングチェック、医師・看護師等からのQ&A、DPC業務全般の内容・運用の精査を行った。 救命救急センターの認可、搬送患者の増加に伴い看護部門の見直しを行い、救命救急センターの充実・強化を図った。(平成24年度においてICU病床2床増床、HCU病床8床の取得) 					

<p>○ 総人件費改革取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適正性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 総人件費改革は進んでいるか。(厚労省評価委評価の視点)</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能職の退職後不補充並びに非常勤職員への切替及び外部委託化、検査部門におけるプランチラボを一部導入し効率化を図った。(人件費の削減額△45,871千円) ・一方で、総人件費は平成23年度115.9億円となっており、平成22年度比で3.8%増となっている。 ・新興・再興感染症、糖尿病、肝炎等に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保(新興・再興感染症等に係る治験の推進、救命救急センターやNICU、ICU等の体制強化等)など、当センターの使命を着実に果たすための医師・看護師等の配置を行ったことによる。 ・この結果、平成23年度においては、糖尿病の病態解明や感染症対策等を目的、治験・臨床研究体制の強化を図ったことに加え、平成23年度の医業収益は242.6億円となり、平成22年度比6.2%増となった。 ・今後の方針として、引き続き、技能職の不補充等により、事務・技能職の人件費の更なる削減に努める。また、結核病棟や精神病棟における平均在院日数のできる限りの短縮化や、平成22年8月の病棟建替えに伴う重症患者の受入体制の強化等により、病院収支の赤字幅の縮減に努める。外部研究費等の獲得についても努力するほか、研究体制の強化についても、治験・臨床研究の数や研究成果等について、国民に対する説明責任を果たすよう努める。また、現在政府として研究開発法人の創設が検討されていることや、24年度以降の人件費の在り方に係る議論も踏まえ、その方向性を注視しながら、国策としての研究を担う当センターが、より一層の成果を発揮できるよう、その研究・病院部門の人件費の在り方については更なる検討が必要であると考えている。 	
<p>○ 国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行っているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新興・再興感染症、糖尿病、肝炎等に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保(新興・再興感染症等に係る治験の推進、救命救急センターやNICU、ICU等の体制強化等)など、当センターの使命を着実に果たすための医師・看護師等の人員確保を行った。 ・招へい型任期付職員や若手育成型任期付職員について年俸制を導入するとともに、優秀な人材を公募により採用し、高度先駆的医療や臨床研究推進などのための体制整備を図った。(評価シート56頁参照) ・ヒヤリ・ハット事例の検証と対策の協議を行い、院内ホームページを利用した情報の共有や全職員を対象とした医療安全研修会の実施や医療安全ポケットマニュアル見直しを行い、常時携帯を義務づけ職員への意識向上を図った。 また、感染対策については、院内感染対策地域医療連携を開始し、近隣病院と院内感染に関するカンファレンスを行った。(評価シート30頁参照) 	

<p>○ 独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行っているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人の事務事業の見直し方針」（平成22年12月7日閣議決定）等を踏まえ、ガバナンス体制の強化のための体制の構築、監査室の設置、一般競争入札の原則化等、業務運営の効率化、内部統制の強化、取引関係の見直し等適切に取り組みを行った。 	
<p>○ 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。（厚労省評価委評価の視点）</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再就職者のポストは無いので、該当なし。 	
<p>○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。（厚労省評価委評価の視点）</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再就職者のポストは無いので、該当なし。 	
<p>○ 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特命事項を担う副院長の設置については、特命事項や病院内の位置づけの検討を行った。 ・副院長の役割については、センター病院及び国府台病院でそれぞれ位置づけを明確化し、複数制を導入した。（評価シート57頁参照） 	
<p>○ 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制となっているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人への移行に伴い、事務部門組織を見直しし、総務部、人事部、企画経営部、財務経理部及び国府台地区に事務部を設置し、効率的・効果的な運営業務や管理業務に対する体制の充実・強化を図った。 また、事務部門全体の効果的連携や総合調整を行う体制を検討し、平成24年4月から統括事務部を設置した。（評価シート56頁参照） 	

(2) 効率化による収支改善

センターとしての使命を果たすための経営戦略や毎年の事業計画を通じた経営管理により収支相償の経営を目指すこととし、5年間を累計した損益計算において、経常収支率が100%以上となるよう経営改善に取り組む。

(2) 効率化による収支改善

平成23年度の予定損益計算において、経常収支率が約96%となるよう経営改善に取り組む。また、費用対効果等に着目し適切な事務・事業の見直しを推進する。

無駄削減への取組として、職員一人一人の経営意識の向上を目指した取組を、職員研修等を通じて行う。

(2) 効率化による収支改善

1. 収支改善の推進

センターで実施する業務の特性を考慮した、より効率的・効果的な運営体制となるよう、研究所、病院、国際医療協力及び看護大学校それぞれの運営方針に応じ、事務部門も含めた職員の適性配置を行い、外部資金の受入や病院における診療報酬上の基準の新規取得など収益の増を図るとともに、棚卸しの見直しによる材料費や業務内容の見直しによる人件費及び委託費等に係るコスト削減に努め、収支改善に向けた取り組みを行った。

特に、東日本大震災の影響と考えられる受診抑制により、計画していた患者数の確保が厳しい中でセンター病院においては、患者層の分析を行い個室料金や個室率(33.6%→31.5%)の引き下げ、地域医療連携の強化に取り組み、8月以降入院患者の確保に努め、また、国府台病院においては一般診療科の強化を目指した入院基本料7:1を確保するなど、病院による医業収益243億円計上し、医業収支率は98.2%(計画97.6%)と計画を上回った。

【新たに取得した主な施設基準】

- ①センター病院
 - ・医療保護入院等診療料(H23.4.1)
 - ・経皮的中心隔心筋焼灼術(H23.9.1)
 - ・救命救急入院料1充実段階A加算(23.11.1)
 - ・地域歯科診療支援病院歯科初診料(H23.4.1)
- ②国府台病院
 - ・医薬品安全性情報等管理体制加算(H23.4.1)
 - ・埋込型心電図記録計移植術(H23.12.1)
 - ・埋込型心電図記録計摘出術(H23.12.1)
 - ・大動脈バルーンパンピング法(H23.12.1)

【上位施設基準取得となった主なもの】

- ②国府台病院
 - ・一般病棟入院基本料10:1→7:1(H23.5.1)

他方、センター病院の新病棟完成等に伴う減価償却費の平年度化(+10.4億円)、診療機能の充実強化及び臨床研究基盤整備に伴う人件費増(+7.7億円)などの費用増(+24億円)があり、センター全体の経常収支率は94.6%となり計画を下回る結果となった。

加えて更なる収支改善に向けてセンター病院における診療科別の経営分析を行い、現状把握とその対応等を検討した結果、外科系部門の強化に取り組むとともに、平成24年度においてセンター全体で経営改善を開始した。

2. 関連する事務・事業の見直し

平成23年度においては、以下の見直しを行った。

- ・交渉権者との徹底した価格交渉
- ・複数年契約の実施(電気供給、庁舎ガス供給、廃棄物収集・運搬・処理及びシステム関係保守等の業務委託)
- ・NHK料金の見直し(事業所割引の適用)

3. QC活動に対する取組み

センターのミッション達成に向けて、また、法人として自律的・効率的な運営を目指す上で、自分自身を正確に知ること及びそれぞれが目標を持つことを基本に、職員がそれぞれの目標に向けてさらに一歩進んだ取組みや活動を行うことが重要となることから、積極的な取組みを推進するためその手法としてQC活動を平成22年7月より開始した。

QC活動については、各部門におけるあらゆる課題について様々な創意工夫を凝らし、職員1人1人が職務・職責を超え、お互い協力し合いながら業務の改善や質の向上に向けた活動を行うものであり、接遇に関するものなどの提案があり、各チームによる活動が開始されている。

【QC活動の事例】

- ・チームスマイル活動：医療職員の身だしなみに関して、アンケート実施、結果公表及び継続的フォローアップを行い、患者対応、職員間コミュニケーション等について、継続的な改善を促す活動を行った。

	<p>① 給与制度の適正化</p> <p>給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。</p> <p>② 材料費の節減</p> <p>医薬品、医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努める。</p>	<p>① 給与制度の適正化</p> <p>給与水準等については、民間等の従業員の給与等を参考に、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直しを行う。</p> <p>② 材料費の節減</p> <p>医薬品及び医療材料等の購入に当たっては、材料費率の抑制を図るため、調達方法・契約単価を見直すとともに、在庫管理の効率化等を推進し費用の節減に努める。</p>	<p>4. 職員研修の実施 病院・病棟運営において、組織として経営に参加する必要があることから、看護師等を対象に医療と経営について研修会を開催した。(平成24年2月6日 受講者数80名)</p> <p>① 給与制度の適正化</p> <p>職員給与の基本給については、独法移行を機に職務給(職員の職務内容と責任に応じた給与)の原則に従い、民間の給与水準や国立病院機構との均衡等も考慮した上で、より職員の職務内容と責任に応じた給与カーブとするなど、給与制度を見直した。また、法人運営に与える影響が大きい、管理・監督的立場にある医長・室長以上の職員(医師・研究員)の給与については年俸制を導入して勤務成績を反映させるなど改善を進めている。さらに、任期付職員(招へい型)についても、職務に対するインセンティブを高めるため年俸制を導入し、優秀な人材の獲得を可能とした。 民間春季賃上げ状況や人事院勧告等を総合的に判断して職員給与規程を改正し、平成22年12月1日に施行し現在に至っている。</p> <p>【主な見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中高年齢層の基本給月額引き下げ ・業績手当については、年間4.15月分を0.2月分引き下げ ・医師等の給与については、民間給与の状況などを考慮し、現行水準に据置 <p>② 材料費の節減</p> <p>1. 医薬品等の共同入札の実施 (1) ナショナルセンターによる共同入札 医薬品、検査試薬及び医療材料については、契約事務の合理化、効率化及び契約単位を増やすことによるスケールメリットを活かし、医薬品等の価格低減を図ることを目的として、6ナショナルセンターによる共同入札を実施している。 【節減額】 58,229千円 (22年度 23,950千円)</p> <p>【共同入札の品目数及び割合】</p> <table border="1"> <tr> <td>・医薬品:</td> <td>4,181品目(総契約品目数 4,370品目)</td> <td>95.7%</td> <td>(22年度 86.2%)</td> <td>→ 9.5%増</td> </tr> <tr> <td>・検査試薬:</td> <td>3,138品目(総契約品目数 3,138品目)</td> <td>100.0%</td> <td>(22年度 62.7%)</td> <td>→ 37.3%増</td> </tr> <tr> <td>・医療材料:</td> <td>896品目(総契約品目数 4,445品目)</td> <td>20.2%</td> <td>(22年度 21.0%)</td> <td>→ 0.8%減</td> </tr> </table> <p>(2) センター病院、国府台病院による共同入札 在宅医療機器賃貸借、X線フィルムについては、センター病院と国府台病院との共同入札を実施し、賃貸借料及びフィルム費用の抑制を図った。また、精米の共同入札も実施した。 【節減額】 271千円 (22年度 240千円)</p> <p>(3) 医用画像情報システムの導入 平成22年度より国府台病院においてフィルムレス化を推進するため医用画像情報システムを導入し、フィルム費用の節減を図っているが、平成23年度においても費用の節減を図った。 【節減額】 11,547千円 (22年度 13,960千円)</p> <p>2. 入札方法変更による価格交渉 独立行政法人化に伴い新たに会計規程を制定し、競争入札を採った場合は、第一交渉権者を決定した後、さらに価格交渉を行い契約価格を決定することができることとし契約金額の抑制を図った。 【節減額】 231,414千円(152件) (22年度 20,685千円)</p>	・医薬品:	4,181品目(総契約品目数 4,370品目)	95.7%	(22年度 86.2%)	→ 9.5%増	・検査試薬:	3,138品目(総契約品目数 3,138品目)	100.0%	(22年度 62.7%)	→ 37.3%増	・医療材料:	896品目(総契約品目数 4,445品目)	20.2%	(22年度 21.0%)	→ 0.8%減
・医薬品:	4,181品目(総契約品目数 4,370品目)	95.7%	(22年度 86.2%)	→ 9.5%増														
・検査試薬:	3,138品目(総契約品目数 3,138品目)	100.0%	(22年度 62.7%)	→ 37.3%増														
・医療材料:	896品目(総契約品目数 4,445品目)	20.2%	(22年度 21.0%)	→ 0.8%減														

3. 材料費の抑制

医薬品等の共同入札による経費削減やSPDによる適正な在庫管理により材料費の抑制を図っている。しかし、今年度の材料費率については、前年と同率程度となっている。これはセンター病院においては入院患者数が減となっているが、高額ながん治療薬や血液製剤の使用患者が増加したこと。また、国府台病院においては、一般病床の入院患者数及び外来患者数の増加に伴い、薬品及び処置手術等の件数が増加したことが原因で材料比率が上昇した。

【材料費率】

	平成21年度		平成22年度		平成23年度
センター病院	35.5%	→	34.4%	→	34.4%
国府台病院	20.2%	→	17.7%	→	18.0%
全体	32.4%	→	31.1%	→	31.1%

4. 適正な在庫管理

(1) SPD (Supply Processing Distribution: 物品管理の外注化) による在庫管理

平成22年度より、職員の業務省力化、診療材料の消費量管理の徹底による診療報酬の請求漏れ防止、使用品目の統一化による費用削減などを行うため、SPDを導入し適正な在庫管理による効率化を図っている。

また、電子カルテ導入に伴い物流管理システムを導入し、診療材料の消費管理のシステム化を図り、在庫数の見直し・検討等適切な在庫管理を行っている。

(2) 部署定数見直しによる在庫の縮減

平成23年12月に、各部署の診療材料の定数を見直し、センター全体での在庫の縮減を図った。

【節減額】 5,044千円 (22年度 4,646千円)

5. 後発医薬品の利用促進

平成23年度においては、次年度よりDPCに移行することに伴い、後発医薬品の利用促進するために以下の取組を行った。まず、後発医薬品を選定するための選定基準を設けた。この基準に従って後発医薬品評価表を用いて先発医薬品と品質、有効性、安全性およびメーカーからの情報提供や供給体制等必要な項目について比較するとともに、リスクマネージメントの観点から、医薬品名称や外観等の類似性を考慮することとした。評価内容は、①品質の確認、②適応症の比較、③医療安全面の重視とすることとし、薬剤員会において切り替えを承認することとされた。さらに、医薬品購入金額の上位から後発医薬品切替候補を15品目選定し、薬剤委員会事務局(薬剤部)において、評価を行った。

③ 一般管理費の節減

平成21年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費(退職手当を除く。)について、15%以上節減を図る。

④ 建築コストの適正化

建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。

③ 一般管理費の節減

・センター内の業務の見直し等により、一般管理費(退職手当を除く。)の経費削減に向けた業務運営体制を目指す。

④ 建築コストの適正化

・市場単価を導入することにより、建築コストの削減を図り、投資の効率化を図る

③ 一般管理費の節減

一般管理費(退職手当を除く。)については、委託費の見直し等による費用節減により平成21年度に比し150百万円(▲19.1%)減少し、634百万円となった。

平成21年度	783百万円
平成22年度	674百万円(対21' ▲14.0%)
平成23年度	634百万円(対21' ▲19.1%)

④ 建築コストの適正化

平成23年度に発注した工事(教育研修棟新築工事(戸山)、新棟整備第2期その他工事、教育研修棟整備その他工事(国府台)等)については、市場単価を100%採用するとともに、入札に当たっては最低制限価格を設けないことにより、業者間の競争を促し、コストの削減を図った。

【落札率】

・教育研修棟新築工事(戸山)	86.8%
・新棟整備第2期その他工事	99.5%
・教育研修棟整備その他工事(国府台)	97.5%

⑤ 収入の確保

医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることで、平成21年度に比して(※)医業未収金比率の縮減に取り組む。

また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。

※ 平成21年度(平成20年4月～平成22年1月末時点) 医業未収金比率0.13%

2. 電子化の推進

(1) 電子化の推進による業務の効率化

業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。

また、電子カルテシステムの円滑な運用のための具体的な取組を行う。

⑤ 収入の確保

・ 医業未収金の新規発生防止の取組を推進し、定期的な支払案内等の督促業務を行い回収に努めるとともに、法的手段の実施について、法的な取組を進める。

・ 適正な診療報酬請求事務の推進に当たっては、外部ツールによる精度管理を実施するとともに、医師をはじめ委託職員も含めた勉強会を定期的に開催し、院内におけるレセプト点検体制の確立を図る。

2. 電子化の推進

(1) 電子化推進による業務の効率化

・ 業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。

・ 電子カルテシステムの円滑な運用のための具体的な取組を行う。

⑤ 収入の確保

1. 医業未収金の回収及び発生防止策の実施

・ 医業未収金の回収について、債務者の個別管理を徹底し、債務者ごとの状況(例:分納者について、毎月の入金状況を確認し、1ヶ月でも入金がなければ、すぐに連絡する態勢とした。)に応じた督促方法に見直しを行った。

また、発生防止策として、督促担当者と入院係、会計窓口係との連携を密に行うこととし、滞納患者情報の共有化を図り、督促対象患者への高額療養費の貸付制度の案内の徹底を図った。

【医業収益に対する医業未収金の割合】

	医業収益	医業未収金	割合
平成21年度(H22.1末現在)	38,716,599千円(H20.4～H22.1)	49,574千円	0.128%
平成22年度(H23.1末現在)	40,809,309千円(H21.4～H23.1)	49,963千円	0.122%
平成23年度(H24.1末現在)	42,872,968千円(H22.4～H24.1)	38,485千円	0.090%

(対前年度0.032ポイントの改善)

2. 診療収入増の取組

・ 診療報酬請求時に外部ツールによる「レセプト点検」を毎月実施している。

・ 外部ツールによる「精度管理調査」を平成23年3月に実施した。

調査対象 平成23年9月診療分 外来 105件
入院 74件

調査方法 一定の割合で抽出したカルテ・伝票・レセプトの3点を突合して不備をチェックする。

調査内容 算定上の不備、起票上の不備、カルテ記載の不備等の確認を行い、算定誤り、算定漏れ等の実態を把握する。

・ 毎月1回「レセプト担当者会議」を開催し、各診療科の医長クラスが参加のうえ、「精度管理調査」、「レセプト点検」等の結果による問題の改善並びに審査減の確認、防止対策の検討を行っている。

2. 電子化の推進

(1) 電子化推進による業務の効率化

1. 職員専用ホームページ機能の充実

センター職員専用ホームページについて、平成23年度は職員メールアドレス検索機能及び内線番号表など、職員のための機能の充実を図った。

2. 業務の効率化

職員に対する連絡事項及び委員会議事については、電子メールや職員ホームページを活用し、電子化を推進することにより、事務処理の効率化・省力化を図っている。

3. セキュリティの向上

センター職員専用ホームページ用サーバーについては、外部からの不正進入を防御するためウイルスソフトを更新導入し、セキュリティの向上を図った。また、「院内LAN使用のルールとマナー」を策定し、職員ホームページに掲載することにより徹底を図っている。

	<p>(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施</p> <p>企業会計原則に基づく独立行政法人会計基準への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。</p>	<p>(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施</p> <p>財務会計システム及び経営分析システムを活用し、経営状況の把握、分析、評価が可能な体制とするとともに、電子カルテシステム及び物流システムとの連携を図り、精度を高める体制を構築する。</p>	<p>4. 電子カルテシステムの導入</p> <p>センター病院においては、新病棟移転に合わせて電子カルテシステムを導入した。これによりペーパーレスな診療体制と、医師をはじめとする全スタッフ間での診療情報の共有が可能となりチーム医療の更なる充実強化を図った。</p> <p>さらに、電子カルテに蓄積された診療情報により、臨床研究の推進や、部門別・診療科別収支状況などの分析を行い経営改善のための資料としている。</p> <p>(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施</p> <p>1. 財務会計システムの導入</p> <p>企業会計原則に基づく会計処理という新たな会計制度への移行に対し、財務会計に携わる関係職員が適切に対応できるよう、独立行政法人移行準備の段階より習熟研修やシステム説明会が実施され、さらに移行後にあらためて実施した財務会計処理に関する習熟研修を通じて、財務会計システム稼働後の適正な運用について再確認を行った。</p> <p>2. 経営分析システムの導入</p> <p>平成22年度より導入した経営分析システムは、財務会計システム、医事システム及び人事給与システム等のデータを利用し、病院における部門別損益計算を行い、各種経営管理指標を算出し、部門毎の経営状況の把握を行うことにより経営改善のための参考資料として活用している。平成23年度においては、電子カルテシステムデータ(DWH)、物流システムデータについてデータ連携を行い精度向上を図った。</p> <p>また、月次決算及び各種経営指標等については、各部門長が集うセンター管理会議において周知し、職員HPへの掲載を行っている。</p> <p>さらに、職員からの意見・提案を広く受け付ける提案箱を引き続き設置し、経営改善に役立てる仕組みとしている。</p> <p>説明資料13-1 未収金督促マニュアルにおける対応のフローチャート 説明資料13-2 電子カルテについて 説明資料13-3 経営分析システムについて 説明資料13-4 1日平均患者数の推移 説明資料13-5 病床利用率の推移 説明資料13-6 平成23年度の財務状況、経営状況</p>
--	---	--	---

評価の視点等	自己評定	A		評 定	B	
<p>■評価項目13■ 効率的な業務運営に関する事項 (2) 効率化による収支改善 電子化の推進</p>	<p>(総合的な評定)</p> <ul style="list-style-type: none"> センターの業務の特性を考慮した、より効率的・効果的な運営体制となるよう、研究所、病院、国際医療協力及び看護大学校それぞれの運営方針に応じ、事務部門も含めた職員の適正配置を行い、外部資金の受入や病院における診療報酬上の基準の新規取得など収益の増を図るとともに、棚卸しの見直しによる材料費や業務内容の見直しによる人件費及び委託費等に係るコスト削減に努め、収支改善を推進した。 一般管理費については、平成21年度に対して、150百万円(▲19.1%)減少し、中期計画で定めた15%の節減を達成した。 			<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>一般管理費について、中期計画を上回り19.1%の節減を達成した。また、経営分析システムの導入により、平成23年度においては、電子カルテシステムデータ(DWH)、物流システムデータについてデータ連携を行い、精度向上を図った。</p>	<p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の特殊性を考慮して、より効果的な運営体制となるように、研究所、病院、国際医療協力および看護大学校において職員の適正配置を行い、材料費や業務内容の見直しにより、コストの削減、さらに給与制度の適正化も図ってきた。また電子化の促進により、業務の効率化も図られてきた。これらの努力にも関わらず、23年度の経常収支率は94.6%で、年度計画(96%)の経常収支より下回った。今後の対策をしっかりと考える必要がある。 前年度の事業損益が△53百万円であったことを考え、中期計画(5年間累計の経常収支率100%)の達成に向けて一段の努力を期待する 一般管理費は中期計画を上廻って、19.1%の節減を達成した。 事業損益が△1,846百万円となり、計画を516百万円下回った。 年俸制導入、給与制度の見直し、一般管理費削減など進み、また医業収入も順調に増加しているものの、経常収支は年度計画を下回りかつ中期計画100%以上への道筋がクリアでない。 ほぼ計画通りに前年度と同様の実績をあげており、評価できる。 	
<p>[数値目標] ○ 5年間を累計した損益計算において、経常収支率が100%以上</p>	<p>平成23年度の経常収支率は、94.6%となり、年度計画(96%)の経常収支率を下回る結果となった。(評価シート61頁参照)</p>					
<p>○ 中期目標期間最終年度において一般管理費を平成21年度に比し15%以上節減</p>	<p>一般管理費(退職手当を除く。)については、委託費の見直し等の費用節減など、経費の縮減・見直しを図り、平成23年度において、平成21年度に比し150百万円(▲19.1%)減少させ、634百万円となり、中期計画に掲げた目標に向けて着実に進展している。</p>					
<p>○ 平成21年度に比した医業未収金比率の縮減</p>	<p>医業未収金比率は、0.090%であり、平成21年度の医業未収金比率0.128%を0.038ポイント縮減し、中期計画に掲げる目標値を上回り目標を達成した。(評価シート64頁参照)</p>			<p>(その他の意見)</p> <p>さらなる効率化による収支改善の取り組みが期待されるが、特に診療部門の収支改善は急務であると考える。</p>		
<p>[評価の視点] ○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> センターの業務の特性や多部門からなる機能面を考慮した職員の適性配置を行うことにより、診療報酬上の基準の新規取得など収益の増を図るとともに、材料費、人件費及び委託費などに係るコスト削減に努め、収支相償以上を目指した収支改善を推進したが、センター病院の新病棟完成に伴う減価償却費の増(平年度化)、診療機能の充実強化及び臨床研究基盤整備に伴う人件費の増などの費用増があったため、当期総損失1,929百万円を計上した。 <p>平成24年度以降、あらゆる経営改善に取り組み、中期目標期間中の収支相償以上を強力に推進するものである。</p>					
<p>○ 繰越欠損金が計上されている場合は、その解消計画どおり進んでいるか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 本年度は、繰越欠損金27億円を計上したが、今後、診療報酬上の施設基準の新規取得や医業未収金の発生防止に努め、医業収益の増加を図るとともに、物品調達方法の見直しや医療材料等の見直しによる医業費用の縮減に努めるなどの経営改善を推進し、収支相償を目指す。 					

<p>○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。 (政・独委評価の視点)</p>	<p>実績：○ ・運営費交付金について、平成23年度の執行率は89.3%となっている。また、運営費交付金の残額(802,150千円)については、</p> <p>①退職手当について、計画に対して退職者が少なかったことによる次年度繰越額(484,201千円)</p> <p>②国際医療研究開発費等の研究費について、研究課題の未了による次年度繰越額(317,949千円)</p>	
<p>○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼性確保の観点から、必要な見直しが行われているか。 (政・独委評価の視点)</p> <p>○ 法定外福利費の支出は、適切であるか。 (厚労省評価委評価の視点)</p>	<p>実績：○ ・福利厚生費については、法人発足時より職員の健康の保持・増進などを目的とした規程等を整備し、事業運営上不可欠なものに限定している。</p> <p>①レクリエーション費用 職員レクリエーション規程を整備しているところであるが、平成23年度においては、レクリエーション費用は支出していない。</p> <p>②弔電、供花 職員及び職員の家族に対する弔電、供花については、厚生労働省を参考にし、基準を作成した。</p> <p>③健康診断等 労働安全衛生法に基づく健康診断を実施するとともに、業務に伴う感染防止を目的としたワクチン接種を全職員に実施している。 【ワクチン接種実績】 センター病院5回(10/24~28) 国府台病院7回(10/2021、10/24~28)</p> <p>④表彰制度 永年勤続表彰、業務の改善等に顕著に功績をあげた職員表彰等については、法人発足時に同様の表彰を実施している厚生労働省の基準を踏まえ規程を整備した。</p>	
<p>○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。(厚労省評価委評価の視点)</p>	<p>実績：○ ・電気料金に関し、5月から10月まで軽装業務の励行を導入、節電のための消灯、照明器具の間引き、エレベーター停止・制限等により電気料金については前年度より削減を図った。</p> <p>・本年度においても職員に対する通報等の文書については、職員専用ホームページに掲載することにより業務の効率化及び経費削減を図った。</p>	

<p>○ 給与水準等については、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直しを行っているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員給与の基本給について、独法移行を機に職務給（職員の職務内容と責任に応じた給与）の原則に従い、民間の給与水準や国立病院機構との均衡等も考慮した上でより職員の職務内容と責任に応じた給与カーブとするなど、給与制度を見直した。また、法人運営に与える影響が大きい、管理・監督的立場にある医長・室長以上の職員（医師・研究員）の給与については、業績反映をより徹底させるため、貢献度に見合う給与を支払うことにより、法人全体の業績向上にも繋がることから、年俸制を導入した。さらに、任期付職員（招へい型）についても、職務に対するインセンティブを高めるため年俸制を導入し、優秀な人材の獲得を可能としている。
<p>○ 国家公務員に比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ・法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。（政・独委評価の視点） 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与水準については、法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められており、通則法に則って適切に対応しているところである。
<p>○ 給与水準が適正に設定されているか（特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか）。（厚労省評価委評価の視点）</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度の給与については、人事院勧告に原則として準じ給与改定しているので、国家公務員の給与水準となっている。
<p>○ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。（厚労省評価委評価の視点）</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間医療機関等の給与実態を踏まえた手当 「夜間看護手当」、「役職員特別勤務手当」、「ヘリコプター搭乗救急医療手当」、「救急呼出待機手当」については、救急医療に従事する医師・看護師等の勤務実態、夜間の勤務状況を勘案し、民間医療機関における手当と同様であり適切である。また、「救急医療体制等確保手当」については、国において救急医療及び産科医療を担う勤務医の処遇改善を支援する補助制度が創設されたことから、新たに設けた手当であり、適切である。 ・医師確保等を図るための手当 「医師手当」は、国の「初任給調整手当」と同旨の地域における医師確保の手当であり、また、「医師手当の加算部分」及び「専門看護手当」は、特定の分野における専門的な知識を有する人材を確保するため、専門化・高度化した病院を運営するために特性を考慮した手当である。さらに、「附加職務手当」は、公的医療機関等の要請に応じて、地域における診療連携のための診療援助などを行った場合に支給する手当であり、適切である。 ・独立行政法人に求められる能力実績主義を踏まえた手当及び俸給の調整額の見直し 「年度末賞与」は、法人に求められる能力実績主義を踏まえ、経営努力のインセン

タイプとして医薬収支が特に良好な場合に、職員へ年度末賞与を支給するものであり、独立行政法人における給与制度の趣旨に則って独立行政法人へ移行する際に設けたものである。「業積手当の業積反映部分」は、国の「勤勉手当」を踏まえたものであるが、職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価して手当を支給することとした。また、「特殊業務手当」は、国時代から、職務の複雑制・困難性に基づき他の官職に比して著しく特殊な勤務に対して支給していた俸給の調整額を、賞与・退職手当の基礎としない特殊業務手当として見直したものである。

○ 医薬品、医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努めているか。

実績：○

1. 医薬品等の共同入札の実施

① ナショナルセンターによる共同入札

平成23年度に調達する医薬品、検査試薬及び医療材料については、契約事務の合理化、効率化及び契約単位を増やすことによるスケールメリットを活かした医薬品等の価格低減を図ることを目的として、6ナショナルセンター全体で平成18年度から医薬品、平成20年度から医療材料の共同入札を実施して抑制を図ってきた。また、平成22年度より検査試薬の共同入札も実施し材料費の節減を図った。【節減額：58,229千円】

【品目数及び割合】

・医薬品：	4,181品目	(総契約品目数 4,370品目)	95.7%
・検査試薬：	3,138品目	(総契約品目数 3,138品目)	100.0%
・医療材料：	896品目	(総契約品目数 4,445品目)	20.2%

② センター病院、国府台病院による共同入札

平成23年度に調達する在宅医療機器賃貸借、X線フィルムについては、平成23年3月にセンター病院と国府台病院との共同入札を実施し、平成23年4月から平成24年3月までの1年間の契約を締結し、賃貸借料及びフィルム費用の抑制を図った。また、精米の共同入札も実施した。

③ 医用画像情報システムの導入

平成22年度より国府台病院にフィルムレス化を推進するため医用画像情報システムを導入し、フィルム費用の節減を図っている。【節減額：11,547千円】

2. 入札方法変更による価格交渉

平成22年4月からの独立行政法人化により、入札方法が変更となった（落札→交渉権者と交渉）ことに伴い、価格交渉が可能になり、契約金額の抑制が図られた。【価格交渉による節減額 152件、231,414千円】

3. 材料費の抑制

医薬品等の共同入札による経費削減やSPDによる適正な在庫管理により、材料費率の抑制を図っている。しかし、今年度については前年と同率程度となっている。これは、センター病院においては、入院患者数が減となっているが、高額ながん治療薬や血液製剤の使用患者が増加したこと。また、国府台病院においては、一般病床の入院患者数及び外来患者数の増加に伴い、薬剤及び処置手術等の件数が増加したことが原因である。

【材料費率】（センター計）

平成23年度	31.1%
平成22年度	31.1%
平成21年度	32.4%

	<p>4. 適正な在庫管理</p> <p>①SPD(Supply Processing Distribution:物品管理の外注化)による在庫管理 平成22年度より、職員の業務省力化、診療材料の消費量管理の徹底による診療報酬の請求漏れ防止、使用品目の統一化による費用削減などを行うため、SPDを導入し適正な在庫管理の効率化を図っている。 また、平成22年8月より電子カルテ導入に伴い新物流管理システムを導入し、より適切な在庫管理を行っている。なお、在庫管理型SPDについても検討しているものの、スケールメリットをいかした共同入札がより効率的かつ節減となるため、導入を見送っている。</p> <p>②部署定数見直しによる在庫の縮減 平成23年12月、各部署の診療材料の定数を見直し、センター全体での在庫の縮減を図った。【節減額：5,044千円】</p> <p>5. 後発医薬品の利用促進 平成23年度においては、次年度よりDPCに移行することに伴い、後発医薬品の利用促進のために以下の取組を行った。まず、後発医薬品を選定するための選定基準を設けた。この基準に従って後発医薬品評価表を用いて先発医薬品と品質、有効性、安全性およびメーカーからの情報提供や供給体制等必要な項目について比較するとともに、リスクマネージメントの観点から、医薬品名称や外観等の類似性を考慮することとした。 評価内容は、①品質の確認、②適応症の比較、③医療安全面の重視とすることとし、薬剤委員会において切り替えを承認することとされた。さらに、医薬品購入金額の上位から後発医薬品切替候補を15品目選定し、薬剤委員会事務局(薬剤部)において、評価を行った。</p>	
<p>○ 一般管理費(退職手当を除く。)について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費(退職手当を除く。)については、委託費の見直し等の費用節減など、経費の縮減・見直しを図り、平成23年度において、平成21年度に比し150百万円(▲19.1%)減少させ、634百万円となり、中期計画に掲げた目標に向けて着実に進展している。 	
<p>○ 建築単価の見直し等を進め、コスト削減を図り、投資の効率化を図っているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度に発注した工事(教育研修棟新築工事(戸山)、新棟整備第2期その他工事、教育研修棟整備その他工事(国府台)等)については、市場単価を100%採用するとともに、入札に当たっては最低制限価格を設けないことにより、業者間の競争を促し、コストの削減を図った。 	
<p>○ 医業未収金の新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な督促業務を行うなど、中期計画に掲げる目標の達成に向けて取り組み、また、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努めているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務者の個別管理を徹底し、債務者毎の状況に応じた督促方法に見直しを行った。 ・督促担当者入院係、会計窓口係の連携を深め、滞納患者情報の共有化を図り、督促対象患者への高額療養費の貸付制度の案内の徹底を図った。 ・診療報酬請求事務については、外部ツールによるレセプト点検を実施した。 ・毎月1回レセプト担当者会議を開催し、各診療科の医長参加の下、査定減及び返戻内容の確認、防止策の検討を行った。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・未収金発生防止策および患者サービスの改善を図り、クレジットカード支払い可能なクレジット会社を2グループ（6種類）から1グループ（3種類）増加し、合計3グループ（9種類）とした。
<p>○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に医業未収金の残高確認を行うとともに、支払案内による督促を実施した。 ・今後、債権者毎に回収計画を策定し、回収に努めていく。
<p>○ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月、前月末時点における患者個人別の未収金リストを作成し、経理責任者へ報告する仕組みを継続した。 ・今後、貸倒懸念債権及び破産更生債権等いわゆる不良債権となり得る債権の特定を行い、その解消策及び防止策の検討を進める。
<p>○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回収状況等を踏まえ、定期的な支払案内の督促業務の徹底を図る。 ・今後、法的措置（支払督促制度、少額訴訟制度）とする債権の検討を行う。
<p>○ 文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図っているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能の充実 センター職員専用ホームページについては、メニュー構成の追加等リニューアルを行い機能の充実、利便性及び操作性の向上を図った。 ・業務の効率化 従来、紙ベースで職員へ配布していたセンター内報、規程、マニュアル等については電子化し、センター職員専用ホームページに掲載することで、業務の効率化を図った。 ・セキュリティの向上 センター職員専用ホームページ用サーバーには、外部からの不正進入を防御するためウイルスソフトを更新導入し、セキュリティの向上を図った。
<p>○ 電子カルテシステムの円滑な運用のための具体的な取組を行っているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新病棟移転に合わせて導入した電子カルテシステムについては、職員専用ホームページにおいて、随時「マニュアル」「Q&A」等の更新を行っている。
<p>○ 財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努めているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業会計原則に基づく会計処理を行うため、平成22年4月1日に財務会計システムを導入した。併せて、電子カルテシステム、物流システムと連携した経営分析システムを導入し、平成22年4月から月次決算を実施している。 ・月次決算により経営状況の把握、分析及び評価が可能となり、この結果を毎月、センター管理会議、運営会議及び理事会等各種会議に報告し、センター幹部を初めとする全職員の経営状況の把握に有効に活用するとともに、本月次決算を基礎資料として経営改善に着手している。

<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>法令遵守(コンプライアンス)等内部統制を適切に構築すること。</p> <p>特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施するとともに、随意契約の適正化を図ること。</p>	<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>法令遵守(コンプライアンス)等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。</p> <p>契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表する</p>	<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>法令遵守(コンプライアンス)等の内部統制のため、監査室による内部監査を実施するとともに、監事による業務監査及び会計監査、監査法人による外部監査を実施する。</p> <p>契約事務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性及び透明性が十分確保される方法により実施する。</p>	<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <ol style="list-style-type: none"> 内部統制体制の有効性に関する評価 独立性・客観性を持った内部監査、監事による業務監査及び会計監査、会計監査人による外部監査を実施することにより、内部統制体制の有効性について評価を行った。 監査室による内部監査の実施 戸山地区、国府台地区、清瀬地区の3事業場を対象とし、平成22年度の内部監査結果を踏まえ平成23年度の内部監査計画において重点監査項目を策定し、前回監査の指摘事項に対する改善状況、諸規程に対する準拠性、業務運営の適正性及び効率性について監査を実施した。 <ol style="list-style-type: none"> 重点監査項目 <ol style="list-style-type: none"> 外部資金による研究費の経理に関する事項 固定資産(物品)の管理に関する事項 保有個人情報の管理に関する事項 旅費の経理に関する事項 公的研究費の業者預け金及び取引業者の債権・債務残高調査に関する事項 法人文書の管理に関する事項 監事による業務監査・会計監査の実施 独立行政法人化2年度目である当法人は、理事長のリーダーシップのもとで適正かつ効率的な業務運営が使命とされており、積極的なマネジメント改革への取組みが進められているところである。平成23年度は中期計画に沿った法人の業務及び組織運営が実践されているかに留意し監査を行った。 業務監査については、理事会、運営会議、各種委員会等(契約審査委員会、施設整備委員会、医療機器整備委員会)の法人の運営に重要な会議への出席、重要書類の閲覧並びに業務運営状況の実態把握のため、関係部門担当役員からのヒアリングを実施した。 また、会計監査については、会計監査人からの監査報告を基に会計処理の適正性及び準拠性、財務諸表等に関する信頼性について監査を実施した。 <ol style="list-style-type: none"> 業務監査 <ol style="list-style-type: none"> 法人化後の組織が中期計画達成に向けて、有効かつ効率的に機能しているか。また、内部統制組織整備への取り組み状況は十分か。 法人役員の業務執行が、「中期計画」のもとで策定された「年度計画」に沿って的確に実施されているか。 法人の業務運営上のリスク管理、コンプライアンス体制は十分か。特に個人情報保護に関する管理体制は適切か。 会計監査 <ol style="list-style-type: none"> 財務会計システムの運用が適切になされ、月次決算や各種計数管理がそれぞれの部門に周知され有効に活用されているか。 財務諸表等の作成責任の自覚と年度決算確定手続きについての運用状況は適切か。 会計監査人との連携を密にし、内部統制上の指摘事項に関する法人の取組状況は適切か。 年度財務諸表等の会計監査に関しては、会計監査人の監査結果に依拠できるかどうか。会計監査人からヒアリングを実施するとともに、必要に応じて自らも主要項目について会計処理の内容及び決算書等の開示内容のレビューを行った。 会計監査人による外部監査の実施 戸山地区、国府台地区、清瀬地区の病院、研究所、大学校、事務部門について、会計処理の適正性及準拠性並びに財務報告等の信頼性を確保すべく以下の監査を実施した。 <ol style="list-style-type: none"> リスク評価手続き <ol style="list-style-type: none"> 医療業界の状況、事業内容、運営方針、中期目標、中期計画、年度計画、内部統制の整備・運用状況等に関連するリスクを理解するため、理事長と関連部門責任者とディスカッションを実施した。 主要業務取引のプロセスにおける内部統制が運用に供されているかを取引開始から財務諸表作成まで会計帳票や証憑
---	---	--	---

の確認によるウォークスルーを実施した。

(2) リスク対応手続き

- ①主要業務取引のプロセスにおける内部統制について、運用状況の有効性に関する監査証拠を入手するため統制テストを実施した。
- ②財務諸表の重要な虚偽表示を看過しないよう、実証手続きを実施した。

(3) 財務諸表等の監査

- ①財務諸表等が法人の財務情報等を適切に表示しているか。通則法を始めとする関連法規に準拠して作成されているか監査を実施した。

(4) その他当期に重視した監査

- ①センター病院及び国府台病院で更新された医事会計システムが適切に運用されているか検証を行った。
 - ・アクセス権限管理、領収書管理機能、履歴管理機能、医事会計システムの稼働額データと財務会計システムの収益計上額の整合性等
- ②財務諸表作成過程における業務フローを確認し、内部統制が有効に整備・運用されているか評価した。
- ③貸倒引当金、賞与引当金、退職給付引当金等について、見積額の合理性を検討した。
- ④固定資産計上金額の妥当性及び減価償却金額の適正性について検討した。

5. 契約事務の競争性、公正性及び透明性の確保

(1) 契約審査委員会の開催

毎月1回、外部有識者を含む委員で構成する契約審査委員会を開催している。当委員会には監事も陪席し審議に参加している。

(2) 契約情報の公表

国立国際医療研究センター契約事務取扱細則に基づき、一般競争並びに随意契約の契約情報について、以下の公表基準によりホームページに公表している。

公表基準：予定価格100（貸借借契約は80）万円を超える契約

(3) 契約監視委員会における点検・見直し

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会を平成23年11月9日に開催し、以下のとおり点検・見直しを実施した。

①審議対象案件（平成23年1月から9月までに締結した契約）

- ・競争性のない随意契約42件
- ・一者応札・一者応募となった契約37件

②点検・見直し結果

- ・競争性のない随意契約42件のうち、引き続き随意契約によらざるを得ないものは34件、次回契約までに再審議を要するものは8件であった。この8件については、平成24年4月11日開催の契約監視委員会にて審議を行い、引き続き随意契約でやむを得ないものとなった。
- ・一者応札・一者応募の契約37件については、医療機器等の保守業務で機器メーカー系列の業者で1者応札となったものが17件、また、医療や研究において特殊性があり、仕様内容に対応可能な専門業者が限られた機器の調達に19件であった。また、応札しなかった業者に対するアンケート調査も実施しているが、回答率が低いので回収率向上について検討することとされた。

(4) 1者応札、1者応募にかかる改善方策

平成22年度中に入札を実施した平成23年度契約分のうち、1者応札による契約については、契約者以外の応募者に対して、改善すべき点等についてアンケートを実施した。

23年度においては、当該アンケート結果を考慮して入札時期や仕様書の見直しを行い改善を図った。

また、1者応札、1者応募の契約があった場合は引き続きアンケートを実施している。

評価の視点等	自己評定	A	評定	A
<p>■評価項目14■ 法令遵守等内部統制の適切な構築</p>	<p>(総合的な評定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な法令遵守等に取り組むため、内部統制としてコンプライアンス室及び監査室設置、監事による業務監査、外部監査人による会計監査の監査体制相互の連携による効率的・効果的な内部統制体制の構築に取り組んだ。 コンプライアンスの推進として、法令違反行為にかかる内部通報、職場環境に関する苦情相談等に適切に対応するため、職員等相談窓口センターを設置した。 契約事務手続きに係る執行体制や審査体制については、契約方法等の適切性等について、監事・外部有識者及び直接契約に関与しない職員で構成する契約審査委員会を設置し、審査・評価を行い、加えて、平成22年12月9日、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会を設置し、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募については、より厳格な審査を行い審査・評価体制についての大幅な強化を図った。 		<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>内部監査では、各事業場を対象とし、平成22年度の内部監査結果を踏まえ、平成23年度の内部監査計画において重点監査項目を策定し、前回監査の指摘事項に対する改善状況、諸規程に対する準拠性、業務運営の適正性及び効率性についての監査を実施したことは評価する。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ハラスメント防止などコンプライアンスの体制整備が進んでいる。 戸山地区、国府台地区、清瀬地区の3事業を対象として、業務運営の適正化および効率性についての監査がしっかり行われているように思われる。 契約業務に関して、契約監視委員会がしっかりと業務を果たしているように思われる。 ほぼ計画通りに前年度と同様の実績をあげており、評価できる。 監事による重要会議への出席、関係部門担当役員からヒヤリング、契約審査委員会設置など実施し評価する。 コンプライアンス推進のための職員等相談窓口センターの設置や契約審査委員会の活動など評価できる。 <p>(その他の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 随意契約の一般競争入札への変更について更なる厳正化と推進が期待される。 	
<p>[評価の視点]</p> <p>○ 内部統制（業務の有効性、効率性、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性）に係る取組についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立性・客観性を持った内部監査、監事による業務監査及び会計監査、外部監査人による会計監査を実施することにより、内部統制体制の有効性について評価した。 内部監査については、平成22年度の内部監査結果及び会計監査人の実施する会計監査の実施計画を踏まえ、内部監査計画において平成23年度の重点監査項目を策定し、前回監査の指摘事項に対する改善状況、諸規程に対する準拠性、業務運営の適正性及び効率性について監査を実施した。（評価シート70頁参照） 監事による業務監査については、理事会、運営会議、各種委員会等（契約審査委員会、施設整備委員会、医療機器整備委員会）の法人の運営に重要な会議への出席、重要書類の閲覧並びに業務運営状況の実態把握のため、関係部門担当役員からのヒヤリングを実施した。 また、会計監査については、外部監査人からの監査報告を基に会計処理の適正性及び準拠性、財務諸表等に関する信頼性について監査を実施した。（評価シート72頁参照） 外部監査人による会計監査については、戸山地区、国府台地区、清瀬地区事業所の病院、研究所、大学校、事務部門について、会計処理の適正性及び準拠性並びに財務報告等の信頼性を確保すべく監査を実施した。（評価シート72・73頁参照） 			
<p>○ 関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。（厚労省評価委評価の視点）</p>	<p>実績：-</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連公益法人は該当がない。 			

<p>○ 関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。(独立行政法人会計基準上の関連公益法人に限らず、すでに批判をされていたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等について、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自ら行わず他社に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等) (厚労省評価委評価の視点)</p>	<p>実績：－ ・関連公益法人は該当がない。なお、平成23年度における一者応札・一者応募となった契約については、競争性の観点から契約監視委員会による点検・見直しを行った。</p>	
<p>○ 契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表しているか。</p>	<p>実績：○ ・国立国際医療研究センター契約事務取扱細則に基づき、適正な契約業務を遂行している。また、一般競争並びに随意契約の契約情報について以下の公表基準により公表を行っている。 公表基準：予定価格100（貸借契約は80）万円を超える契約</p>	
<p>○ 契約方法等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価がされているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>実績：○ ・契約方法等の運用の適切性等については、監事・外部有識者及び直接契約に関与しない職員で構成する契約審査委員会を設置し、審査・評価を行ってきたが、さらに平成22年12月9日、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会を設置し競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募については、より厳格な審査を行い審査・評価体制についての大幅な強化を図っている。</p>	
<p>○ 契約事務手続きに係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>実績：○ ・監事・外部有識者及び直接契約に関与しない職員で構成する契約審査委員会を設置し、契約の適切性等について審査を行ってきたが、さらに平成22年12月9日、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会を設置し、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募については、より厳格な審査を行い、契約事務手続きの審査体制についての大幅な強化を図っている。</p>	
<p>○ 個々の契約について、競争性・透明性の確保から、必要な検証・評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>実績：○ ・平成23年11月9日に監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会を開催し平成23年1月から9月までの契約締結した案件を対象として、前回競争性のない随意契約42件、前回一者応札・一者応募となった契約37件について点検を実施している。</p>	
<p>○ 「随意契約等見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>実績：○ ・随意契約のフォローアップとしてホームページに公表している。 ・随意契約及び一般競争の結果については、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会を開催し、競争性や透明性の確保から適切性等について審査している。</p>	

<p>○ 契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。(厚労省評価委評価の視点)</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回、監事・外部有識者及び直接契約に関与しない職員で構成する契約審査委員会を開催し、契約の適切性等について審査を行っている。 	
<p>○ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを含む。)(厚労省評価委評価の視点)</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年11月9日に監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会を開催し平成23年1月から9月までの契約締結の案件を対象として、前回の調達において競争性のない随意契約42件、前回一者応札・一者応募となった契約37件について点検を実施した。 <p>【点検結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き随意契約によらざるを得ないもの34件、次回契約までに再審議を要するもの8件であった。この8件については、平成24年4月11日の契約監視委員会にて審議を行い、引き続き随意契約でやむを得ないものとなった。 ・一者応札・一者応募の契約37件については、応札しなかった業者のアンケート調査回答率が低いので、アンケート回収率向上について検討することとされた。 	

第4 財務内容の改善に関する事項

「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。

1. 自己収入の増加に関する事項

感染症その他の疾患及び国際保健医療協力に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。

2. 資産及び負債の管理に関する事項

センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。

第3 予算、収支計画及び資金計画

「第2 業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。

1. 自己収入の増加に関する事項

民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。

2. 資産及び負債の管理に関する事項

センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

「第2 業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。

1. 自己収入の増加に関する事項

民間企業等からの外部資金（寄附や受託研究等）の獲得を推進する。

2. 資産及び負債の管理に関する事項

センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債（長期借入金の残高）については、運営上適切なものとなるよう大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1. 自己収入の増加に関する事項

寄付金については、当センターと友好関係にあるラオス国（ラオスパズツール研究所）との間で重要寄生虫疾患（マラリア及びメコン住血級虫症など）の研究に対する企業からの資金提供などで平成23年度においては、80,384千円となった。
また、受託研究についても、独立行政法人化後「受託研究取扱規程」を全面的に見直し、契約金の前払制から出来高払制にするなど依頼者（企業）側が委託しやすい環境に配慮した制度を構築し、総額で412,078千円となった。
また、国等の競争的研究費についても積極的に申請を行い、総額で948,238千円となった。

【受託研究受入額】

	平成22年度		平成23年度	
	388,919千円(38件)	→	412,078千円(47件)	対前年度 +23,159千円(+9件)

【国等の競争的研究費受入額】

	平成22年度		平成23年度	
文部科学研究費	276,818千円(78件)	→	175,783千円(99件)	対前年度 -101,035千円(+21件)
厚生労働科学研究費	521,790千円(70件)	→	478,174千円(74件)	対前年度 -43,616千円(+4件)
医薬基盤研究所受託研究費	146,970千円(5件)	→	143,870千円(5件)	対前年度 -3,100千円(±0件)
科学技術振興機構受託研究費	157,065千円(7件)	→	150,411千円(9件)	対前年度 -6,654千円(+2件)
合計	1,102,643千円(160件)	→	948,238千円(187件)	対前年度 -154,405千円(+27件)

【寄附金受入額】

	平成22年度		平成23年度	
個人より	551千円(5件)	→	3,480千円(9件)	対前年度 +2,929千円(+4件)
企業より	39,711千円(62件)	→	76,904千円(72件)	対前年度 +37,193千円(+20件)
合計	40,262千円(67件)	→	80,384千円(81件)	対前年度 +40,122千円(+24件)

2. 資産及び負債の管理に関する事項

平成23年度については、センター病院において、センター機能の更なる発展のため、新棟整備第2期その他工事（外来棟新築等整備工事）を4ヶ年計画で行うこととし、7億円の借り入れを行った。
また、固定負債（長期借入金の残高）については、約定どおり償還を行った。

【長期借入金残高】

期首	18,243百万円
期末	18,328百万円(対前年度100.5%)

	<p>(1) 予 算 別紙2 (2) 収支計画 別紙3 (3) 資金計画 別紙4</p> <p>第4 短期借入金の限度額 1. 限度額 3,400百万円 2. 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 (2) 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応</p> <p>第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画 なし</p> <p>第6 剰余金の使途 決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。</p>	<p>(1) 予 算 別紙2 (2) 収支計画 別紙3 (3) 資金計画 別紙4</p> <p>第4 短期借入金の限度額 1. 限度額 3,400百万円 2. 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 (2) 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応</p> <p>第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画 なし</p> <p>第6 剰余金の使途 決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 平成23年度における短期借入金はない。</p> <p>第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画 平成23年度における重要な財産の譲渡、又は担保に供する計画はなく、その実績もない。</p> <p>第6 剰余金の使途 平成23年度決算における利益剰余金は計上していない。</p>
--	--	--	---

評価の視点等	自己評定	A		評定	B	
<p>■評価項目15■</p> <p>予算、収支計画及び資金計画</p> <p>自己収入の増加に関する事項</p> <p>資産及び負債の管理に関する事項</p> <p>その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>施設・設備整備に関する計画</p> <p>短期借入金の限度額</p> <p>重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画</p> <p>剰余金の使途</p>	<p>(総合的な評定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 寄附金、受託研究等外部資金の獲得を可能とするため、寄附受入規程や受託研究取扱規程を整備するなどにより、外部資金の受入体制を構築し、確実に獲得を行った。 投資については、関連する委員会等で償還確実性及び必要性等の検証を行い、計画的に実施することとし、平成22年度は、自己資金を活用することで、外部からの新規借入を行わず整備を行った。 固定負債については、確実に返済を行い、残高を減少させた。 			<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>寄付金については、国立国際医療研究センターと友好関係にあるラオス国(ラオスパスツール研究所)との間で重要寄生虫疾患(マラリア及びメコン住血吸虫症など)の研究に対する企業からの資金提供などで、受入件数81件、受入金額80,384千円と前年度に比べ大幅に増加(+24件、+40,122千円)した。</p>	<p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金の大幅な削減の中で一定の努力は認められるが収支計画の、よりきめ細かい対応が求められる。 運営交付金の大幅な削減により、センターの運営は厳しくなっており、受託研究の受け入れや寄付金の受け入れに頑張っているが、当初の予算・収支計画通りにはいっておらず、今後の収支計画や資金計画を再検討する必要がある。 ほぼ計画通りの実績をあげている。今後は、19億円の当期純損失、27億円の繰越赤字などに対し、様々な角度からセンターをあげての対応が必要である。 自己収入に関しては受託研究、寄付金増も、国等の競争的研究費含めた額は前年減、他も計画通りである。 受託研究費、競争的研究費、寄付金の獲得については更なる努力が求められる。 	<p>(その他の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 繰越損失の解消に向けての対策が求められる。 今回の赤字はやむを得ないと思われるが、緊急に対策が必要である。
<p>【評価の視点】</p> <p>○ 民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行っているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人化後、寄附受入規程を制定し、寄附金の外部資金の獲得を可能とする体制を構築した。また、受託研究についても、受託研究取扱規程を見直し、契約金の前払制から出来高払制にするなど依頼者(企業)側が委託しやすい環境に配慮した制度を構築している。 	<p>受託研究受け入額 412,078千円(47件) 前年度に対し6.0%増</p> <p>寄付金受け入額 80,384千円(81件) 前年度に対し99.7%増</p>				
<p>○ センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債(長期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上必要なものとなるよう努めているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度は、自己資金を活用することにより、外部からの新たな借入を行わず必要な整備を図った。 固定負債については、確実に返済を行い、残高を減少させた。 					
<p>○ 大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型医療機器の投資に当たっては、医療機器整備委員会において個別の機器毎に償還確実性の検証を行い機器の選定を行っている。 					
<p>○ 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。(iiについては、事前に明らかにされているか。)</p> <p>i 資金運用の実績</p> <p>ii 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準(以下「運用方針等」という。)(政・独委評価の視点)</p>	<p>実績：-</p> <ul style="list-style-type: none"> 時価又は為替相場の変動等の影響を受ける資金及び運用はない。 					

<p>○ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規程内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>実績：－ ・時価又は為替相場の変動等の影響を受ける資金及び運用はない。</p>	
<p>○ 短期借入金について、借入理由や借入額等の状況は適切なもの認められるか。</p>	<p>実績：－ ・平成23年度における短期借入金はない。</p>	
<p>○ 固定資産等の活用状況等について評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>実績：－ ・平成23年度における重要な財産の譲渡、処分、又は担保に供する計画はなかった</p>	
<p>○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の正確に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>実績：－ ・利益剰余金の計上はない。</p>	
<p>○ 中期計画に掲げる施設・設備整備について、計画的に進展しているか。</p>	<p>実績：○ ・戸山地区 平成23年度においては、平成22年度に引き続き、旧中央棟の解体を行った。(平成24年4月完了)解体に引き続き、解体跡地への新棟の外來部門の新築や既存外來棟の改修、放射線治療棟改修などを行うため、「新棟整備第2期その他工事」を平成24年1月に発注した。 教育研修棟新築整備工事について、平成23年9月に発注した。なお、教育研修棟新築工事の建設位置にある保育所等の仮設移転・解体工事については、平成22年度に引き続き行い、平成24年1月に完了した。 ・国府台地区 平成23年度においては、肝炎・免疫研究センター及び病棟を平成22年度に引き続き施工し、平成24年3月に完成した。引き続き、平成24年度に外來管理棟の準備工事に着手する予定。</p>	

第5 その他業務運営に関する重要事項

1. 施設・設備整備に関する事項

施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。

2. 人事の最適化に関する事項

センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。

また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設・設備整備に関する計画

中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。

2. 人事システムの最適化

職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。

非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。

女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設・設備整備に関する事項

・感染症その他の疾患及び主要な診療科を網羅した総合的な医療提供を目指し、チーム医療を前提とした質の高い全人的な高度専門・総合医療と臨床研究開発の実現に向け、長期的なグランドデザインのもとに医療の高度化、経営改善、患者サービス向上を目指した整備の実施に努める。

2. 人事システムの最適化

・職員の業績評価制度については、評価結果を踏まえた職員の給与等への反映を実施し、適切な運用を継続する。

・国をはじめ民間等との人事交流を行い、組織の活性化を図る。

・女性の働きやすい職場を目指し、職員への意見募集を行うなど改善に努める。

・医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職場環境の整備に努める。

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設・設備整備に関する事項

・戸山地区

平成23年度においては、平成22年度に引き続き、旧中央棟の解体を行った。（平成24年4月完了）解体に引き続き、解体跡地への新棟の外來部門の新築や既存外來棟の改修、放射線治療棟改修などを行うため「新棟整備第2期その他工事」を平成24年1月に発注した。教育研修棟新築整備工事について、平成23年9月に発注した。なお、教育研修棟新築工事の建設位置にある保育所等の仮設移転・解体工事については、平成22年度に引き続き行い、平成24年1月に完了した。

・国府台地区

平成23年度においては、肝炎・免疫研究センター及び病棟を平成22年度に引き続き施工し、平成24年3月に完成した。引き続き、平成24年度に外來管理棟の準備工事に着手する予定。教育研修棟整備その他工事について、平成23年11月に発注した。

・清瀬地区（国立看護大学校）

平成23年度においては、非常用発電装置設置工事を平成23年12月に発注した。

2. 人事システムの最適化

1. 業績評価制度の導入

職員が業務で発揮した能力、適正、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を平成22年度から導入した。

(1) 年俸制職員（副院長、副所長、部長、医長、室長等）

年俸制を適用している副院長等については、評価対象となる職員が作成した個人評価基礎資料に基づき、最終評価者が個別にインタビューを実施しあらかじめ評価における到達目標を被評価者とともに確認した上で評価を実施した。

(2) 役職職員及び一般職員

平成22年度に引き続き業績評価を実施し、平成23年6月期及び12月期の業績手当に反映させた。併せて業績評価により平成24年1月の昇給についても反映した。

2. 人事交流の実施

優秀な人材を持続的に確保し、組織の活性化を図る観点から、国、国立病院機構等と人事交流を行った。

国との人事交流	転出者	厚生労働省	10名	転入者	厚生労働省	10名
		防衛省	1名			
		法務省	1名			
国立病院機構等との人事交流	転出者	国立病院機構	36名	転入者	国立病院機構	29名
		他NC	8名		他NC	9名

3. 職場環境の整備

(1) 女性が働きやすい環境の整備

女性が働きやすい職場を目指し以下の取組を行っている。

- ・育児短時間勤務の導入
- ・育児休業の周知徹底
- ・センター敷地内における保育所の運営
- ・看護職員の二交替制の導入（センター病院14看護単位、国府台病院3看護単位導入）
- ・女性医師及び看護師にとって働きやすい職場にするための取組の一つとして希望による診察衣・看護衣を購入し配布

	<p>3. 人事に関する方針 (1) 方針</p> <p>良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p>	<p>3. 人事に関する方針 (1) 方針</p> <p>・ 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。特に、二交替制勤務の導入など医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、福利厚生面を充実し離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>・ 幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p>	<p>した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「パースディ休暇」の導入（看護部における誕生日前後に年次休暇を計画的に取得できることとする取組） ・ 健康診断において乳がん検診を実施。 <p>(2) 医師とその他医療従事者との役割分担の見直し</p> <p>医師が本来の役割に集中できる体制とするため、看護師や検査技師による採血の実施、薬剤師による処方患者への説明、調剤締め切り時間の緩和、医師事務作業補助者の配置を行いそれぞれの役割分担を見直した。</p> <p>医師事務作業補助者については、新規採用の際には、医師事務担当医長より業務等研修を実施し、更に2週間程度の各診療科におけるオン・ザ・ワークにて研修を実施、研修後は、各診療科の要望により適性を考慮し、配置している。</p> <p>【採用実績】 医師事務作業補助者 平成23年度13名配置</p> <p>3. 人事に関する方針 (1) 方針</p> <p>1. 看護師等職員確保対策の推進</p> <p>平成22年4月より薬剤師、放射線技師、検査技師、救急科医師、平成22年9月より救急救命士の勤務について二交替制勤務を導入し、平成23年1月には看護師の二交替制勤務を一般病棟に拡大するなど勤務の多様性を取り入れ、職員にとつてのワークライフバランスの充実により、職員の確保対策及び復職支援を図った。</p> <p>看護師確保については、センター内に看護師確保プロジェクトチームを設置しセンター全体での看護師確保のための体制を整備したほか、院内見学説明会等を実施するとともに、業者主催の説明会等に参加し募集活動を行った。また、ホームページについてもリニューアルし、広報活動を行った。</p> <p>【センター病院】 ・院内見学説明会5回、院内説明会1回、業者主催説明会6回、大学等主催説明会5回 学校訪問24回、NHO主催説明会5回</p> <p>【国府台病院】 ・学校訪問8回、業者主催説明会7回、大学等主催説明会7回、NHO主催研修会5回</p> <p>新人看護職員育成については、教育計画を作成し、新人ローテーション研修を行い新人看護師の離職に努めた。また、職場不適応傾向の見られた職員については、他病棟等への配置換えを行い離職防止に努めた。</p> <p>臨床研修医及びレジデントの確保については、募集案内をリニューアルするとともに業者主催の説明会に参加、院内見学説明会を開催し募集活動を行った。</p> <p>【開催実績】 院内見学説明会2回</p> <p>2. 処遇改善（諸手当の改善）</p> <p>医師、看護師等の医療従事者においては、勤務実態に応じた諸手当を引き続き支給した。</p> <p>【勤務実態に応じた手当】</p> <p>夜間看護等手当、救急医療体制等確保手当、救急呼出待機手当、専門看護手当、附加職務手当 医師手当の加算部分（専門医等の資格に係る手当）、ヘリコプター搭乗救急医療手当、</p> <p>3. 公募による人材確保</p> <p>幹部職員など専門的な技術を有する者については、全て公募を行っている。また、より柔軟な有期雇用契約が可能となったことから、特に任期付研究職員について優秀な人材の確保に努めた。</p> <p>【公募による採用実績】 29名（うち任期付研究員の採用 8名）</p>
--	---	---	---

<p>3. その他の事項</p> <p>中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるように努めること。</p> <p>また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。</p> <p>ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の見解を聞くよう、努めること。</p>	<p>(2) 指標</p> <p>センターの平成22年度期首における職員数を1,527人とするもの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。</p> <p>特に、技能職については、外部委託の推進に努める。</p> <p>(参考) 中期目標の期間中の人件費総額見込み57,179百万円</p> <p>4. その他の事項</p> <p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努める。</p> <p>また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うように努める。</p> <p>ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の見解をセンター内メール・システム等にて聴取を行うよう努める。</p>	<p>(2) 指標</p> <p>適正な人員配置等により人件費率の抑制に努めるとともに、技能職については、外部委託の推進を図る。</p> <p>センターのミッションを職員一人一人に周知するとともに、月次決算等により進捗状況を確認し問題把握等を行い、定期的に職員の見解を参考に、具体的な行動に移すことができるよう努める。</p> <p>アクションプランやセンターの成果について、ホームページ等で情報提供するとともに、積極的な広報活動について実施方法の検討を行う。</p>	<p>2) 指標</p> <p>1. 救急医療及び高度専門医療等への対応 安全で良質な医療の提供を行うため、医師、看護師等医療従事者数については、医療ニーズに適切に対応するために、救急医療や高度専門医療等への対応、医療の質と安全の向上を図るため職員の増員を行った。 【採用実績】 医師13名、コメディカル16名、看護師25名</p> <p>2. 技能職の離職後の不補充並びに非常勤化及び外部委託の推進 技能職については、業務の簡素化・迅速化を図り、常勤職員の離職後の後補充は行わず、外部委託又は短時間の非常勤職員での補充とした。 また、国府台病院においては、検査部門において一部ブランテラボ（検体検査）を導入し効率化を図っている。</p> <p>【技能職退職者数】 2名 交換手1名退職後、外部委託により不補充 ボイラー技師長1名退職後、外部委託により不補充</p> <p>4. その他の事項</p> <p>1. 職員への情報伝達 センターのミッションについては、中期計画及び年度計画を院内ホームページに掲載するとともに、センター管理会議、管理診療会議（国府台）、教授会（看護大学校）を通じ（各職場部下職員への周知）計画の概要を説明し、また毎月月次決算の状況や年度計画進捗状況の報告を行い、職員への周知を図っている。 また、月次決算や患者数の状況については、院内ホームページへ掲載し情報伝達を行っている。 ※センター管理会議への参加対象者 研究部門 ・室長以上 診療部門 ・医師：医長以上 ・看護師：師長以上 ・コメディカル：副長以上 事務部門 ・専門職以上</p> <p>2. NCGM提案箱の設置による業務改善の推進 職員1人1人がセンター運営に関わるという意識改革を進めながら、センター運営を充実発展させることを目的とし、センターで働く職員（派遣・委託職員等を含む。）からセンター運営やミッション達成に有意義な意見を幅広く聴取するため、平成22年度より引き続き各事業所に「提案箱」を設置している。また、提案箱の設置に当たっては、全職員宛一斉メールにより周知を図った。</p> <p>【設置場所】 戸山地区：企画経営部企画経営課内 国府台地区：事務部管理課内 清瀬地区：事務部総務課内</p> <p>なお、提出された提案については提案内容を集約し、企画戦略室会議に報告するとともに実施の可否や対応策を検討し、センター運営への反映につなげた。</p>
---	--	--	--

3. 企画戦略室会議の開催

センターのミッション達成に向けて、日常業務に係る種々の課題への対応や適正な業務執行の管理等を適切に取り組むことが必要であり、それらの企画立案と方針案決定及び進捗管理等を効率的・効果的に行うため、企画戦略室会議を月2回のペースで行った。

会議においては、種々の課題等に対して基本的考え方・方針を明確にすることにより、自律的・自発的に取り組むことを基本とし、理事会審議事項に係る検討、総長等からの指示事項の検討、NCGM提案箱など個別具体的な対応策の検討を行った。

4. 広報活動の推進

センターの使命や役割、業務等について、広く国民の理解が得られるようセンターホームページにて中期目標、中期計画、年度計画等の情報公開や、調達情報、募集案内等のインフォメーションおよび当センターのトピックスの随時更新を行う等、積極的な広報・情報発信を行った。

また、東日本大震災においては、当センターは医療面において長期的組織的に災害支援を表明し、その支援活動の状況等を積極的にホームページ、センター内掲示板に掲載し、情報発信、情報提供を行った。

更に、センターにおける研究等についても、積極的にプレスリリースを行い情報提供に努めた。

【プレスリリース件数】

平成22年度 1件 → 平成23年度 10件

5. 重点アクションの策定・周知

センターのミッションの実現に向けて、アクションプランとしての中期計画・年度計画による具体的な取り組みに加えて「Toward the Evolution ～進化を目指して～」とする重要項目による重点アクションを平成23年12月に策定し平成24年1月年頭に全職員に周知した。

説明資料16-1 NCGM提案箱の設置について

説明資料16-2 平成23年度「プレスリリース」一覧

説明資料16-3 重点アクション「Toward the Evolution ～進化を目指して～」の策定・周知

評価の視点等	自己評定	A	評定	A
<p>■評価項目16■ 人事システムの最適化 人事に関する方針 その他の事項</p>	<p>(総合的な評定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員が業務で発揮した能力、適正、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を平成22年度から導入した。また、管理、監督の地位にある室長、医長等以上の職員については、業績の反映をより徹底させ年俸制を実施した。 薬剤師・放射線技師・検査技師・救急科医師・救急救命士については、二交替制勤務を導入し、平成23年1月には看護師の二交替制勤務を一般病棟に拡大導入するなど勤務の多様性を取り入れ、職員にとって選択肢を広げることにより勤務と私生活のワークライフバランスの充実を図った。 技能職については、業務の簡素化・迅速化を図り、常勤職員の離職後の後補充は行わず、外部委託又は短時間の非常勤職員での補充とし、国府台病院においては、検査部門における一部ランチラボを導入し効率化を図っている。 			<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>医師とその他医療従事者との役割分担の見直しとして、医師が本来の役割に集中できる体制とするため、看護師や検査技師による採血の実施、薬剤師による処方患者への説明、調剤締め切り時間の緩和、医師事務作業補助者の配置を行いそれぞれの役割分担を見直した。</p> <p>以上の実績と取り組みについて評価する。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地域で施設・設備の整備が行われており、戸山地区の外來部門の新築、国府台地区における肝炎・免疫研究センターおよび病棟の建設は計画通りかと思われる。 職員に対する業績評価制度、幹部の年俸制、看護師の2交替制導入について評価する。 ほぼ年度計画通りに業務が遂行されており、評価できる。 看護師の確保対策を推進していくことは重要である。 施設整備に推進、業績評価の導入、専門技師の2交替制導入、女性労働環境整備、看護師の2交替制導入の一般病棟への拡大など具体的施策を実施し評価する。 特に人事システムの最適化に関し、適切に整備が進んだと評価できる。女性が働きやすい環境の整備も評価できる。医師事務作業補助者の増員も評価できる。 人事面では業績評価制度が順調にいており、職員の給与への反映もよいことである。 人事交流を国立病院機構と行ったことは評価できる。
<p>【評価の視点】</p> <p>○ 中期計画に掲げる施設・設備整備について、計画的に進展しているか。【再掲：評価項目15】</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸山地区 平成23年度においては、平成22年度に引き続き、旧中央棟の解体を行った。(平成24年4月完了) 解体に引き続き、解体跡地への新棟の外來部門の新築や既存外來棟の改修、放射線治療棟改修などを行うため、「新棟整備第2期その他工事」を平成24年1月に発注した。 教育研修棟新築整備工事について、平成23年9月に発注した。なお、教育研修棟新築工事の建設位置にある保育所等の仮設移転・解体工事については、平成22年度に引き続き行い、平成24年1月に完了した。 国府台地区 平成23年度においては、肝炎・免疫研究センター及び病棟を平成22年度に引き続き施工し、平成24年3月に完成した。引き続き、平成24年度に外來管理棟の準備工事に着手する予定。 			
<p>○ 職員が業務で発揮した能力、適正、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入するとともに、適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員が業務で発揮した能力、適正、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を平成22年度から実施した。 <p>(1) 年俸制職員 年俸制を適用している副院長等については、評価対象となる職員が作成した個人評価基礎資料に基づき、最終評価者が個別にインタビューを実施し目標を定め実行した。(評価シート81頁参照)</p> <p>(2) 役職職員及び一般職員 役職職員及び一般職員においては、平成23年6月期及び12月期の業績手当に反映させ、併せて業績評価により平成24年1月の昇給についても反映させた。(評価シート81頁参照)</p>			

<p>○ 人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築しているか。</p>	<p>実績：○ ・優秀な人材を持続的に確保し、組織の活性化を図る観点から、国立病院機構等と人事交流を行った。（評価シート81頁参照）</p>	
<p>○ 女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努めているか。</p>	<p>実績：○ ・平成22年4月に就業規則を設置し育児短時間勤務を導入、また、育児休業などを整備・周知し、女性が働くうえでの支援を図った。（評価シート81・82頁参照） ・看護師や検査技師による採血の実施、薬剤師による処方患者への説明・調剤締め切り時間の緩和、診断書等の事務業務は医師事務作業補助者を配置し、医師が本来の役割に集中出来る体制とするべく役割分担を見直した。（評価シート80頁参照）</p>	
<p>○ 医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応し、経営に十分配慮しているか。</p>	<p>実績：○ ・平成22年4月より薬剤部・放射線技師・検査技師及び救急科医師について、また平成22年9月に救急救命士の配置をおこない、二交替制勤務を導入し、平成23年1月には看護師の二交替制勤務を一般病棟に拡大導入するなど勤務の多様性を取り入れ、職員にとって選択肢を広げるにより勤務と私生活のワークバランスの充実により、確保対策及び復職支援を図った。（評価シート82頁参照） 【看護師二交替制の導入】 センター病院 H22'→6看護単位 H23'→14看護単位 国府台病院 H22'→2看護単位 H23'→3看護単位</p>	
<p>○ 幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努めているか。</p>	<p>実績：○ ・幹部職員など専門的な技術を有する者については、全て公募で行った。特に、平成22年度より任期付研究職員の俸給表を取り入れ、優秀な人材の確保に努めた。 公募による採用実績29名（評価シート82頁参照）</p>	
<p>○ 医療ニーズに適切に対応するために、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努めているか。</p>	<p>実績：○ ・安全で良質な医療の提供を行うため、医療従事者については、救急医療や高度専門医療等への対応、医療の質と安全の向上を図るため増員を図った。（評価シート83頁参照）</p>	

<p>○ 技能職については、外部委託の推進に努めているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能職については、業務の簡素化・迅速化を図り、常勤職員の離職後の後補充は行わず、外部委託化又は短時間の非常勤職員での補充とした。また、国府台病院においては、検査部門におけるブランセラボを導入している。その結果、検査の迅速性が図られた。 	
<p>○ センターのミッションを理解し、ミッションを表現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努めているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターのミッション達成に向けて、企画戦略室会議を平成22年10月より2回のペースで開催し、種々の課題等に対して、企画立案から進捗管理も含め個別具体的な対応策の検討を行った。（評価シート84頁参照） <p>また、平成26年度までの中期計画達成に向けて、「Toward the Evolution ～進化を目指して～」と題し、「①新たな体制整備、②基盤整備、③更なる努力」の3つの視点から、中期計画等の具体化に重要な項目を「重点アクション」として示し、全ての職員が主体的に業務に取り組み、当センターが更なる進化を遂げ、より発展させるよう全職員に向け意識の高揚を図っている。</p>	
<p>○ アクションプランやセンターの成果について、国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うよう努めているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標、中期計画については、センター職員専用ホームページに掲載したほか、管理会議（1回開催/毎月）等を通じて説明し、周知を図った。 ・職員には、定期的に月次決算、年度計画の進捗状況を管理会議（1回開催/毎月）等において説明し、計画差、前月差、稼働件数等のデータを示すことで、問題点の把握等理解しやすいデータ作成に努めている。 ・東日本大震災においては、医療面における長期的組織的に災害支援を表明し、その支援活動の状況等を積極的に公開ホームページ、センター内掲示板に掲載し、情報発信、情報提供を行っている。 ・センターにおける研究等についても、積極的にプレスリリースを行い情報提供に努めている。 ・国立国際医療研究センター年報を発行し、大学法人など関係機関へ配布し、センターの研究成果などの情報提供を行っている。 	
<p>○ ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見を聴取するよう努めているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案箱の設置し、職員から広く有意義な意見を聴取し、企画戦略室会議でその事項を報告し、具体的な対応策の検討し、実施した。（評価シート83頁参照） ・業績評価におけるインタビューや外部理事と有志職員とのミッション等に係る集中的議論などを実施した。 	

	<p>・更なる収支改善に向けて、センター病院における診療科別の経営分析を行い、現状把握とその対応等を検討した結果、外科系部門の強化に取り組むとともに、平成24年度においてセンター全体で経営改善を開始した。</p>	
<p>○ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。 (政・独委評価の視点)</p>	<p>実績：○</p> <p>・職員が業務で発揮した能力、適正、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに遂行意欲の向上を図る業績評価制度を平成22年度から実施している。</p> <p>(1) 年俸制職員 年俸制を適用している副院長等については、評価対象となる職員が作成した個人評価基礎資料に基づき、最終評価者が個別にインタビューを実施し目標を定め実行した。</p> <p>(2) 役職職員及び一般職員 役職職員及び一般職員においては、平成23年6月期及び12月期の業績手当に反映させ、併せて業績評価により平成24年1月の昇給についても反映させた。</p>	
<p>○ 業務改善の取組を適切に講じているか。(業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等) (厚労省評価委評価の視点)</p>	<p>実績：○</p> <p>・患者満足度調査の実施及び病院内における「意見箱」の設置によりいただいた意見指摘を参考として、アメニティーの向上、診療時間の改善、接遇の向上等業務改善に取り組んでいる。また、苦情等に対する改善事項については、院内掲示板により取組状況を貼り出し患者等への周知を行っている。</p> <p>・職員からの提案を受け付ける取組については、センター運営を充実発展させることを目的とし、センターで働く職員（派遣・委託職員等を含む）からセンター運営やミッション達成に有意義な意見を幅広く聴取するため、各事業所に「提案箱」を設置した。提案箱の設置に当たっては、全職員宛一斉メールにより周知を図った。</p> <p>・人事評価については、業務で発揮した能力、適正、実績等を適正に評価し、その結果を適正に給与等に反映する業績評価制度を平成22年度より導入し職員の業務遂行意欲の向上を図っている。</p>	
<p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点)</p>	<p>実績：○</p> <p>・意見箱の設置による患者、患者家族等からの意見・要望・苦情や、提案箱の設置による職員からの意見について「患者サービス推進委員会」「企画戦略会議」で報告し、具体的な対応策の検討、見直しを行っている。</p>	

独立行政法人の自然災害等に係るリスクへの対応に関するアンケート調査(厚生労働省所管法人回答)

I 調査研究部会(3法人)

- 1 国立健康・栄養研究所
- 2 労働安全衛生総合研究所
- 3 医薬基盤研究所

II 高度専門医療研究部会(6法人)

- 1 国立がん研究センター
- 2 国立循環器病研究センター
- 3 国立精神・神経医療研究センター
- 4 国立国際医療研究センター
- 5 国立成育医療研究センター
- 6 国立長寿医療研究センター

III 国立病院部会(1法人)

国立病院機構

IV 医療・福祉部会(3法人)

- 1 医薬品医療機器総合機構
- 2 福祉医療機構
- 3 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

V 労働部会(4法人)

- 1 労働者健康福祉機構
- 2 勤労者退職金共済機構
- 3 高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 4 労働政策研究・研修機構

VII 年金部会(2法人)

- 1 年金積立金管理運用
- 2 年金・健康保険福祉施設整理機構

別表1 規程類の整備

法人名：独立行政法人国立健康・栄養研究所

想定するリスク		当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考	
			有無	内容		
1	法人の役員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震、水害、台風、落雷、大規模テロ	厚生労働省戸山研究所庁舎全体の消防計画(消防法第8条)	見直し予定なし		震災前から大規模地震災害等を想定した取組を行っている
2	法人の業務継続の困難化	地震、水害、台風、落雷、大規模テロ	今後、規程の策定に向けた具体的な検討を行う予定			
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	地震、水害、台風、落雷、大規模テロ(化学物質、放射性物質)	有害化学物質安全取扱規程等	見直し予定なし		震災前から大規模地震災害等を想定した取組を行っている

別表2 法人の自発的取組

法人名：独立行政法人国立健康・栄養研究所

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	地震等による危険物の転倒の際の二次被害	危険物の容器の転倒防止のため、棚等を床や壁に金具で固定し職員の安全確保に努めた。	(左欄と同じ)
2	地震等災害発生時における公共交通機能麻痺による職員の帰宅困難化	帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、非常用食糧等の防災用品の備蓄を行っている。また、台風等の災害が予測される場合は、早期帰宅を促し、職員の安全確保に努めている。(特別休暇で対応)	(左欄と同じ)
3	停電発生に伴う実験設備の停止による研究業務への影響	突然の停電が発生した場合に、温度管理が必要な実験設備が停止しないよう、電力供給設備の二系統化や自動的に非常用バックアップ電源に切り替えるシステムを導入している。	
4	地震等による生態系への影響や人間に対する健康被害を生じさせる可能性のある実験動物、遺伝子組み換え生物等の逃避	実験動物、遺伝子組み換え生物等を耐震性能が最も高い研究棟に配置している。	

別表1 規程類の整備

法人名:独立行政法人労働安全衛生総合研究所

想定するリスク		当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
			有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震、台風	消防計画 (消防法第8条)	見直し予定なし	研究所の立地場所は津波及び水害のリスクは無い。
2	法人の業務継続の困難化	地震	今後、対応方針の明確化等の検討を行う予定		
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・2次災害の発生	地震(化学物質等) 地震(実験動物)	関係法令の遵守、自主点検の徹底	見直し予定なし	

別表2 法人の自発的取組

法人名:独立行政法人労働安全衛生総合研究所

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	地震等に伴う容器の破損等による化学品の混触危険(発火、有毒ガス発生)。実験室内における試薬等の飛散、実験器具の破損等による人的被害の発生	容器の破損等防止対策は、倒れないように薬品庫や薬品箱に入れる他、実験台上に置く時も薬品箱に置くように指導している。これらについては、安全衛生委員会による職場巡視、上司によるチェック等により管理を行っている。	(左欄と同じ)
2	地震等に伴う高圧ガス容器等の破損、爆発等の危険	全てのガス容器をスタンドに置き、鎖で固定している。	全てのガス容器と減圧弁に番号を付け、所在の確認方法を明確化した。
3	地震等による施設破損等による実験動物の脱走	実験動物は、生態系への影響や人間に対する健康被害を生じさせる可能性のあるものではないが、動物逃亡の予防を中心とした次の対策を取っている。①棚置き型の飼育ケージ、自動給水ケージは蓋がしっかり施されているかの点検。②飼育室の入口にネズミ返し(ガード)の設置	左欄のうち、①飼育棚が水平移動したが、棚上に置いた飼育ケージの落下などはなかった。さらに、予防のため、飼育棚にケージ落下防止棒(飛び出し防止バー)を取り付けた。②棚の底に付いている車輪にできる限り、ストッパーをかけないようにする(ストッパーをかけることは地震時には倒れやすい)。③棚の上部をワイヤで壁や天井に固定すること(今年度実施予定)等を見直した。

4	地震等大規模災害に伴う本部機能の損壊等による機能不全。通信インフラ機能不全による職員の安否確認困難化	従前から本部機能は清瀬地区に有するとともに、登戸地区に於いても役員用等の部屋、機器等を設けてあり代替が一部可能である。対策方針等を明確化して取組の改善を図る。	
5	地震等による法人の所有するサーバの機能不全による業務継続の困難化	地震によるサーバの機能不全を防止するため、業務上特に重要なサーバは耐震床の上に設置している。	今回の震災では、左記以外のサーバの一部が故障したことを受け、新たなタイプの機器への代替を実施した。
6	地震発生時における公共交通機能麻痺による職員の帰宅困難化	帰宅困難職員の発生及び水道等のライフライン停止に備え、非常用食糧等の防災用品を備蓄している。	震災発生直後に備蓄状況を確認して入替等を行った。
7	停電発生に伴う実験設備の停止による研究業務への影響	研究業務への影響度が高いものについては、自動的に非常用バックアップ電源に切り替えるシステムを備えている。	
8	パンデミックに伴う業務継続の困難化	新型インフルエンザ等の流行により、外務省の渡航規制の対象となる国が発表され、当該対象国に出張中の職員が帰国したときは、当該新型インフルエンザ等の潜伏期間とされる日数について、出勤停止(特別休暇)を要請することになっている。	

別表1 規程類の整備

法人名: 独立行政法人医薬基盤研究所

	想定するリスク	対象とした自然災害等	当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
				有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震、風水害	消防計画(消防法第36条)	見直し又は今後見直し予定	風水害への対策を今後追加予定	
2	法人の業務継続の困難化	地震、風水害	今後、規程の策定に向けた具体的な検討を行う予定			
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	地震、風水害(化学物質、有機溶剤、放射性物質)	有害化学物質安全取扱規程等	見直し予定なし		

別表2 法人の自発的取組

法人名: 独立行政法人医薬基盤研究所

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	地震等災害発生による所内における窓ガラスの飛散、書類保存棚等の転倒による人的被害の発生	窓ガラスに飛散防止フィルムを貼るとともに、書類保存棚等は床や壁に金具で固定した。	(左欄と同じ)
2	地震等災害発生による実験室内における試薬等の飛散、実験器具の破損等による人的被害の発生	試薬保管棚等の転倒防止のため床や壁に金具で固定した。また、研究部門における日常的な試薬・実験機器の安全対策意識を向するため、年度当初の総合教育訓練において周知している。	
3	地震に伴う容器の破損等による化学品の混触危険(発火、有毒ガス発生)	混合することによって発火したり有毒ガスを発生させたりする薬品同士については、漏洩時にも混じり合うことがない位置に保管するよう周知している。	
4	停電発生に伴う実験設備の停止による研究業務への影響	突然の停電が発生した場合に、温度管理が必要な実験設備が停止しないよう、電力供給設備の二系統化や自動的に非常用バックアップ電源に切り替えるシステムを導入している。	
5	地震発生時における公共交通機能麻痺による職員の帰宅困難化	帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、非常用食糧、毛布、簡易トイレ等の防災用品の備蓄を行うこととした。	(左欄と同じ)

別表1 規程類の整備

法人名: 独立行政法人国立がん研究センター

	想定するリスク		当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
	対象とした自然災害等			有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震、風水害、テロ	防災管理規程	見直し中又は今後見直し予定	今後、津波も含めた規程の見直しを行う予定。	
2	法人の業務継続の困難化	地震、津波、風水害等	今後、規程の策定に向けた具体的な検討を行う予定			
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	地震(毒・劇物)	防火管理規程	見直し中又は今後見直し予定	今後、津波も含めた規程の見直しを行う予定。	

別表2 法人の自発的取組

法人名:独立行政法人国立がん研究センター

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	津波に伴う人的・物的被害	センター内で津波警報が出た時点で、地下階の患者誘導班を設置し、今後、津波避難訓練を新たに実施する予定である。また、地下階から患者を搬送する担架などの準備を行った。	(左欄と同じ)
2	地震、津波等による法人の所有するサーバの機能不全による業務継続の困難化	現在地下階にあるサーバの機能不全により実験データ等が失われ業務継続に支障を来す場合に備え、今後、システム切り替えに伴い上層階に移動させるための計画を進めている。	(左欄と同じ)
3	地震発生時における公共交通機能麻痺による職員の帰宅困難化	帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、非常用食糧、毛布、簡易トイレ等の防災用品の備蓄を行うこととした。また、センター内運営業者と協定を締結し、災害時・緊急時の食料・水の確保を図った。	病院職員・患者用の非常用食料の備蓄を従来の3日分から5日分に見直した。
4	地震等大規模災害発生後の通信インフラ機能不全による情報発信機能の低下	携帯電話用サイト及びメーリングリストを整備した。災害時等における診療体制の確保を図るため、医師等にPHSを常時携帯させ、院外連絡体制の整備を図った。	(左欄と同じ)
5	大規模災害全般について	大規模災害対応のマニュアルを見直し中である。	(左欄と同じ)

6	停電発生への対応	安定した電力確保を行うため、ガスによる常用発電機の増設により、安定供給の確保を図る。病院機能及び温度管理が必要な実験設備が停止しないよう、電力供給の二重化や自動的に非常用バックアップ電源に切り替わるシステムを導入予定。	(左欄と同じ)
7	患者情報のバックアップについて	電子カルテ更新により、患者情報(電子カルテ情報)のバックアップの外部委託化を予定。	(左欄と同じ)
8	地震に伴う医薬品容器・棚等の転倒・落下破損等による被害	医薬品容器・棚等の転倒、落下防止対策を実施。	(左欄と同じ)

別表1 規程類の整備

法人名： 独立行政法人 国立循環器病研究センター

想定するリスク		当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考	
			有無	内容		
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震、風水害、落雷	防火・防災管理規程(消防法第8条第1項及び第36条)	見し中又は今後見直す予定	ライフライン途絶に対する措置の充実	
2	法人の業務継続の困難化	地震、風水害、落雷	今後、規程の策定に向けた具体的な検討を行う予定			
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	地震(化学物質、毒・劇物、有機溶剤、放射性物質)	安全衛生管理規程、放射線障害予防規程			

別表2 法人の自発的取組

法人名： 独立行政法人 国立循環器病研究センター

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	地震に伴う容器の破損等による化学品の混触危険(発火、有毒ガス発生)	有機溶剤や特定化学物質などを使用する部屋として、壁が厚く耐震性の高い部屋に共通薬品使用室を設置し、一元的に廃液保管を行うことでリスクが分散化するのを防いでいる。	
2	地震による、生態系への影響や人間に対する健康被害を生じさせる可能性のある実験動物、遺伝子組み換え生物、生体資料等の流失	実験動物及び遺伝子組み換え生物の飼育施設をそれぞれ建物の最上階及び最上階と直近下階に設け、出入りについては使用者を特定したカードキーによるセキュリティシステムとしており、容易に外部に実験動物等が逃げ出せない仕組みとしている。	
3	地震等災害発生による実験室内における試薬等の飛散、実験器具の破損等による人的被害の発生	労働安全衛生コンサルタントによる施設内のラウンド調査を実施し、地震等の際に転倒等の恐れがあると指摘された薬品棚やキャビネット等について、金具固定等の地震等対策整備を行った。その後は、毎月、安全衛生委員による安全パトロールにおいて必ず落下・転倒の危険性があるものをチェックし、必要の都度対策を講じている。	
4	地震等大規模災害発生時の通信インフラ機能不全による施設内の部署間連絡困難	電話交換機が故障し、施設内のPHSが使用できなくなった場合に、無線機による連絡を可能としている。	
5	大規模災害全般について	災害対応のマニュアルを作成し、各部署に備えている。	

6	パンデミックに伴う業務継続の困難化	新型インフルエンザ等の流行により、外務省の渡航規制の対象となる国が発表され、当該対象国に出張中の職員が帰国したときは、当該新型インフルエンザ等の潜伏期間とされる日数について、出勤停止(特別休暇)を要請することになっている。	
7	地震等災害発生時の非常用自家発電装置にかかる燃料確保困難	センターの運営機能を最低限維持するため、非常時に自家発電装置を稼働させる装置を設置している。この装置を稼働させるための燃料を3日間程度備蓄していたが、11日間程度の燃料を保管することとした。	左欄のうち、灯油が長期間供給停止した場合に備えた取組
8	地震等災害発生時の設備破壊による機能不全	地震等によりインフラが破壊された場合を想定し、センターの設備が賄える機能を調査し、予想される状況を職員へ周知を行った。また、センターが設置する設備の再点検を行い、老朽化した部品等の交換を行い、稼働の信頼性を高めた。	ライフラインが途絶した場合の対応を周知し日常的な管理意識向上を図り、関連設備の信頼度を高めた取組
9	停電発生に伴う診療業務及び研究業務への影響	突然の停電が発生した場合に、生命維持装置や温度管理が必要な実験設備などが停止しないよう、電力供給の二系統化や非常用自家発電装置に切り替えるシステムを導入している。また、その時の優先度により、選択的な電力供給を実施する。なお、電子カルテシステムについては非常用自家発電装置による電力供給ができないため、伝票による運用としている。	

別表1 規程類の整備

法人名:独立行政法人国立精神・神経医療研究センター

想定するリスク		当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
			有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター防災計画(消防法第8条第1項、第36条)			
2	法人の業務継続の困難化	当該リスクへの対応方法等について検討を行う予定			
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター安全衛生管理規定及び同センター神経研究所特殊化学物質取扱及び危害予防内規			

別表2 法人の自発的取組

法人名: 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	停電発生に伴う設備の停止によるセンター業務(診療・研究)及び患者様への影響	突然の停電が発生した場合に、病院機能及び温度管理が必要な実験設備が停止しないよう、電力供給の二系統化(非常用発電機、ガスコージェネレーション設備)や自動的に非常用バックアップ電源に切り替わるシステムを導入している。	ガスのコージェネレーション設備の導入を行うとともに保安電源の増強を行った。
2	地震に伴う容器の転倒、破損等による有機溶媒、消毒用アルコール、化学品、毒劇物薬品等の漏出危険(発火、有毒ガス、揮発性ガス発生)	<ul style="list-style-type: none"> ・漏出することによって、発火したり有毒ガスを発生させたりする薬品が薬品棚から落下・転倒しないようにする、必要最小限の備蓄をする対策を実施した。 ・混合することによって発火したり有毒ガスを発生させたりする薬品の破損による漏えいがないように、転倒防止柵及び薬品ビン保護カバーの装着を行っている。種別に危険物貯蔵庫の個別の部屋で保管を行っている。毒劇物はカギのかかる金属製保管庫に保管している。 ・沸点の低い有機溶剤の流出による発火や、ホルムアルデヒド有毒ガスを発生させたりする化学薬品が保管庫から飛びだして破損することがないよう、カギ付きの専用薬品庫で保管している。 	再度、所有薬品を見直し液体の劇毒物を区別し別の薬品庫へ移動した。
3	地震等により法人の所有するサーバが機能不全となることによる業務継続の困難化	サーバの機能不全によるシステム停止やデータ欠損等の事象発生に備え、日次バックアップを取得している。主要なサーバの電源を保安電源に接続する。	停電時にサーバをより安定稼働させるため、サーバ室の空調機の電源を商用電源から保安電源に切り替えた。

4	地震等大規模災害発生後のインフラ機能不全による情報発信機能の低下	通信インフラには、国立情報学研究所(NII)が構築、運用している情報通信ネットワークである学術情報ネットワーク(SINET)を選択し接続している。	
5	風水害に伴う危険物の流出、実験動物の逸走等	飼育室毎に部屋を密閉する扉が設置されている他に廊下やエリアへの入退室口にも密閉扉が設置されており、動物の逸走防止のために複数のバリア構造になっている。	
6	地震等災害発生による実験室内における試薬等の飛散、実験器具の破損等による人的被害の発生	研究部門における試薬管理等のマニュアルを作成し徹底に努めている。また、研究部門における試薬管理等の日常的な管理意識向上のため、研究室内及び入口に啓発用の貼り紙等を行っている。危険物等の在庫記録を保管し、管理を行っている。	(左欄と同じ)
7	地震、津波による、生態系への影響や人間に対する健康被害を生じさせる可能性のある実験動物、遺伝子組み換え生物、生体資料等の流失	<ul style="list-style-type: none"> ・実験動物および遺伝子組み換え生物を飼育している飼育ラックが転倒して飼育動物がケージから外へ出ないように、飼育ラックへ耐震金具を設置している。また、飼育室の出入り口には動物逸走防止のためにネズミ返しを設置しているが、設置状態の点検を入退室毎に実施することを作業マニュアルに明記し研究員、飼育員に徹底している。飼育室毎に部屋を密閉する扉が設置されており、動物の逸走防止のために複数のバリア構造になっている。 ・遺伝子組換え生物を含むモデル動物については、全て耐震性が高い動物実験施設で飼育している。それ以外の大腸菌などの遺伝子組換え生物については、耐震性の高い建造物にある各研究室で保管リストを作成し、厳重に管理している。 	左欄のうち、耐震金具を徹底する取組

別表1 規程類の整備

法人名: 国立国際医療研究センター

	想定するリスク	対象とした自然災害等	当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
				有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震、風水害、大規模テロ等	防災規程(消防法第36条)に準ずる	その他	原子力事故の発生に伴う人的被害に関する対応マニュアルを見直した。	
2	法人の業務継続の困難化	地震、風水害、パンデミック	今後具体的な検討を行う予定			
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	地震、風水害(毒・劇物)	毒劇物取扱規程	見直し予定なし		

別表2 法人の自発的取組

法人名: 独立行政法人 国立国際医療研究センター

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	強震度地震による大型医療機器(CT/MRI/PET/SPECT/LINAC等々)の損傷に伴う放射線診断・治療業務の遂行不能	各装置毎に災害時の機器点検マニュアルを見直し、予想される損傷・故障への対応策の再検討、及び画像配信方法に付いても対応策を再検討した。	放射線画像に係わる大型医療機器(CT/MRI/PET/SPECT/LINAC等々)の機器点検マニュアルの見直し、改訂。メーカーへの連絡方法や装置使用の可否判断の明確化。
2	災害時、スタッフへの緊急連絡が携帯電話の不通等で連絡手段がなく連絡網が使用できなくなる。	スタッフ全員へ、災害用伝言ダイヤル利用の周知徹底をした。病院より住居が徒歩一時間以内の者は緊急時は速やかに登院する旨を提言。	緊急連絡網を徒歩一時間以内、以上との二通りに分け、通常連絡網と災害時連絡網の二種に分類した。
3	災害時の長時間停電による放射線診療業務の停止	長時間停電により、自家発電機能も使用できなくなった場合、オーダリングシステム全てが停止、または、全ての装置が使用できなくなった場合、撮影から画像配信まで、すべてバッテリー使用にて放射線診療が可能なシステム導入の検討。	左欄と同じ
4	押し寄せる放射線被曝疑いの市民へのサーベイ対応	放射能汚染が発生した場合、多数の被曝に不安を持つ市民が殺到する事が予想され、昨年3/14～一週間程度の間、実際に福島地方より避難されてきた42名の住民のサーベイを放射線技師が行った。	被曝疑い患者への対応マニュアル、公的対応記載用紙、地域住民登録用紙等の準備。サーベイ手順、記録、汚染物処理、その他対応方法のマニュアル作成。
5	大事故災害発生時の対応について	「生存被害者の数、重傷度、種類または発生場所のため保健医療サービスによる特別な準備が必要とされる事象」を大事故災害と定義し、対応初動マニュアルを策定している。また、年一回の災害訓練を実施している。	左欄と同じ

6	地震に伴う建物の破損等の被害(建築設備の被害を含む)及びそれに伴う人的被害(ガラス破損による負傷等の直接的被害、または、家具(医療機器含む)の転倒や供給設備の破断などにより医療活動の継続が困難になったため入院患者の症状が悪化するなどの間接的被害)	新中央棟(全病床801床中781床を収容するほか、救急部門・外来部門・手術部門・放射線診断部門・検査部門等を配置)について、免震構造とすることで、大地震時の揺れを低減し、建物本体及び設備機器等の被害の軽減を図り、ひいては人的被害の生じる可能性の低減、医療活動の継続性の向上を図っている。	左欄と同じ
7	地震及びその他自然災害等が研究所で発生した場合の対応について	火災・震災発生時の対応マニュアルを作成し、病原体等/遺伝子組換え生物等などによる汚染の拡大等の防止などに取り組んでいる。	左欄と同じ
8	パンデミックに伴う業務継続の困難化	新型インフルエンザ等の流行に伴う、インフルエンザ等の潜伏期間とされている日数について、病院職員の出勤停止等を要請している。 新型インフルエンザ等の流行により、感染の恐れがある患者が来院した際に、医療従事者及び他の患者への感染を防止するため新型インフルエンザ対応マニュアルを作成し各部門へ配布した。	
9	原子力事故の発生に伴う人的被害	福島第一原発の事故を契機に、放射線障害予防規程に基づき策定している防災マニュアルに、被爆者の搬入を想定したサーベイマニュアルを追加した。	サーベシートを見直した。
10	地震等による毒劇物容器の破損	劇毒物保管庫は容器がぶつかって破損しないようにプラスチック仕切りがあるが、更に紙の仕切りを追加して破損防止対策をした。また、混じって有毒ガスが発生するものは位置を離して保管した。	左欄と同じ
11	地震に伴う医薬品容器の落下破損等による被害	医薬品容器の転倒、落下防止のため棚に落下防止柵の設置	

12	停電発生に伴う薬剤部門システムの停止による業務への影響	重要な機器類を安全に稼働するために保安電源の利用	無停電電源装置の設置による部門システムの保護
13	停電発生に伴う診療業務の停止による患者サービスへの影響	放射線診療部門では、突然の停電が発生した場合でも直ぐに電源が落ちないように装置保護のための無停電装置の増設及び点検項目の見直しを行った。	極力患者さんへの負担・不安を減らせるようマニュアルの見直し
14	停電発生に伴う医療機器設備等の停止による診療業務への影響	突然の停電が発生した場合に、診療業務への影響を最小限に押さえられるよう、自家発電装置及び無停電電源設備の増設を図る。	自家発電装置及び無停電電源設備の新設工事を施工している。
15	インフルエンザ等の集団感染に伴う業務継続の困難化	インフルエンザ等の流行により、患者食を提供する部門の職員が出勤停止となった場合の対応についてフローチャートを作成した。	
16	地震、風水害等大規模災害発生に伴う事業所(建物・医療機器・備品等)の損壊等に伴う機能不全	教室、講堂等の雨漏りや、外壁の修繕、実習室、実験室等の医療機器について、今後早急に対応が見込まれるものリストアップを行った。	左欄と同様
17	地震、風水害発生時における公共交通機能麻痺による職員・学生の帰宅困難化	帰宅困難な職員及び学生の電気、水道等のインフラ停止に備え、非常用の自家発電機の整備、水、食料の防災用品の備蓄を行った。	左欄と同様
18	地震等大規模災害発生時における学籍管理システムの機能不全に業務継続の困難化	サーバの機能不全により学生の学籍データ等が失われ業務継続に支障を来す場合に備え、システムのクラウド化等に管理する方式に変更する等の検討を行っている。	左欄と同様

別表1 規程類の整備

法人名: 独立行政法人国立成育医療研究センター

	想定するリスク 対象とした自然災害等	当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
			有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震、風水害	防災規程(消防法第36条)に準ずる	見直し済み	原子力事故による被害者の受入を想定した応急対策を盛り込んだ。
2	法人の業務継続の困難化	地震、風水害	成育医療研究センター災害対策マニュアルに従い対処	見直し済み	災害(地震)対応マニュアル第1版を作成し、職員に周知を図った。
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	地震(化学物質、毒・劇物)	病院薬剤部や研究所など、各部署ごとの対応となっている	見直し中又は今後見直し予定	現状を調査中。

別表2 法人の自発的取組

法人名: 独立行政法人国立成育医療研究センター

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	D-MATの速やかな派遣が行えるかどうか	震災後、D-MAT隊2チームを災害対策拠点地へ派遣した。	左欄と同じ
2	D-MATの速やかな派遣が行えるかどうか	D-MATの整備及び充実。	D-MAT整備WGで準備をしている。
3	災害時の院内対策を統一して行えるかどうか	災害マニュアルWGを立ち上げ、半年間(計6回)にわたり検討し、マニュアルを完成させた。	左欄と同じ
4	災害時に、迅速かつ適切な対応が行えるかどうか	24年度は災害マニュアルWGを災害対策WGに切り替え、災害時のシミュレーションを行っている。今秋、各部署において定期的に災害対策訓練を予定。	左欄と同じ
5	災害時の医療活動の継続に関する困難	情報管理及び診療業務補助の対策としてコージェネ(非常用電源)を整備した。	コージェネ(非常用電源)の増設整備を行った。
6	災害時の医療活動の継続に関する困難	無停電電源装置の稼働時間を延長処理した。	左欄と同じ
7	災害時の院内物品の落下のリスク	病棟内における転倒防止対策としてキャビネット類の耐震固定を行った。	

8	トリアージを迅速に行えるかどうか	電子カルテの診療情報を明確化する為にトリアージ情報を区別できるようした。	左欄と同じ
9	患者情報のバックアップについて	webサーバとメールサーバーを外部委託予定。	左欄と同じ
10	震災等による法人の所有するサーバの機能不全による業務継続の困難化	震災以前より記述用電子カルテ情報と参照用電子カルテ情報の保存をサーバーを2つに分けて行っている。	
11	地震に伴う容器の破損等による化学品の混触危険	薬品同士が万一の漏洩時にも混じり合うことがない位置に保管されているか調査を行う予定。	左欄と同じ
12	大規模災害全般について	災害対策マニュアルを作成し、イントラネットで共有した。	左欄と同じ

別表1 規程類の整備

法人名:独立行政法人国立長寿医療研究センター

想定するリスク		当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考	
			有無	内容		
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震、風水害	防災規程(消防法第36条)	見直し済み	東海・南海・東南海地震の三連動地震発生を想定した災害応急対策を盛り込み震災後規程を見直した。また愛知県防災計画の変更に伴い規程を見直す予定である。	当センターは三河湾沿岸から15km近く離れており、標高が23.4mあるため津波の被害は想定していない。
2	法人の業務継続の困難化	地震、風水害等	防災規程(消防法第36条)			
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失	地震、(化学物質、毒・劇物) 地震(有機溶剤) 地震、風水害(放射性物質)	化学物質等管理業務マニュアル(別表2の3)	見直し中又は今後見直す予定		

別表2 法人の自発的取組

法人名: 独立行政法人国立長寿医療研究センター

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	地震に伴う容器の破損等による化学品の混触危険(発火、有毒ガス発生)	地震により容器が破損等で混合することにより発火や有毒ガスを発生する薬品の保管方法を検討。	
2	地震による、生態系への影響や人間に対する健康被害を生じさせる可能性のある実験動物、遺伝子組み換え生物、生体資料等の紛失	実験動物を扱う実験室は一個所に集中しているため、新動物実験棟の新築に合わせ分散化を検討。	
3	地震等災害発生による実験室内における試薬等の飛散、実験器具の破損等による人的被害の発生	研究部門における試薬管理等マニュアルを作成。	
4	3連動地震大規模災害に伴う事業所の損壊等による機能不全	東南海大規模地震(震度6強)を想定した場合の建物の被害と出火を想定した訓練を実施。地震発生時の被災状況の把握、入院患者の人命救助、初期消火について訓練を実施した。	東海・南海・東南海地の3連動震発生を想定した防災訓練を平成23年度に実施。震度6強の場合の建物の被害を想定し、情報収集と事業継続の判断決定をする訓練を平成23年10月に実施した。

5	停電発生に伴う病院業務及び実験設備の停止による研究業務への影響	停電に備え、温度管理が必要な実験設備には、自家発電装置による電源確保をしている。病院用の自家発電装置は5台設置しており、外来棟については、ボイラーの燃料タンクと連結することにより、最大3日の燃料を確保。	左記に加え、今年度新築するバイオバンク棟と新動物棟用に3日間以上の電源を供給出来る自家発電装置を設置することとした。
6	地震発生時における公共交通機能麻痺による職員の帰宅困難化	帰宅困難となる恐れのある職員に対する情報の提供、各職場長への帰宅困難者対策実施の指示等を防災規程に盛り込んでいる。	左記に加え、帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、病院業務遂行のため病院職員用の非常用食糧の備蓄等を検討することとした。
7	地震発生及び風水害による患者用備蓄品について	患者用災害備蓄食糧として、乾パン、パン缶、フルーツ缶、おかず缶(3種類)、アルファー米を5食分備蓄。	高齢者の被災状況から、患者用の主食については、乾パンからお粥等の高齢者に合わせたものに見直しを行った。患者用の飲料水の備蓄量を増やし、3日分を確保した。

別表1 規程類の整備

法人名:独立行政法人国立病院機構

想定するリスク		当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
			有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震等	消防法等の関係法令を遵守し、適切に対応している		
			個人情報保護管理要領(第24条)	見直し予定なし	
2	法人の業務継続の困難化	地震等	防災業務計画(災害対策基本法第2条に基づき策定)に本部機能の維持について規定	見直し中又は今後見直す予定	災害対策本部の設置基準、本部使用不能の場合の災害対策本部設置病院について新たに規定する予定
			大規模災害発生時の対応に係る本部内の体制について取り決めに策定	見直し済み	大規模災害発生時の本部の体制について見直し
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	地震等	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等の関係法令を遵守し、適切に管理している		
4	武力攻撃事案等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年六月十三日法律第七十九号)第6条に定める指定公共機関としての取組	武力攻撃	独立行政法人国立病院機構国民保護業務計画	見直し予定なし	
	災害対策基本法第2条に基づく指定公共機関としての取組	地震等	防災業務計画	見直し中又は今後見直す予定	拠点病院の見直し、初動医療班の編成等、災害対応能力の充実

別表2 法人の自発的取組

法人名:独立行政法人国立病院機構

対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1 大規模災害発生時の対応	・本部主催の研修として従来の「災害医療従事者研修」に加え「初動医療班研修」の開催に向けた準備	・災害時の医療救護活動として、被災地に派遣する初動医療班の研修を実施し、災害対応能力の充実に図るため、研修内容を検討
2 各病院との通信手段の確保 (東日本大震災で電話通信が制限され、病院との連絡が困難となった)	・災害時優先電話等の設置	・災害時優先電話を全施設に設置 ・情報集約や医療班の活動を円滑にする必要性から本部、災害拠点病院及びDMATを有する病院中心に衛星携帯電話を設置 ・防災訓練時に本部・ブロック間で、衛星携帯電話を用いた通信訓練を実施
3 災害備蓄品の確保	・食料品、備品等の備蓄 ・災害時に着用する法人名称入りのジャンパーの保有	・500食分の食料品等を購入し、30人規模の医療班の一週間分の食料品を常時備蓄 ・毛布、寝袋の備蓄 ・作業用ズボン、靴の備蓄など
4 災害時における職員の安否確認方法について	・災害時に電話等が通信制限された場合における職員の安否確認方法の導入	・携帯電話会社が提供する「災害用伝言板」とHOSPnet(独立行政法人国立病院機構総合情報ネットワークシステム)を連携

※なお、東日本大震災においては、発災直後より、DMATによる災害急性期の医療活動を展開するとともに、切れ目のない医療支援活動のため医療班を継続的に派遣し、被災地における診療を行う等、本部及び各ブロック事務所と病院が連携して延べ約1万人日の職員を被災地、被災地域外の避難所等に派遣した。

別表1 規程類の整備

法人名:独立行政法人医薬品医療機器総合機構

想定するリスク		当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
			有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震	災害時対応マニュアル(別表2の1、2)	見し中又は今後見直し予定	震災を踏まえた災害時の連絡体制や帰宅計画の見直し等
2	法人の業務継続の困難化	新型インフルエンザ	独立行政法人医薬品医療機器総合機構の新型インフルエンザ発生時における業務継続計画(新型インフルエンザ対策行動計画)	見直し予定なし	
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	該当なし			

別表2 法人の自発的取組

法人名:独立行政法人医薬品医療機器総合機構

対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1 地震発生時における公共交通機能麻痺による職員の帰宅困難化	帰宅困難職員の発生、電気、水道等のインフラ停止に備え、非常用食糧、毛布等の防災用品の備蓄。	帰宅困難者対策を強化し、全従業員の3日分の食糧を備蓄することとした。
2 地震等大規模災害発生時の通信インフラ機能不全による職員の安否確認困難	外出している職員や在宅時に発生した際の安否確認のための、緊急連絡網の構築。	電話による連絡方法から、メールやサポートサービスを利用した方法に見直し。

別表1 規程類の整備

法人名:独立行政法人福祉医療機構

想定するリスク		対象とした自然災害等	当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
				有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	・地震、暴風雨、高潮、洪水、大雨 ・大規模テロ、パンデミック(新型インフルエンザ)	・本部災害防止細則 ・リスク・危機管理基本方針 ・リスク対応計画 ・事業継続計画 ・消防計画	見直し済み	・事業継続計画に基づく職員の行動マニュアルの見直し	
2	法人の業務継続の困難化	地震、パンデミック(新型インフルエンザ)	・事業継続計画	見直し済み	下記事項の見直しを実施 ・災害想定 ・被災時における職員の行動マニュアルをリニューアル ・避難場所の見直し ・データのバックアップ方法等の検討	
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	該当なし				

別表2 法人の自発的取組

法人名:独立行政法人福祉医療機構

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	震災による人的・物的被害	・消防計画及び事業継続計画等に基づく避難訓練を実施している。 ・職員の安全確保及び被災時の非常用出口への安全確保の観点から、事務所内にある書棚等の転倒防止措置を講じている。	・被災時における安全確保の観点から職員にヘルメットを配布した。 ・事業継続計画の被災時における職員の行動のマニュアルを見直した。
2	地震、津波、原子力事故等の大規模災害に伴う事業所の損壊等による機能不全	・事務所が機能不全となった場合は事業継続計画に定められたとおり、緊急時対策チームによる施設・設備の破損調査や重要書類の持ち出し等を実施するとともに、業務への影響度分析結果を踏まえた優先継続業務を参集要員が実施する。	・事業継続計画の被害想定を見直した ・大阪支店において被災した場合を想定し、事業継続計画に追加した。
3	地震、津波等による法人の所有するサーバの機能不全による業務継続の困難化	・業務を安定的に運営する観点から、サーバの転倒防止措置及びデータのバックアップを実施している。	・震災に強い外部データセンターの活用を検討している。
4	地震等大規模災害発生時の通信インフラ機能不全による職員の安否確認困難	・緊急時における連絡体制として連絡網を整備するとともに、連絡を取る手段等における伝言ダイヤルの活用を周知している。	・被災時にメールが配信される外部業者が運営する安否確認システムの導入を検討している。
5	地震等大規模災害発生後の通信インフラ機能不全による情報発信機能の低下	・衛星電話の導入を検討している。	(左欄と同じ)

6	地震等大規模災害発生時、通信インフラの回線制限に伴う支所・支所との連絡困難	・衛星電話の導入を検討している。	(左欄と同じ)
7	大規模災害全般について	・本部災害防止細則及び消防計画を策定し、被災時の影響を最小限にするように努めている。 ・また、災害発生後については、リスク・危機管理基本方針に基づき策定した事業継続計画に基づき行動することとしている。	(左欄と同じ)
8	パンデミックに伴う業務継続の困難化	・事業継続計画に新型インフルエンザが発生した場合の行動を示している。	(左欄と同じ)

別表1 規程類の整備

法人名：独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

	想定するリスク 対象とした自然災害等	当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
			有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	災害一般	防災管理規則(消防法第36条)	見直し予定なし	
2	法人の業務継続の困難化	該当なし			
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	該当なし			

別表2 法人の自発的取組

法人名: 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
<p>1 東日本大震災による福島第1原子力発電所事故により、10km圏内に所在する避難施設の社会福祉法人友愛会を受入</p>	<p>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(以下「のぞみの園」という。)は、東日本大震災による被災障害者等の受入を厚生労働省に申し出ていたところ、福島第1原子力発電所から10km圏内に所在するため避難していた、社会福祉法人友愛会(知的障害者入所更生施設「光洋愛成園」等を運営)が、法人全体で避難できる避難場所への移動を要望していたことから、厚生労働省において福島県及び群馬県と調整した結果、平成23年4月15日に、のぞみの園に同法人全体の利用者及び職員等を受け入れた。(平成24年7月27日現在:利用者70名、職員34名を受入) その後、現在に至るまで、約1年4か月間の長きに亘り同法人を受け入れ、支援を行っているところである。</p>	
<p>2 東日本大震災による福島第1原子力発電所事故により、福島県内外の他施設等へ避難していた障害者施設へ職員を派遣し支援</p>	<p>のぞみの園は、東日本大震災による被災障害者施設への職員派遣を厚生労働省に申し出ていたところ、福島第1原子力発電所事故により、福島県田村町や千葉県鴨川市に避難していた社会福祉法人福島県福祉事業協会(知的障害者・知的障害児施設等を運営)からの要望に基づき、それぞれ職員を派遣(平成23年3月24日～11月22日:16組32名)し、利用者の支援を行った。</p>	

別表1 規程類の整備

法人名: 独立行政法人労働者健康福祉機構

想定するリスク		当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
	対象とした自然災害等		有無	内容	
<p>1 法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害</p>	<p>地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮及び津波等</p>	<p>防災マニュアル(消防法第36条)</p>	<p>見直し又は今後見直す予定</p>	<p>震災以前より、各施設において策定しており、定期的に点検し、補強措置を講ずるなど、随時マニュアルの見直しを行っており、今後も引き続き必要に応じて見直しを行って行くこととしている。</p>	
<p>2 法人の業務継続の困難化</p>	<p>地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮及び津波等</p>	<p>労災病院災害対策要領(別表2の1～5)</p>	<p>見直し済み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平時の備えの明確化 ・通信手段等の進化、進歩に伴う整理 ・全国的支援等における本部の役割強化 ・災害対策本部の機能強化 ・津波対応マニュアルの追加 	
<p>3 業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等</p>	<p>・地震、津波(毒薬・劇薬、毒物・劇物) ・地震、津波(放射性物質) ・津波(感染性廃棄物)</p>	<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等の関係法令を遵守し、適切に管理しているところであるが、情報収集することとした。</p>			

別表2. 法人の自発的取組

法人名: 独立行政法人労働者健康福祉機構

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	自然災害等発生により病院機能に及ぼす被害	各労災病院において、自院が自然災害等により被災した場合における災害対策マニュアルや津波マニュアル等を策定し、病院機能の維持を図る。	左欄のうち、津波マニュアルを追加。
2	自然災害等発生に伴う通信インフラの回線制限による各労災病院との連絡困難	本部及び各病院において、災害時優先電話を設置している。災害発生時における通信用機材として、携帯電話、衛星電話、トランシーバー、トランシーバー用充電器、公衆電話用小銭、移動通信機能付きノートパソコン、移動通信機能付きプリンタ等を設置。	左欄のうち、震災時の対応等を踏まえて、衛星電話、トランシーバー、トランシーバー用充電器、移動通信機能付きノートパソコン、移動通信機能付きプリンタを追加。
3	自然災害等発生に伴う公共交通機能麻痺による職員の帰宅困難	帰宅困難職員の発生に備え、非常用食糧の備蓄を行うこととした。	(左欄と同じ)

4	自然災害等発生に伴うライフライン機能不全による病院機能の低下	電気、ガス、水道等のライフライン停止に備え、携帯ラジオ、乾電池、懐中電灯の備品を準備するとともに、非常用食糧の備蓄を行うこととした。	左欄のうち、非常用食糧の備蓄を追加。
5	被災による負傷者受入等に伴う被災労災病院における人的不足、医薬品・食糧品等の物的不足	全国を小ブロックに分け、被災労災病院が所在する小ブロック内の労災病院が、被災労災病院に対して必要な人的・物的支援を行うこととしており、ブロック内の支援では十分な対応ができない場合は、機構本部から全国の労災病院に対して必要な指示をする。 機構本部からの支援に当たっては、被災地等の情報を的確に分析し情報を発信するとともに、医薬品供給支援に当たっては、全国規模のネットワークを有する業者と連携体制の構築に努める。	左欄のうち、機構本部からの支援に当たっては、被災地等の情報を的確に分析し情報を発信するとともに、医薬品供給支援に当たっては、全国規模のネットワークを有する業者と連携体制の構築に努めることを追加。
6	地震に伴う医薬品容器・棚等の転倒・落下破損等による被害	医薬品容器・棚等の転倒、落下防止対策を実施。 (医薬品容器の転倒・落下防止として、保管棚が転倒しても引き出しが開かない仕様のものを使用したり、棚の医薬品を取り出す側にワイヤー等を張ったりしている。また、重量のある医薬品については棚の下段に保管している。 医薬品の棚は、天井や壁に固定したり、棚同士を器材で連結したりして、転倒を防止している。)	
7	停電発生に伴う医療機器設備等の停止による診療業務への影響	突然の停電が発生した場合に、診療業務への影響を最小限に押さえられるよう、各病院等において非常用自家発電設備を設置しているほか、CVCF回路(バッテリーによる無停電コンセント回路)を部分的に設置し、人工呼吸器等生命維持のための装置に影響が出ないよう対策を講じている。	震災後直ちに非常用自家発電設備の総点検を行うとともに、起動用バッテリーを更新するなど設備の緊急稼働に備えた。

8	停電発生に伴うサーバ停止による業務への影響	突然の停電が発生した場合に、業務への影響を最小限に抑えられるよう、各施設において自動的に非常用電源や無停電電源装置に切り替えるシステムを導入している。	
9	自然災害等発生によるwebサーバとメールサーバに及ぼす被害	Webサーバとメールサーバを外部委託して、震度6強の耐震構造を有し浸水・急傾斜・崩落・津波・高潮・液状化発生の危険区域外の立地であることなど、自然災害による影響を最小限に抑えるための条件を仕様で明確に記載し、それを満たすデータセンターのホスティングサービスを利用することとした。	(左欄と同じ)

別表1 規程類の整備

法人名: 独立行政法人勤労者退職金共済機構

想定するリスク		当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
			有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震等の自然災害	消防計画(消防法第8条)	見直し予定なし	
2	法人の業務継続の困難化	地震等の自然災害	当該リスクへの対応方につき検討中		
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	該当なし			

別表2 法人の自発的取組

法人名:独立行政法人勤労者退職金共済機構

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容	
1	地震発生による人的被害	自社ビルである本部事務所の耐震診断の結果、大規模地震等への対応及び合理性を考慮し、制振又は免震構造のビルに移転することを決定し、公募により24年5月に移転した。	(左欄と同じ)	
2	地震発生時における公共交通機能麻痺による職員の人的被害及び帰宅困難化	帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、非常用食糧、防災用ヘルメットを職員に配付した。	左欄のうち、防災用ヘルメットを職員に配付した。	
3	地震等による法人の所有する業務用データの損失による業務継続の困難化	関東圏での局所的な地震等の自然災害による長期的なライフライン供給の停止やシステム機能停止等に備え、必要なデータを西日本に転送・保管することを検討中。	(左欄と同じ)	

別表1 規程類の整備

法人名:独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

	想定するリスク		当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
	対象とした自然災害等			有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震、津波、風水害	庁内管理規程(消防法第8条・第36条)	見直し済み	庁内管理規程に防火・防災管理者の選任等、消防法第8条及び第36条に基づく防火・防災管理体制の整備について、規定を盛り込んだ。	
		地震、津波、風水害	雇用促進住宅に係る管理運営業務委託契約書	見直し予定なし		
2	法人の業務継続の困難化	地震、津波、風水害等	今後、規程等の整備に向けた検討を行う予定			
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	該当なし				

別表2 法人の自発的取組

法人名:独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	地震発生時における公共交通機能麻痺による職員の帰宅困難化	帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、非常用食糧、毛布等の防災用品の備蓄について見直すこととした。 また、消防計画に基づく帰宅困難者対策について、取扱いを整備する予定としている。	(左欄と同じ)
2	自然災害全般について	外出している職員や在宅時に発生した際の安否確認のため、改めて緊急連絡網の整備を行った。	(左欄と同じ)
3	自然災害全般について	職業能力開発施設等においては、災害時における利用者及び職員の安全確保、連絡体制等について措置がとれているのが、現状を把握するため、防災の取組状況に係る点検表を作成し、各施設において緊急点検を行った。	(左欄と同じ)
4	自然災害全般について	災害発生時に職員が迅速かつ的確に対応するための行動指針や役割分担をあらかじめ定めた「施設防災マニュアル(標準版)」を本部において作成し、これに基づき利用者が多い職業能力開発施設等において、地域の状況を踏まえた施設防災マニュアルを作成するよう指示した。また、作成したマニュアルを活用し、より一層効果的な避難訓練を実施することを併せて指示した。	(左欄と同じ)

別表1 規程類の整備

法人名:独立行政法人労働政策研究・研修機構

	想定するリスク		当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
	対象とした自然災害等			有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震等	消防計画(消防法第8条)等	見直し中又は今後見直す予定	東日本大震災の教訓を踏まえ、想定するリスクをより明確に定義するとともに、その対応についても具体的・実効性のあるものに見直すこととしており、防災マニュアル(仮称)の策定も含め、現在機構内で内容の検討を行っているところ。	
2	法人の業務継続の困難化	地震等	消防計画(消防法第8条)等	見直し中又は今後見直す予定	東日本大震災の教訓を踏まえ、想定するリスクをより明確に定義するとともに、その対応についても具体的・実効性のあるものに見直すこととしており、防災マニュアル(仮称)の策定も含め、現在機構内で内容の検討を行っているところ。	
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	地震等(PCB廃棄物)	消防計画(消防法第8条)等	見直し中又は今後見直す予定	東日本大震災の教訓を踏まえ、想定するリスクをより明確に定義するとともに、その対応についても具体的・実効性のあるものに見直すこととしており、防災マニュアル(仮称)の策定も含め、現在機構内で内容の検討を行っているところ。	

別表2 法人の自発的取組

法人名: 独立行政法人労働政策研究・研修機構

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	大規模災害全般について	既定の「消防計画」及び「緊急行動指針」について、東日本大震災の教訓を踏まえ、想定するリスクをより明確に定義するとともに、その対応についても具体的・実効性のあるものに見直すこととしており、防災マニュアル(仮称)の策定も含め、現在機構内で内容の検討を行っているところ。	(左欄と同じ)
2	地震等大規模災害発生時の通信インフラ機能不全による職員の安否確認困難	電話連絡を基本としつつ、不通の場合の備えとして、メールやインターネット、専門業者によるサービスの導入等について検討中。	(左欄と同じ)
3	地震発生時における公共交通機能麻痺による職員等の帰宅困難化	帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、非常用食糧、毛布、簡易トイレ等の防災用品の備蓄を見直すとともに、一般の帰宅難民への支援のあり方についても今後検討を行う予定。	(左欄と同じ)

別表1 規程類の整備

法人名: 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

想定するリスク		対象とした自然災害等	当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
				有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震	-			当機構は小規模な組織(常勤役職員25名)であることから、災害等の際は、理事長等の陣頭指揮により、機動的に対応することとしている。
2	法人の業務継続の困難化	地震	-			
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	該当なし				業務において危険物等は使用・保管していない。

別表2 法人の自発的取組

法人名: 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	地震等による重要文書の毀損・散逸	重要文書については、地震等による毀損・散逸が生じないよう、専門の外部倉庫へ保管を委託している。	

別表1 規程類の整備

法人名: 年金積立金管理運用独立行政法人

	想定するリスク 対象とした自然災害等	当該リスクへの対応 (規程類の整備状況)	東日本大震災を契機とした見直し等		備考
			有無	内容	
1	法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害	地震等	消防計画 (消防法第36条)	見直し予定なし	
2	法人の業務継続の困難化	地震等	業務継続計画 (別表2の1～6)	震災後新規作成	
3	業務上の必要性から使用・保管する危険物等の紛失・流失等	該当なし			

別表2 法人の自発的取組

法人名:年金積立金管理運用独立行政法人

	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容	東日本大震災を契機にした見直し等の内容
1	地震発生時における業務継続の困難化	地震発生に備え、最小限の業務継続のための「業務継続計画」を策定し、役職員への周知を図った。	(左欄と同じ)
2	地震による法人の所有するサーバーの機能不全による業務継続困難化	従来より、年金積立金データ管理システムについては、バックアップ機能を有していたが、法人LANシステムについては、それを手当していなかったことから、バックアップデータセンターを構築することとした。	(左欄と同じ)
3	地震発生時における公共交通機能麻痺による役職員の帰宅困難化	帰宅困難役職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、非常用食料、水、簡易トイレの備蓄を従来から実施。	(左欄と同じ)
4	地震発生時の通信インフラ機能不全による役職員の安否確認困難	携帯メールを活用した「安否確認サービス」を導入することとした。	(左欄と同じ)
5	地震発生後の通信インフラ機能不全による連絡困難	停電時直通外線電話を確保するとともに、衛星携帯電話の配備に向けた準備を行うこととした。	(左欄と同じ)
6	地震時における負傷者発生	執務室の什器、OA機器等の転倒防止策を実施した。	(左欄と同じ)

《アンケート・記入要領》

【用語の定義】 本アンケートにおいて用いる用語を、以下のとおり定義します。

自然災害等の外部要因 とは

地震、津波、水害、台風、雪害、落雷等の自然災害、原子力事故、テロ、パンデミック等
※ 広域的あるいは大規模に発生する外的な物理的現象・事故・事件を対象とするもので、経済社会的なものは含まない。

法人に係る人命・財産・業務上のリスク とは

- i) 法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害
- ii) 法人の業務継続の困難化
- iii) 業務上の必要性から使用・保管する危険物等（化学物質、有機溶剤、毒・劇物、高圧ガス、放射性物質、病原体、実験動物等）の紛失・流失等（※）
※ 法人自身の取扱いに起因するものではなく、自然災害等による外的要因に起因する紛失・流失等

のリスク

【アンケート1（別表1）】 <規程類の整備>

問1-1 貴法人では、自然災害等の外部要因に起因する法人に係る人命・財産・業務上のリスク（別表1の1～3）のうち、どのようなリスクを想定していますか。

- ① 別表1の1～3に、想定しているリスクがある（別表1の1～3に各一つずつ）
⇒ 想定している各リスクについて、「対象とした自然災害等」の欄に、リスク発生の外部要因となる自然災害等（**補足1参照**）を記入し、**問1-2**にお進みください。
- ② 別表1の1～3に、想定しているリスクは無い
⇒ **問2**にお進みください。
- ③ その他
⇒ 適宜様式にて、具体的にご回答願います。

※ 「備考」欄には、回答内容に関して付言すべき事項がある場合に記入してください。

問1-2 貴法人では、**問1-1**で回答した各リスクについて、何らかの対応をしていますか。「当該リスクへの対応（規程類の整備状況）」欄に、下記①、②に従い、必要事項を記入してください。

- ① 既に対応済みである
⇒ 対応済みであるリスクそれぞれについて、その対応内容を盛り込んだ規程類（複数ある場合は、代表的なもの一つ）の名称（**補足2参照**）を記載し、**問1-3**にお進みください。
- ② ①以外の場合
⇒ 対応済みでないリスクそれぞれについて、「現在具体的な検討を行っている」、「今後具体的な検討を行う予定」、「当該リスクへの対応方につき検討中」、「今後も対応予定なし」など、当該リスクへの対応に関する現状を簡潔に記入してください。

問1-3 前述の**問1-2**の①で記入した規程類について、東日本大震災から得た教訓に基づいた見直し等を行っていますか。「東日本大震災を契機とした見直し等」の「有無」に、エクセルのドロップダウンリスト（見直し済み、震災後新規作成、見直し中又は今後見直す予定、見直し予定なし、その他）から該当する項目を選択し、「内容」欄に、その具体的な見直し内容を記入してください（**補足3参照**）。

問2 <**問1-1**～**問1-3**の回答を終えましたら、回答してください>

貴法人において、法人に係る人命・財産・業務上のリスクではないが、自然災害等の外部要因に起因するリスクへの備えとして広域的な災害対策の一翼を担う機関としての取組（災害対策基本法に基づく指定公共機関としての取組等）を行っている場合、下記の例に従い、区分4の各欄に必要事項を記入願います。

「想定するリスク」：〇〇〇〇法第△条に基づく指定公共機関としての取組 等

「対象とした自然災害等」：対象としている自然災害等の種類（**補足1参照**）

「当該リスクへの対応（規程類の整備状況）」：規程類の名称のみ（「防災業務計画」等）

「東日本大震災の発生を契機とした見直し」：**問1-3**に同じ

【アンケート2（別表2）】<法人の自発的取組>

問1 貴法人において、自然災害等の外部要因に起因する、法人に係る人命・財産・業務上のリスクとして、具体的に想定しているリスクに対する備えの取組（注1）のうち、法人の役職員の発意に基づく自発的取組（注2）を行っていますか（今後実施予定を含む。）。

① 自発的取組を行っている。

⇒ 「対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク」欄に、具体的に想定されるリスクを記入し、各リスクへの対応として行っている（今後実施予定を含む）法人の自発的取組の内容を具体的に記入願います。

また、記入した各取組内容について、東日本大震災を契機とした見直し等が行われている場合には、その見直し内容を「東日本大震災を契機にした見直し等の内容」欄に、簡潔に記入願います（**補足4参照**）。

② 自発的取組を行っていない。

⇒ これで、アンケートは終了です。

③ その他

⇒ 上記の回答によりがたい場合等は、適宜の様式にて回答願います。

(注1) 防災に関する規程類の整備、組織の整備、訓練、物資・資材の蓄積・整備・点検、施設・設備の整備・点検等の災害予防や災害応急対策など

(注2) 範囲は、次のとおり。

a) 法令や国等からの具体的な指示・要請に基づくものではなく、法人の役職員の発意に基づく法人の自発的取組として行っている取組

b) 法令や国等からの具体的な指示・要請に基づくものではあるが、法人の役職員の発意に基づき、そこで求められている以上の措置（例えば基準の上乗せ、事項の付加など）を法人独自に講じている取組

【アンケート補足説明】

補足1 (「対象とした自然災害等」欄の記入方法)

- ・ 「対象とした自然災害等」欄には、想定するリスクの発生要因となった災害等について、例えば「地震、津波、水害、台風、雪害、落雷等の自然災害」、「原子力事故」、「武力攻撃」等と記入してください。
- ・ 3に該当するリスクについては、例えば「地震（毒劇物）」、「地震、津波、風水害等（病原体、実験動物）」、「武力攻撃（放射性物質）」等と、対象とする外的要因と危険物等を（ ）書きで記載してください。
- ・ 1～4を通じて、対象となる災害を特に限定していない場合は「災害一般」と記入してください。

補足2 (「当該リスクへの対応（規程類の整備状況）」欄の記入方法)

- ・ 法令に基づき作成しているもの
⇒ 規程類の名称のほか、その根拠法令を（ ）内に記入。
例：「防災業務実施規程（〇〇〇〇法第〇条）」等
- ・ 国等の指導・要請に基づき作成しているもの
⇒ 規程類の名称のほか、何に基づくものか（ ）内に記入。
例：「〇〇〇〇計画（△△省からの指導）」等
- ・ 法人の自発的取組によるもの
⇒ 法人の自発的取組について整理した別表2の取組のうち、関係するものの番号を（ ）内に記入。
例：「〇〇〇〇マニュアル（別表2の3、5、6）」等

補足3 (「内容」欄の記入方法)

- ・ 「その他」の選択肢を選んだ場合、「内容」欄に具体的な状況について簡潔に記入願います。
- ・ 「震災後新規作成」の選択肢は、東日本大震災の発生後に、本規程類自体を新たに作成した場合を指します。この場合、「内容」欄には、新たに作成した当該規程類の内容自体を簡潔に記入してください。

補足4 (「東日本大震災を契機とした見直し等の内容」欄の記入方法)

- ・ 「法人の自発的取組内容」欄に記入された取組自体（当該取組の全体）が、東日本大震災の発生を受けて実施したものである場合は、「左欄と同じ」と記入してください。
- ・ 「法人の自発的取組内容」欄に記入された取組が、震災と直接関係のない外的要因への対応である場合や、震災前から実施している取組で、震災後に特段の見直し等を行わなかったものについては、記入の必要はありません。

【参考】別表1に記入する規程類として考えられるものの例

- 1 自然災害等の外部要因に起因する、法人の役職員や法人施設の利用者等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害の発生リスクを想定して、これら損失・被害の未然防止、被害の拡大防止、災害

応急措置等に係る取組が規定されているもの（例えば、「防災業務実施規程」等）。

- 2 自然災害等の外部要因に起因する、法人の業務継続の困難化のリスクを想定して、非常時優先業務を継続再開・開始するための取組が規定されているもの（例えば、「業務継続計画」等）。
- 3 「外部要因に起因する危険物等の事故・事件対応」自然災害等の外部要因に起因する、業務上の必要性から使用・保管する危険物等（化学物質、有機溶剤、毒・劇物、高圧ガス、放射性物質、病原体、実験動物等）の紛失・流失等のリスクを想定して、これら紛失・流失等の事故・事件への対応が規定されているもの（例えば、施設管理規程、安全衛生管理規程、放射線予防規程等）。

—以上—